

にして、孰れも慶喜が心力を勞し、所なり。防長の處分は其希望の如くに行はれざりしと雖も、兵庫開港の事は其盡力に由りて破綻を生ずるに至らざりしは、實に前將軍一世の成功にして、又帝國の幸福なり。當時世人も漸く外國の真相を知るもの多く、時勢の變遷を以て餘儀なしと諦むる者も多く出でたりと雖も、猶攘夷説は十分勢力ありたり。然るに兵庫開港大阪開市の期限は本年に在るを以て、外國公使も督促急にして、到底開港せざれば信を各國に失ふに至るを以て、慶喜は三月五日上書して、兵庫開港の勅許を請へり。其書に曰く、

一昨年十月中條約勅許之節、兵庫は被_レ止之旨御沙汰之趣、早速外國人へ可_レ申渡_レ候處、左候而は忽ち瓦解に及、折角平穩の御趣意、水泡に可_レ相歸、且一旦取結候條約相變候は、唯々信義を外國に失ひ候のみにて、所詮可_レ被_レ行儀に無_レ之、其段深く心配仕候へども、一時切迫の状態御諒察の上、條約勅許も被_レ爲_レ在候儀、今又彼是可_レ申候儀も斟酌可_レ仕筋に付、先其儘御請申上置、篤と熟考可_レ仕奉_レ存候折柄、長防の事件差起り、引續故大樹の大放に及び、遂開港の期限差迫り、各國より毎々申立候條件も有_レ之、右に付猶再應熟慮勘辨も相盡候處、條約變更の儀、強而施行仕候得ば、必定義理曲直の論に及び、大に不都合相生じ、千萬の生靈塗炭に苦、皇國の浮沈にも相拘り候様、可_レ成行_レは目前に有_レ之、右様の形勢に至り候上、無_レ據條約履行候而は、實に御國體御威信共總而不_レ相立、職掌に於て最_レ不_レ相濟_レ次第、殊に堅艦利器、彼の長を取り、皇國之富強を計り候

は、今日の急務に候間、何れも開港可_レ仕は當然の儀に有_レ之、然る處今更彼是申斷候儀は、是迄苦心仕候富強の術も一時に盡果可_レ申、且條約の儀は各國交際の基本にて、永久不易の規則無_レ之候而は、大は小を凌ぎ、弱は強に被_レ制候様可_レ相成、西洋諸國大小強弱は御座候得共全く信義を重じ、條約を致_レ遵守_レ候に付、凌奪併呑の思も無_レ之、夫々立國罷在候事にて、條約の守否は國の存亡に拘り候儀に御座候得ば、旁以一旦取結候條約は、是非遂行不_レ申候而は難_レ相成_レ奉_レ存候、就而者被_レ爲_レ於_レ朝廷_レ候而も、右の事件篇と御勘考被_レ爲_レ在候様仕度、自然利害得失如何と被_レ思召_レ候義も候は、參内の上巨細言上可_レ仕と奉_レ存候、猶又字内の形勢變遷之義追々申上候通に御座候處、古今情態篇と考究仕候得ば、萬國森列風俗の異同は有_レ之候得共、均く天地の化育を受、今日其生を遂げ其死を全く致候に於而は、素より彼此の別無_レ之、既に民生同胞に有_レ之上は、隨て信義を通過は、天地の正理に候處、皇國は環海の御國柄を以、坤輿中東西要衝の地に相當り、即今海外諸邦、日々に相開、萬國如_レ比隣、自在交通の砌、獨舊轍を堅く相守、萬國普通の交接不_レ致候ては、自然の大勢に相戻り、不_レ容易_レ禍害頓に可_レ相生_レ奉_レ存候、因は形勢の變易方今の機會に候間、四海兄弟、一視同仁の古訓に御基き被_レ遊、天下と共に御更正被_レ爲_レ在候様仕度奉_レ存候、左候は、是迄の陋習一洗、數年を不_レ出、富強充實致し、皇國の御武威彌皇張奉_レ安_レ宸襟_レ候様盡力可_レ仕奉_レ存候、(幕末外交談)

〔慶喜再度の上書と勅諭〕

然るに猶異論ありて、勅許を得ざりければ、慶喜は二十二日に至りて更に一書を呈し、責任を一身に負ふべしと論じて、開港勅許を促し、且大阪に於て各國公使を引見して、大に外交上に親密を謀れり。その二十二日の情願最切實にして、又時勢も到底諸外國と親睦を結ばざるべからざる機運に達せるを以て、五月二十四日左の勅諭あり。

兵庫開港之事、元來不易、殊に先帝被_レ爲_二止置_一候得共、大樹無_二餘儀_一時勢言上、諸藩建白の趣も有_レ之、當節上京の四藩も ○土佐、越前、宇和、島及島津大隅守 同様申上候間、誠に不_レ被_レ爲_レ得_レ止、御差許相成候、

一 兵庫被_レ停候事、

一 條約結改の事、

右取消の事、(幕末外)

以上の朝命に接して、始めて條約面を全部履行することを得るに至り、依て兵庫奉行を任命し、兵庫と同時に大阪開市も決定し、同じく其準備に取掛れり。

第五節 討幕の計畫

大活劇を演ぜられたる丁卯の歳——注意的人物岩倉友山——具視の全國合同策及天下一新の大策——具視の堂上有志勸説——堂上の賛成及重徳等の建言——具視の書翰——具視の時務策——具視と實美

〔大活劇を演ぜられたる丁卯の歳〕

慶應三年は我維新史の中樞關鍵にして、嘉永癸丑以來、大速力を以て變轉し來りし國勢は、全く此年に至て窮極に達したり。前年には將軍薨じ、尋で主上崩御し給ひ、二百六十年間諸侯を壓抑して、政兵の樞軸を握りし幕府は、防長再征不結果の爲に全く威信を失ひ、遂に轉覆を招ける大活劇は悉く皆此丁卯の歳に演ぜられたり。帝國三千年の史乗中、此年の史實程興味多きは他に匹儔を得ざるのみならず、世界の史乗を探るも多く比類なき程興味多きを想ふなり。然れども之を簡明直裁、一見知悉し易く記述するは容易の業にあらず。何となれば討幕の國是の如きは、所謂時勢氣運の然らしむる所にして、諸方より其計略策畫み出されて、事單純ならざるを以てなり。此計畫に對して最注意を拂ふべきは、公卿と薩藩との舉動なり。就中注意的人物は洛北岩倉村に蟄居せる前中將岩倉友山 ○具 及薩藩士西郷大久保の二人なり。

〔注意的人物岩倉友山〕

岩倉は曩に黜罰せられて髪を剃り、洛北岩倉村に蟄居せりと雖も、資性豪邁有爲にして、斯る時勢に當りて、單に禪味を味ひ風月を樂み、悠悠閑日月を送り得べきにあらず。國家も亦斯る偉人をして爲すなくして空しく溝壑に朽らしめざるなり。身は陋巷に幽居すと雖も、志士は常に此幽棲に出入して、天下の大事を謀議せしが、能く此誦所に出入して具視の手足となりて奔走せしは、香川敬三、三宮義胤等なり。薩藩士にて此幽居に出入せしは藤井宮内、井上石見、遠武橋次等なり。其他諸藩勤王の志士此幽居を訪問する者多し。故に慶應元年十二月朝議ありて、

久我素堂、千種自觀、富小路敲雲と共に岩倉友山をも勸勤を免じ、出仕を命せんとせらるゝや、朝彦親王異議を立て、「岩倉は武家の輩と交通して事を謀ると聞く。蟄居謹慎の身にして斯くの如し。若し再び出仕せば、恐くは朝政を紊亂せん」と。是に於て事姑く寢み、主上は千種自觀をして、具視に諭さしめ給へり。依て具視も志士に諭して公然門巷に出入することなからしめしことあり。此頃具視は王政復古の大策を畫して、屢、密奏に及ぶ事あり。其噂公卿の間に喧しかりければ、六條有容書を以て具視に通せしを以て、具視は長文の意見書を有容に與へて堂上を訓誡し、此大切な時機に當りて、堂上互に嫉視猜疑すること勿からしめたり。

〔具視の全國合同策及天下一新の大策〕 五月具視は昨年來計策せし所の全國合同策を書して、千種有任に囑して密奏せしめたり。此全國合同の大策には薩藩は大隅守久光を始め、西郷大久保等の深く賛せし所なり。又具視は濟時の策議を草して、千種有任をして密奏せしめ、又二條關白の信任せる山中法橋に託して、之を關白に呈し、政令一新の謀を爲さんことを勸説せしめたり。其説く所は速に征長及外交の難問を處断して、萬機一新の大策を朝廷に於て立つべしと云ふに在り。八月具視復た天下一新の大策を立て、千種有任をして密奏せしめたり。中に言へるあり、

（上略）抑壬戌以來皇權漸次回復し、幕威漸次衰替するは列聖の冥護と陛下聖德の致す所、固より論を俟たずと雖、天下勤王の臣庶が熱心に奔走周旋せし力も、亦多きに居り申候、所謂天定りて

人に勝つものなり。伏て願くは陛下天運循環、皇室中興の時機到來したることを御洞知あらせられ候て、幕府へ自今以往私心を棄て、公理に基き、王政復古の上、徳川氏は列藩と與に扶翼の任を帯ぶべきの旨を御懇諭あらせられ度、其懇諭の勅書は、私心を棄て、公理に基き、政柄を奉還するの要は、國威を恢張して外夷を壓倒するに在り、之を施行するの本は天下を合同するに在り、天下を合同するは政令一に歸するに在り、政令一に歸するは朝廷を以て國政施行根軸の府と爲すに在り。是れ上は神明の心に從ひ、下は億兆の望に應ずるなり云々との御趣意を書き載せられ度候、此の如く名分を正し、大義を明にして、御沙汰相成候は、幕府に於て承伏不仕事は無之と奉存候、古人も非常の時は非常の事を行ふにあらざれば、非常の功を成し難しと論申候、幕府に於ても天下人心既に離叛する事は最早熟知致居り可申候故、勅書を拜戴し、政柄を奉還仕候は、其祖先に對して敢て慙る所に無之、又天下の臣庶は一唱三歎仕候而、徳川氏の血食も出來可申候、内々傳聞仕候に、大樹他界之趣に有之候間、此舉を斷行するは、今日を以て最好機會と奉存候、云々、

〔具視の堂上有志勸説〕 大政奉還の議は已に本年より企畫せられしを見るべし。尋で具視は又手書を藤井宮内井上石見に與へて、晃親王及近衛忠熙等に天下一新の議を勸説せしめ、又中御門經之と深く結託して、大に畫策する所あり、有志の堂上に勸説して、列參建言を爲さしむ。經之身を以

て之に當らんことを誓ふ、具視乃ち藤井宮内井上石見に勸誘して經之等の計謀を幫助せしむ。二人大に之を賛し、答て曰く「此一舉に於て朝議を疏開するを得ば、吾等兄弟誓て微力を盡すべし」と。具視乃ち經之と共に建言すべき條目と、有志の堂上を糾合すべき順序を議定す。堂上稍之に應ずるものありしが、議容易に纏らず。

〔堂上の賛成及重徳等の進言〕 然れども具視等の熱心の爲に大原重徳以下賛成の堂上二十一人を得たるを以て、三十日經之重徳等堂上二十二人參朝、書を二條關白に上りて御前に召されんことを乞ふ。即日戊刻主上御學問所に出御、親王關白議傳南奏等侍坐し、經之重徳等二十二人の進言を聴取し給ふ。其言ふ所は、一には壬戌以來朝廷に失體多きは、要するに朝廷の根軸鞏固ならざるに因るを以て、陛下古今を通覽し、治亂の由て來る所を察し、群議に惑はず、朝廷の根軸を鞏固にして、萬機一新を圖り給へ。二には征長の師は義兵にあらず、忿兵にして、覇者武を弄ぶものなれば、勅命を以て解兵を行ふべし。三には賢能を擧用して要路に立たしむべし。四には列藩主を召して國是を議定せしむべしと。是に於て朝彦親王及二條關白各責を引て辭表を呈出せらる。主上は重徳等の言を怒らせ給ひて二十二人皆譴罰を受け、差控を命せられたり。

〔具視の書翰〕 斯くの如く當路の官人は一新の大策を實行すること能はず、又非官の堂上時事を論ずれば、忽ち譴罰を受く、是に於てか具視は有力なる諸侯に頼り事を成すより外に、策なしと思

惟し、薩藩と相結ばんと欲し、辭を卑うして以て自己の計謀を援助せられんことを求めたり。其井上石見に寄せたる書翰及び具視の持論たる時務策は頗る長文なれども、最肝要なれば、茲に其大概を抄出すべし。

秋冷之砌先以御壯健欣然候、別紙一帖愚策、足下限披見教示之程偏希望致候、就而者御頼談申度儀有之、他事にも無之、先月列參之件に付、小子再出仕を企望の爲め姦計を施し、公卿を煽動致候杯との流言有之、内府公御信用にや、壬戌の幽閉四人は頻に御排斥之由、傳聞致候、内府公邊に而猶今日に至るも、斯く姦物と御着眼に而者、足下兄弟に而如何程周施盡力被致吳候而も、復飾出仕は逆も不_レ被_レ行儀と存候、亦貴藩邸中の邊も如何可有之哉と存候、先年の事件御不審之廉、今更御糺問と申場合にも立至る間敷、百計盡果、小子が微運之所_レ令然に而、不言に附するに如かずと觀念候得共、入洛丈け御宥免は何國迄も周旋盡力に預り申度、小子宿望之旨意少く申述度、聞うかる可くと存候へ共、一讀頼入候、扱小子愚意之存する所赤面も顧みず、隔意無く吐露致候、種々失敬之辭は申迄もなく、嫌疑之廉々も不_レ少候得共、偏に不_レ惡承引頼入候、扱小子愚意之存する所、赤面、幽閉勅免を蒙り、廟堂に出入し、乍_三不才無學大政に參預し、一生之力を盡し忠誠を抽て、輔翼仕候は、中興の鴻業成就す可きは此時に可有之と、一途に思込候、斯る世に男子と生れてこそ、御奉公可_レ致の詮は有之と、先年以來立志之義、況んや今日に至ては、猶

更彌以勉強忠魂を磨く可き時節到來と朝昏片時も思念に所_レ不_レ離候、依_レ之廣く列藩之形狀を通觀して獨り熟思するに、中興の鴻業を輔翼し、能く成功を可_レ奏ものは誰に可_レ有_レ之歟と言は、其人は必ず隅州なるべし、其臣隸亦豪傑雄才多し、是を以て小子深く隅州を渴仰し、厚く結約して籌圖を計議し、與に共に臣節を盡さんと欲す、是れ眞に小子之志願に候、壬戌の夏隅州登京之始、小子獨り諸卿に先ち、周旋奔走し、大原卿勅使として東下、三事策施行之儀は、徳川開府以來未曾有之大事件、皆是隅州勤王之力、三國之武威所_レ令_レ然候、然も小子も亦與りて微力なきに非らざる歟、其後は好名を受け、屏居致候得共、甲子の頃、貴藩は世舉て奸賊と呼と雖、小子は敢て之を信用不_レ致、初念貫通を專要と致し、強て令兄藤井殿に洛北迄出馬を乞候而、心肝を吐露し、時勢を評論し候より、今日迄數十回往復致候次第は、畢竟小子貴藩に倚頼して中興の鴻業を籌圖せんと欲する外、更に他念無_レ之候處、悲哉内府公之御無情、令兄藤井殿も未だ御疑念全く氷解無_レ之哉にも愚察致候、況や大久保氏始め如何に可_レ有_レ之哉、何共慨歎至極終身之遺憾と存候、憐察可_レ給候、良禽は樹を擇で栖み、良士は主を擇で仕ふと申す古言も有_レ之、豊太閤の猶微賤の時に於て當世之豪傑武田、上杉、今川諸氏を顧みずして、未だ大國を領せざる織田氏に仕ふる如きは、小子尤感服する所に有_レ之候、而小子之貴藩に倚頼するも亦此意に外ならず候、足下之近信に依れば、山階宮密々御對面之御沙汰も有_レ之、高崎士來談之儀被_レ申越、此兩條は小生成悅無限、生前之面目

不_レ過_レ之候、就而は折入り及_レ懇談_レ候儀は、小子事貴藩に於て到底不_レ被_レ容_レ次第に候は、其邊無_レ伏藏_レ有體之儘御洩之事、伏而頼入候、右は決而別意あるに非ず、其模様依り、一心決定、終身之覺悟を爲し、禪門に歸するか、又は風月を樂むとか、早く其志を定め申度、何の目的も無く、國事を憂慮する而已にては、世に寸益なく、空論を吐て、一生を終らんは、至愚之極と存候、將又朝議一新し、諸卿幽閉勅免あるの日に於て、小子等之徒猶依然として舊の如くならんには、獻毒呪詛之讒誣も終に實事の如く相成り、如何程に鐵面たるも何の顔ありて再び世人に見ることを得べき哉、嗚呼人生僅に五十年、禍福は索綯の如し、亦如何ともすること能はず候、小子心中深く憐察有_レ之候而、吳々も貴藩之模様有體の儘、内々爲_レ御聞_レ可_レ給候、却而觀念を決定し、一身を安んずる所に有_レ之候、聊も無_レ斟酌_レ垂示可_レ給是希候、却說此一帖は小子若し恩命を蒙り、再度出仕之大幸に遭遇せば、足下兄弟大久保西郷兩士と面會、可否を討論し、教諭を受け可_レ申と、兼而思慮致し、書試候密事之件々に候、乍_レ去眞に草稿之儘に而讀兼候所も可_レ有_レ之候へ共、最早練磨可_レ致氣力も無_レ之、去迎此儘火中に投するも聊か殘心に有_レ之候間、足下限一讀を乞ひ、若し一事にても可_レ採用_レ廉有_レ之候は、本懷の事に候、定而空言不_レ可_レ行_レ之方略と可_レ被_レ見取_レと存候得共、小子は實地に被_レ行度見込に有_レ之候、乍_レ併淺愚の僻論抱腹而已と存候、早々以上、

九月廿七日

對

岳

硯 大人

机下

〔具視の時務策〕 如何に具視が胸中勤王の誠心回天の大策を抱きながら、之を實行する有力者を
得ざるを苦悶せるかを見るべし。其大策の一斑は實に左の如し。

- 一、列參衆力を以て建言の事、
 - 一、櫻木公○近衛 忠熙當職再仕を希望の事、
 - 一、列藩上京衆議之事、
 - 一、神孫繼承萬世一系天子の尊きことは、外夷渡來に依て益す明なり、
 - 一、薩長二藩勤王至誠の心は金石を貫き、其勢の熾んなることは龍虎の如く、其氣は已に天下を
呑む、
 - 一、幕府は年々に政を失ひ、月々に滅亡の種子を蒔くことに勞せり、
 - 一、家茂薨じて軍職と大政を奉還せんとするの始を開かんとは、實に預期せざる所なりき、
 - 一、慶喜は軍職を固辭し、長防の處分を列藩の公議に決せしめんとする迄に至れり、
- 此五者は最天祐なること、
- 一、徳川慶喜軍職固辭、並闕下待罪御採納之事、

- 一、長州處分の事、
- 一、脱藩士草莽士所置の事、
- 一、和宮歸洛の事、
- 一、王政復古諸規律の事、
- 一、法中宮門跡還俗の事、附朝廷の佛法歸依處置の事、
- 一、神祇官太政官以下再興方法の事、
- 一、文武二途なき事、附幕臣を召す事、列藩臣を召す事、
- 一、海軍を設くる急務の事、
- 一、親兵を樹つる事、
- 一、文武の學校を興す事、
- 一、國產物計畫の事、
- 一、土木を興す寛急を計るの事、
- 一、貧民救助の事、
- 一、松前以北の土地開拓の事、
- 一、攝關以下堂上採地の事、

- 一、徳川封地の事、附田安清水一橋采地の事、
- 一、人撰任用の事、附妬心弊風を矯正の事、

以上單に個條のみを列擧せるもあれども、多くは意見を附し、直に實行を期す、以て具視の識見超群非凡なるを見るべく、其薩藩と結約し、王政復古の大業を爲せる所以を見るべし。

〔具視と實美〕 斯くの如くして岩倉は薩藩と聲息相通じて、維新の大計を策するに至りしが、越えて翌三年四月に至り、宰府滞留の三條等五卿と消息を通じて謀議を與にするに至れり。是より先三條等は薩長土筑等諸藩の志士と相交り、西南諸大名を遊説せしめ、在京の公卿と相通謀して、内外より事を起さんとせしが、在京公卿中にも其人を得ざるを以て、使者中岡慎太郎大に歎息せしに、橋本鐵猪爲に岩倉を推薦す。中岡依て橋本と共に岩倉を訪ひ、時事を談論して、大に悦び、坂本龍馬と共に歸府して、實美等に具視と謀議の顛末を語る。實美は「岩倉は佐幕の大奸にあらずや、之と事を與にするを欲せず」とて擇ばざる色ありしが、東久世通禧は具視が誠忠にして遠略を懷き、事を與にするに最適當の人なるを説き、是より互に相援助し、一層便宜を得たり。

第六節 薩長藝三藩大同盟

大運動の中心根軸——大久保西郷の畫策——不結果なりし四藩主の運動——長州、薩州の擧兵に替す——藝藩の擧兵聯盟——大久保が長藩との協約——毛利家の準備——廣澤等討幕の密勅を毛利侯に呈す——隆盛等と片野等の協約

〔大運動の中心根軸〕 從來排幕黨の中心は長藩なりしが、長藩は一旦朝敵の名義を蒙りしより、公然入京するを得ず。傾外に於て活動せんとするには、羈絆を受くること甚しくなりけるに、會薩藩は元治年中より其藩内に於て公武合體黨破れ、排幕黨の西郷大久保等の世となり、藩内の大改革を斷行し、夫より公卿と西南諸藩とを連盟せしめて、幕府を倒し、大政を一新せんと云ふ大運動の中心根軸となれり。慶應丙寅の末、征長の幕軍は破れて將軍慶喜新に立ち、尋で孝明天皇崩御ましく、明治天皇踐阼ありて時勢は刻々に大變化をなしければ、當時上京中なりし西郷大久保は此形勢を看取して、薩、越、土、宇和島諸藩の大合同を策して、一大革新を斷行せんと志せり。

〔大久保西郷の畫策〕 斯くて大久保は京師に留り、西郷は小松及び吉井と共に歸藩して、丁卯二月朔日鹿兒島に着せり。依て隆盛は胸中の一大決心を披瀝して、久光の上京を請ひしに、久光之を快諾せしを以て、西郷は藩論既に決着せるを見て、二月十三日吉井を伴ひ發足して、諸藩遊説の爲

めに四國に赴き、高知に於て容堂老侯に會して久光の命を傳へ、其意見を陳述せしに、容堂直に承諾せしを以て、去て宇和島に赴けり。宗城も亦之を諾せしを以て歸麿せり。此時中岡慎太郎來藩せるを以て西郷は村田新八、寺田弘を同行して、大村及平戸の二藩に遊説せしめたり。中岡等は九州諸藩を遊説して長州に來り、坂本伊藤に會して西郷の計畫を談じ、夫より東上せり。

〔不結果なりし四藩主の運動〕

隆盛は久光を奉じ、陸海の兵七百餘を率ゐて三月廿五日藩地を發し、四月十二日を以て入京せり。春嶽容堂宗城も相前後して上京せるを以て、五月四日越前邸に四侯及其重臣等相會して、兵庫開港防長處分の二大問題を議し、先決問題として、國是を一定し、幕府を離れて朝廷を中心と爲さんには、朝廷に人材登用の必要ある事を決議し、之を二條攝政に建議せり。其後四藩主は時々會合を重ね、十四日には四藩主袂を連ねて二條城に至り、慶喜に謁して、國是一定の必要を入説せり。然れども此運動は餘りに溫和にして、而も越土二侯の如きは殊に幕府に同情深きを以て、斯る際には大業を成就する迄の成功を見ざりき。容堂の如きは四藩の議論を過激と感せしにや、十九日以降は病を以て辭して會せず。西郷等は四藩の主張を寛大に失すとなし、久光は廿三日の朝議に病と稱して參會せざりし如き不結果に終りたり。加之公武合體に最熱心なる土佐藩と雖も、此時容堂に隨從し來りし板垣退助、毛利左内、谷干城等は坂本中岡の周旋にて、隆盛の王政復古斷行論に加盟し、容堂と相分るゝに至れり。

〔長州薩州の舉兵に賛す〕

此時長州の國情は諸隊は猶未だ薩に親まざる有様なりしかば、薩藩の内情視察の爲に、奇兵隊軍監山縣狂介は鳥尾小彌太を隨へ、薩士伊集院金次郎、中村半次郎○桐野利秋と共に五月二日馬關を發して京都に入り、薩邸に潜伏せり。此間に山縣は十分薩州の信憑するに足ることを知り、小松、西郷、大久保等と協議する所あり、品川彌二郎を伴ひて歸藩せり。其後又品川は世良修藏及薩の村田新八と共に京に入り、次いで御堀耕助、柏村數馬入京視察する所あり。御堀等は小松西郷大久保等に會して、十分薩人の計畫せる秘策を聞き、斷然舉兵の事に決して歸藩せり。

御堀柏村等の歸國するや、敬親父子は重臣及諸隊々長を會して出兵の準備に付て熟議せり、即九月六日の事なり。

〔藝藩の舉兵聯盟〕

藝藩は初より長州に同情を表し、幕長葛藤の間に於て長州の爲に便宜を與へしこと少からざりしが、其後益々相親近して今回の舉兵一件には斷然聯盟せんと誓約せり。藝藩は兵士五百を京都に守備せしめ、又更に五百を上京せしめんとせるもの、此藩の聯盟は實に薩長に取りては、一大強援たりしなり。九月十四日品川彌二郎、伊藤俊介、薩藩の大久保、大山○格二人と共に京師より歸て山口に來る、毛利侯父子二人を引見して使命を聴取す。宍戸○備前、木戸、廣澤、御堀等も陪列す。其夜大久保が長藩と出兵に關する約束を結べる條項左の如し。

一、國元より今般繰出し候軍兵一應三田尻へ淀泊、御引合可申上候事、

但爲差引大山格之助來る廿五六日比より罷出、三田尻へ滞在可申候事、

一、於尊藩國元より之軍兵三田尻へ着船迄は御待請相成、同時御出張之運に致し、弊藩軍艦貳艘之内一艘、一日先に攝海へ着船注進之事、

但大阪まで一人差出置候事、

一、總軍は翌日夜中攝海へ着船之都合に致し、其翌晚を期限に可相定候事、

一、大凡當月中を期候得ば、其上の時日は進退時機に應候事、

但期限内たりとも、不_レ得_レ止節は同斷たるべき事、

一、寡君出馬之節京攝模様依り、時機を見合候事も難_レ圖、其節は自然御領内何方なりとも、滯陣御願可申上儀も可_レ有_レ之候事、

別件

一、華城攻撃之儀は、京都に於て一舉相濟候時刻を計り、少し後れて攻入候都合可_レ然歟、

〔大久保が長藩との協約〕 協約既に調ひしを以て、九月十八日大久保は歸京し、大山は鹿兒島に赴けり。是の日藝藩の植田乙次郎山口に來れるを以て、大久保と協約の次第を告げ、更に協約を調へたり。

一、薩兵三田尻へ着艦之上、弊藩之船出帆、一同罷登可_レ申、貴藩の御船は御手洗にて御待合之事、但來廿五六日頃、此度御上坂御人數之内御一人三田尻へ御出、諸事致_二打合_一、弊藩船にて御手洗まで御出之事、

一、薩船二艘内一艘は常備借受之者之内一艘は、一日先に攝海へ着、御藩并弊藩之船は其翌日夜中着船と申邊、浪華にては人數彈藥揚陸等混雜は致間敷哉、

但本文の次第に付、貴藩之人數三ヶ一は直様浪華へ御着相成、殘御人數并弊藩人數は西宮邊揚陸、時機を待受候而は如何哉、此條本文之通實地之模様依り、京都より報告可_レ有_レ之、

一、貴藩御船着坂、直に弊藩家老此度御達之趣を以、西の宮へ着船之段、幕府へ御達被_レ下、且浪華にて孰れの所へ着可_レ致哉之段をも、御掛合被_レ下候御手順にては如何可_レ有_二御座哉_一、(井上伯傳)

〔毛利家の出師準備〕 三藩協約已に調ひ、出兵の順序決定せしを以て、毛利家々老一人召命に應じて、上阪せんとする届書を藝藩に託し、幕府に進達せんことを請はしめ、家老毛利内匠の護衛と稱して、奇兵隊、遊撃隊、整武隊、銳武隊、鷹懲隊、第二奇兵隊に出師の準備をなさしむ。山田市之丞之が指揮官たり。依て廣澤は、藝藩に赴き、互に協議し、以て薩船の到るを俟つ。然るに薩兵は十月に入るも到らざるを以て、豫定の方略を變じて、召命に應ずる家老毛利内匠は藝藩同道上阪の途に就くべしとして、廣澤は大阪の薩邸に至り、杉原治人、野村靖之助は鹿兒島に使す。十月六日

薩艦一艘三田尻に来る、大山格之助之が指揮官たり

〔廣澤等討幕の密勅を毛利侯に呈す〕

此時曩に上阪せし廣澤及品川彌二郎は西郷小松大久保と共に

討幕の密勅を奉じて、山口に歸り來り、之を毛利侯父子に呈す、父子は小松等を延見して、愈々討幕兵を出さんと決す。小松西郷は藩主茂久○忠の出京を促さんが爲に直に發足して鹿兒島に向へり、十二月十五日薩船春日丸三田尻に来る。其十七日薩侯忠義隆盛と共に三國丸にて三田尻に入津す。小松は病の爲に來らず。十八日長の世子元徳○定忠義と會見す。

〔隆盛等と片野等の協約〕 同日隆盛等が片野十郎、山田市之丞等と協約する處左の如し。

一、三藩兵浪華根據の事、

一、根據守衛薩藩二小隊へ長藝の内相加候事、

一、薩侯御一手は京師を專任とす、

一、長藝の内一藩京師を應援す、

一、薩侯御着阪廿一日にて、廿三日御入京、廿五日三田尻出浮候兵出帆、廿八日西の宮着、薩藩

より京師の模様報告の上進入筈、(井上伯傳)

此日忠義は三田尻を發し、海路東上せり。長藩の先鋒も亦廿五日三田尻を發して藝藩の兵と共に廿九日西の宮へ着せり。此時伊豫の大洲藩は西の宮の守衛たりしが、夙に藩論を一定して、薩藩と相

通謀せしを以て、長藝の兵を歡迎周旋せり。長の後軍は堅田大和、杉孫七郎之を將めて尾道に上陸して、以て前軍の消息を待てり。

薩侯入京するに及びて、兩派の鬭争益々甚しく、幕閣及會桑諸藩は悲憤甚しかりしも、毎時舉動活潑ならずして、受動的となり、立ち後れの姿勢となれり。是れ後日伏見鳥羽の一戦に運命を決せし所以にして、其大勢は既に當年より逆視し得べかりしなり。

第七節 大政奉還

山内と徳川の關係及容堂の建白書——春嶽の意見及慶喜の決心——慶喜大政奉還の上奏——慶喜の奏請許可の條件——慶喜政權を奉還す——慶喜將軍職を辭す

〔山内と徳川の關係及容堂の建白書〕 山内容堂は薩、越、宇和島と與に京師に出で、共に時事を議する所ありしが、元來山内氏は徳川氏の爲に大封を得て大藩となりたる家にして、徳川氏の恩を感ずること深く、毛利島津等とは徳川氏に對する關係を異にせるを以て、到底討幕説には一致するを得ず、病と稱して歸藩せり。此時板垣退助等は三百年來大權を掌握せし幕府を倒すとは到底口舌を以て爲し得べきにあらず、必ず一度は兵力に訴へて結末を付けざるべからずとして、西郷等の説に與みしたれども、後藤象次郎は飽まで藩主の説を助けて、平和の間に事を了せんとて、大に岩倉

西郷、大久保等の間に周旋したり。然れども皆此言を用ゐず、三藩聯盟して討幕軍の準備を爲しければ容堂之を聞き、大に憂ひて十月四日後藤象次郎、福岡藤次、神山左多衛を使として、大阪に赴き、建白書を幕府に上らしめたり。其書に曰く、

誠惶誠恐、謹て建言仕候、天下憂世の士、口を噤して敢て不_レ言に到候は、誠に可_レ懼の時に候、朝廷幕府、公卿諸侯、旨趣相違の狀あるに似たり、誠に可_レ懼の事に候、此二懼は、我の大患にして彼の大幸也、彼の策於_レ是乎成矣と可_レ謂候、如_レ此事態に陥り候は、其責至竟誰に歸すべきや、併し既往の是非曲直を喋々辯難すとも、何の益かあらん、唯願くは大活眼大英斷を以て、天下の萬民と共に、一心協力公明正大の道理に歸し、萬世に亘て不_レ耻、萬國に臨んで不_レ愧の大根柢を建てざるべからず、此趣旨、前月上京の砌にも、追々建言仕候心得に御座候得共、何分阻隔の筋のみ有_レ之、其内不_レ圖も、舊疾再發仕、不_レ得_レ已歸國仕候以來、起居動作と雖、不_レ隨意の事に到り、再上の儀は暫時相整不_レ申候は、誠に殘懷の次第にて、只管此事のみ日夜焦心苦思罷在候、因て愚存の趣、一々家來共を以て言上仕候、唯幾重にも、公明正大の道理に歸し、天下萬民と共に、皇國數百年の國體を一變し、至誠を以て萬國に接し、王政復古の業を建てざるべからざるの大機會と奉_レ存候、猶又別紙得と御細覽被_レ仰付_レ度、懇々の至情難_レ默止、泣血流涕の至に不_レ堪候、

慶應三丁卯九月

松平容堂

別紙

宇内の形勢、古今の得失を鑒み、誠惶頓首再拜、伏惟皇國興復の基業を建てんと欲せば、國體を一定し、制度を一新し、王政復古萬國萬世に不_レ耻者を以て本旨とすべし、奸を除き、良を擧げ、寛恕の政を施行し、朝幕諸侯齊く此大基本に注意するを以て、方今の急務と奉_レ存候、前月四藩上京仕、一二獻言の次第も有_レ之、容堂儀は病症に因りて、歸國仕候以來、猶又篤と熱慮仕候に、實に不_レ容易_二時態_一にて、安危の決今日に有_レ之哉に愚慮仕候、因て早速再上仕、右の次第一々乍_レ不_レ及_レ建言候志願に御座候處、今に於て病症難_レ澁仕、不_レ得_レ止微賤の私共、愚存の趣乍_レ恐言上爲_レ仕候、

一、天下の大政を議定する全權は朝廷にあり、乃我皇國の制度法則、一切萬機、必京師の議政所より出づべし、

- 一、議政所上下を分ち、議事官は、上公卿より下陪臣庶民に至る迄、正明純良の士を選舉すべし、
- 一、庠序學校を都會の地に設け、長幼の序を分ち、學術技藝を教導せざるべからず、
- 一、外蕃との規約は、兵庫港に於て、新に朝廷の大臣と諸藩と相議し、道理明確の新條約を結び、誠實の商法を行ひ、信義を外蕃に失せざるを以て主要とすべし、
- 一、海陸軍備は一大至要とす、軍局を京攝の間に築造し、朝廷守護の親兵とし、世界に比類なき

兵隊と爲さん事を要す、

一、中古以來政刑武門に出づ、洋艦來航以後、天下紛紜、國家多難、於是政權稍動く、是自然の勢也、今日に至り古來の舊弊を改新し、枝葉に馳せず、小修理に不止、大根基を建るを以て主とす、

二、朝廷の制度法則、從昔の律例ありと雖も、方今の時勢に參合して、或は當然ならざる者あらん、宜く其弊風を除き、一新改革して、地球上に獨立するの國本を建つべし、

一、議事の士大夫は、私心を去り、公平に基き、術策を不設、正直を旨とし既往の是非曲直を不問、一新更始、今後の事を視るを要す、言論多く實功少き通弊を踏むべからず、

右の條目、恐くは當今の急務、内外各般の至要、是を捨て、他に求むべき者は有之間敷と奉存候、然則職に當る者、成敗利鈍を不顧、一心協力萬世に亘て貫徹致し候様有之度、若或は從來の事件を執り、辯難抗論、朝幕諸侯互に相争の意あるは、尤然るべからず、是則容堂の志願に御座候、因て愚昧不才を不顧、大意建言仕候、就ては乍恐是等の次第、空しく御聽捨に相成候ては、天下の爲めに殘懷不鮮候、猶又此上寛仁の御趣意を以て、微賤の私共と雖とも、御親問被仰付度奉懇願候、

松平土佐守内

慶應三丁卯九月

寺村左膳

後藤象次郎

福岡藤次

神山左多衛(開國起原)

此夜象次郎等は會津藩の重役に面會の上誠心籠めて、朝命幕令政權二途に出づべからず、今日は内外共に政權を朝廷に奉還して、萬機公論に決すべき秋なる所以を説き、猶閣老板倉勝靜に面して之を説く。

〔春嶽の意見及慶喜の決心〕 十日慶喜は容堂の建白書を示して春嶽の意見を問へり、春嶽の答書は稍、不得要領の嫌ありしも、慶喜は内心既に決する所あるものゝ如し。十二日幕府閣老以下諸臣を召して之を諮り、十三日在京諸藩の重役を二條城に集め、板倉伊賀守をして、大將軍の書を示さしむ。曰く、

我皇國時運の沿革を観るに、昔王綱紐を解て、相家權を執り、保平の亂政權武門に移りてより、我祖宗に至り、更に寵眷を蒙り、二百餘年子孫相受、我職を奉ずと雖も、政刑當を失ふこと不尠、今日の形勢に至り候も、畢竟薄徳の所致、不堪、況や當今外國の交際日に盛なるにより、彌政權一途に不出候ては、綱紀難立候間、從來の舊習を改め、政權を朝廷に歸し、廣く天

下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力共に皇國を保護せば、必ず海外萬國と可_レ并立、我國家に所_レ盡不_レ過_レ之候、乍_レ去猶見込之儀も有_レ之候は、聊忌諱を不_レ憚可_レ申聞_レ候、(開國起原)是日將軍慶喜は大廣間に出で、政權返上の旨を演じ、次に侍座せし永井玄蕃は意見あるものは、直に申出づべし、又勘考を要するものは後日申出べしと命じければ、大方退參したるに、小松帶刀、後藤象次郎、福岡藤次、辻將曹等坐に残りて大に將軍の英斷を愆患せり。

〔慶喜大政奉還の上奏〕 翌十四日將軍慶喜、桑名侯松平定敬を遣して大政奉還の事を奏上せり。其書に曰く、

臣慶喜謹而皇國の沿革を考候に、昔王綱紐を解て相家權を執り、保平の亂政權武門に移てより祖宗に至り、更に寵眷を蒙り、二百餘年子孫相承け、臣慶喜其職を奉ずと雖も、政刑當を失ふ事不_レ少_{ナカ}、今日之形勢に至り候も、畢竟薄徳の所_レ致、不堪_ニ慚懼_一候、況や當今外國の交際日に盛なるより、彌政權一途に出不_レ申候ては、綱紀難_レ立候間、從來の舊習を改め、政權を朝廷に奉_レ歸_ル、廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力共に皇國を保護仕候へば、必ず海外萬國と可_レ並立、臣慶喜國家に所_レ盡不_レ過_レ之と奉_レ存候、猶見込之義も有_レ之候得ば、可_レ申聞_レ旨諸藩へ相達置候、依_レ之此段謹て奏聞仕候、以上、(京都守護職始末)

此時諸藩の議論區々なりしが、紀藩の如きは最之を憂ひて、藩士三浦休太郎は二條攝政を訪うて朝

廷の意向を糺しけるに、攝政は許可なかるべき旨を答へたり。然るに一方には之を許可せられんことを希望せる小松帶刀、後藤象次郎は此夜二條家を訪うて、嚴談して、將軍の上奏を許可せらるべしと強ひ、直に二條城に至り、攝政殿御承諾ありと明言したり。

〔慶喜の奏請許可の條件〕 此夜岩倉具視は、中山忠能、嵯峨實愛、中御門經之と商議し、慶喜が奏請を許可する順序を議定して、其條項を草す。實愛經之之を攝政に上り、速に朝議を決せんことを請ふ。其條目左の如し。

- 一、王政復古斷然御治定の事、
- 一、將軍職辭退内論の事、
- 一、毛利父子可_レ有_レ入朝_レ旨以_レ勅使_レ被_レ仰下_レ候事、
- 一、賢明諸藩主可_レ被_レ召之事、
- 薩藝土越宇和島

右當今人望有_レ之勤王之輩速被_レ召、大政之公議被_レ聞食、萬世不拔之御國是可_レ被_レ爲_レ建之事、〔慶喜政權を奉還す〕斯る形勢なれば、二條攝政は始め大に躊躇せられしが、遂に決心せられ、翌十五日慶喜を召して、兩傳奏より、政權奉還の奏請を允す御沙汰書を渡されたり。

祖宗以來、御委任厚御依頼被_レ爲_レ在候へとも、方今宇内の形勢を考察し、建白の趣旨尤に被_レ思召

候、猶天下と共に同心盡力致し、皇國を維持可_レ奉_レ安_ニ宸標_ヲ御沙汰候事、

大事件外夷一條は盡_シ衆議、其餘諸大名伺被_ニ仰出_ニ等は、朝廷於_ニ兩役所_ニ取扱、自餘の儀は、召之諸侯上京之上御決定可_レ有_レ之、夫迄の處、支配地市中取締等を是迄の通りにて、追て可_レ及_ニ御沙

汰_ニ候事、(開國起原)

右の御沙汰と共に十萬石以上の諸大名を召し、殊に春嶽、閑叟、容堂、宗城、久光に出京すべく特命下れり。

〔慶喜將軍職を辭す〕 慶喜は是より數々上書して、或は事務取扱上の心得を伺ひ、或は忠告を試みる所ありしが、廿四日又松平定敬を遣し、將軍職を辭する書を上れり。

臣慶喜昨秋相續仕候節、將軍職之儀固く御辭退申上、其後厚蒙_ニ御沙汰_ニ候に付、御請仕、奉職罷在候處、今般奏聞仕候次第も有_レ之候間、將軍職御辭退奉_ニ申上_ニ候、此段奏聞仕候、以上(京都守護職始末)廿七日舊の如く取扱、衆諸侯集會して公議決定の日を待つべき旨の沙汰せられたり。廿九日日野資宗を勅使として、後月輪東山陵に遣して政權朝廷に復歸せしことを奉告せしめられたり。

第八節 大政奉還後の朝廷

公武合體論と排幕黨——諸大名の召集と慶喜の上奏——朝議一定の議——毛利父子及末家救免——七卿救免

〔公武合體論と排幕黨〕 徳川將軍大政を奉還するや、朝廷直にこれを允許せられしと雖も、此時公家にも猶兩黨あり。甲黨は猶公武合體論の引續にて、徳川氏と協議して政務を處理し、大事は天下の公議に従て處理せんとする者にして、二條攝政尹宮及國事掛等は此説を持せり。乙黨は即ち薩長二藩と結約して幕府を倒して天下更新の政を布かんとするものなり。此派に屬する者は岩倉具視を中心として中山忠能、嵯峨實愛、中御門經之等を與黨とし、遠く筑前に流寓せる三條等五卿と相結べり。故に岩倉等の排幕黨に於ては、或は討幕の密勅を薩長二藩に下し、或は徳川氏の處分を按じ、或は新政府組織を講究する等、着々計畫の歩を進めしと雖も、是機密の間に行はれし所にして表面に顯れず。當路の攝政國事掛等は猶幕府に信頼する所深きを以て、朝廷に於て大計畫を爲すを見ず。

〔諸大名の召集と慶喜の上奏〕 大政奉還後の施設として十萬石以上の諸大名を闕下に召集し、猶一般諸大名をも召集せり。是に於て慶喜は十一月八日左の書を上りて、諸藩主名代上京を許さんことを請へり。

今般被_ニ仰出_ニ之趣茂有_レ之候に付、衆諸侯一同上京可_レ致儀には候得共、不_レ殘上京候而、一體の警衛向差支之儀茂有_レ之候間、當時在府之者之内繰合難_ニ出來_ニ面々は、爲_ニ名代_ニ重臣共爲_ニ差出_ニ、國邑に罷在候者茂病氣幼少之輩は無_レ據儀に付、是非名代爲_ニ差出_ニ候様可_レ仕と奉_レ存候、尤名前之儀猶

取調可_レ申上_二候、此段申上_一候、以上、

此上奏に對して、二條攝政は當時警衛向の爲め、若くは幼少等にて重臣を名代として差出さんとす
るものは、子細申立伺ひ出よとの指令を與へしを以て、所司代松平定敬より、幕府の職務を奉する
者は悉く上京する能はざる旨を上稟せり。而して諸藩主の辭柄を設けて上京の猶豫を請ふ者、上京
を辭する者頗る多し。

〔朝議一定の議〕

十一月十二日國事掛近衛忠房、一條實良、近衛忠熙、鷹司輔熙、大炊御門家信、
九條道孝連署して、策問及太政官以下再興の議案を上つり、朝議を一定する所あらんことを以てす。
攝政は十五日書を慶喜慶勝春嶽に與へて、大政歸一綱紀確立の策問を爲し、十七日復慶喜以下諸藩
に諮問し、十日慶喜は其答議を提出せり。

斯る有様なるを以て、到底天下の耳目を一新する如き施設は爲す能はず、勤王諸藩有志等を満足せ
しむる能はざるなり。

〔毛利父子及末家赦免〕

十二月六日朝彦親王、晃親王、九條道孝、大炊御門家信、近衛忠熙以下
兩役等二條攝政の邸に會して、防長の處置を議し、毛利敬親父子及末家等を赦免せんと欲し、使を
遣して、慶喜の意見を問ふ。

慶喜七日答書を出して曰く、

防長御處置の議に付、御内尋之趣拜承仕候、右は私へ御尋御座候儀に候得者、兼而被_二仰出_一候通、
衆議を被_レ爲_レ盡候上、被_二仰出_一候方に可_レ有_二御座、眞に御英斷を以被_二仰出_一候儀に候は、別段存
寄無_二御座_一候、以上、

斯る答書なるを以て愈_レ翌八日衆議を盡すこと、なれり。此日朝彦親王、晃親王、道孝、家信、忠熙、
輔熙、忠禮、實愛、光愛、長順、信篤、資宗、雅典並に在京諸藩主及重臣等參朝して毛利氏の處分を議す。
慶喜及會桑二藩主は來會せず。議事は夜半を過ぎて決せり。遂に毛利候父子及末家等入洛を免され、
官位を復せらるゝ事に決して、藝藩をして此命を傳達せしむること、なれり。

〔七卿赦免〕

長防處分決するや、次に壬戌以來勅勸を蒙れる堂上を赦免せんと議す、頗る議論あ
りて翌曉に至りぬ。此時一方には岩倉具視等、尾越薩土藝五藩と共に王政復古の大號令を喚發せん
との準備ありしを以て、尾藩兵期を誤り、清和院門に進入せし等にて一時攝政も大に驚きしが、議
は漸く九日辰下刻に至りて無事に決して、攝政以下漸く退朝し、九條前關白、久我前内大臣、千種
有文、岩倉具視、富小路敬直、滋野井實直、正親町公董、滋野井公壽、鷲尾隆聚、及西走の七卿皆
赦免の令に接せり。

第九節 新政府組織

神武創業の規模——具視の討幕説と三藩の出師盟約——三藩士勅諭を請ふ——三藩に賜へる密勅——討幕軍と大政奉還——討幕中止の勅旨——新政府組織の準備——王政復古發令の期、及五藩に傳達せる召命——具視が五藩に示せる注意書——長藩處置の會議並に尾藩兵清和院門に入る——王政復古の發表及諭告文——新政を布く——後宮に賜ふ諭告文——在朝者の參朝を止む

〔神武創業の規模〕 徳川慶喜大政を奉還せしと雖も、朝廷に於ては、大事は列藩の公議を以て決し、小事は兩役にて取扱ふと云ふのみにして、施政の方針も定まらず、政府の機關も備らず、或は建武中興の跡に倣はんと欲する者あり、大寶の制に則らんと論ずるものあり、朝廷は徳川慶喜に其意見を諮問すると云ふ如き實況にして、猶全く覇府政治の機關を存するを以て、一大改革を斷行せざるべからざる焦眉の急に迫れり。具視は其顧問玉松操に諮りたるに、宜しく神武創業の規模に倣ふべしとの言を容れ、着々取調を了し、西郷大久保等と數々會商して新政府組織の準備を爲せり。

〔具視の討幕説と三藩の出師盟約〕 當時具視は猶塾居の身分にして、朝廷内に在て之と共に謀議する者を要するを以て、中御門經之に就て、幕府を討伐して、皇室の實權を恢復すべきを謀る。經之更に之を中山忠能、正親町三條實愛に説く。三人皆之を贊同して、薩摩の小松、西郷、大久保に其密謀を告げ、久光に謀議せしむ。久光亦之を贊し、閩藩の力を盡して、事に従はんと誓ふ。時に藝

藩世子茂勳家老辻將曹を從へて滯京し、亦此謀議を贊襄す。九月久光は大久保一藏を長藩に遣はして、大事決行の議を毛利侯父子に告げて應援を乞はしむ。木戸廣澤等大久保と山口に會商して、薩長藝三藩討幕の出師を盟約せしは此時なり。久光は乃ち病に託して歸藩したり。十月五日中御門經之の別邸にて具視大久保品川^{○彌}會談して、頗協約を確固とし、十月八日薩藩小松、西郷、大久保、長藩の廣澤、品川、藝藩の辻將曹、植田乙次郎、寺尾庄十郎等合同大舉の事を議決し、中山、中御門兩卿に左の如き書を呈したり。

一、三藩軍兵大坂着船の一左右次第、朝廷向斷然の御盡力兼て奉願置候事、
一、不容易御大事の御時節に付、爲朝廷[○]拋[○]國家[○]必死の盡力可致事、
一、三藩決議確定の上は、如何の異論被[○]聞食[○]候とも、御疑惑被[○]下間敷事、^(伯傳)

〔三藩士勅諭を請ふ〕 而して三藩士は從來幕府の失體を責むる長文の書を呈し、且討幕の勅諭降下を請へり。其書に曰く、

皇國內外の御危急、不可謂之情態、別紙趣意書を以て申上候通、寶祚の存亡に相拘り候御大事の時節、苟且儉安、傍觀默止難仕、爲國家干戈を以て其罪を討ち、兇姦を掃除し、王室恢復の大業相遂げ度、不可制の忠義暗合、會盟斷策義舉に相及び候に付、伏而冀くは相當の宣旨降下相成候様、御執奏御盡力被[○]成下[○]度奉願候、^(井上)

〔三藩に賜へる密勅〕 是に於て、諸卿密勅を得て、十四日正親町三條大納言實愛は小松、西郷、大久保、廣澤を自邸に招きて、密勅及び錦旗を授けたり。其書に曰く、

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| 參 | 議 | 大 | 江 | 敬 | 親 |
| 左近衛權少將 | 大 | 江 | 廣 | 封 | |
| 左近衛權中將 | 源 | 久 | 光 | | |
| 左近衛權少將 | 源 | 茂 | 久 | | |

詔、源慶喜藉累世之威、恃閭族之強、妄賊害忠良、數棄絕王命、遂矯先帝詔而不懼、擠萬民於溝壑、不顧罪惡所至、神州將傾覆焉、朕今爲民之父母、是賊而不討、何以上謝先帝之靈、下報萬民之深讐哉、是朕深憂憤、在諒闇而不顧者、萬不得已也、汝宜體朕之心、殲戮賊臣慶喜、以速奏回天之偉勳、而措生靈于山岳之安、此朕之願、無敢或懈、

慶應三年十月十四日

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 正 | 二 | 位 | 藤 | 原 | 忠 | 能 | |
| 正 | 二 | 位 | 藤 | 原 | 實 | 愛 | |
| 權 | 中 | 納 | 言 | 藤 | 原 | 經 | 之 |

〔討幕軍と大政奉還〕 是より先薩長三藩は聯盟して、討幕軍を起し、薩兵四百は既に、長州の三田尻に來り、長藩諸隊も亦三田尻に集り、藝藩兵は御手洗に屯集して以て、時機を待ちけるに、

小松、西郷、大久保、廣澤、品川及福田恭平は連署して、密勅の請書を呈し、即日携帶して三田尻に歸れり。然れども京師に於ては、土藩の盡力に由り、恰も此日將軍は大政奉還の奏請を爲し、翌十五日其勅允を得たれば、大事は諸藩會同の公論を以て決し、日常の小事は議傳兩役に於て取扱ふと云ふ事となり、討幕の必要なきに至れり。尋で慶喜は將軍職をも辭表を呈しければ、會桑二藩は如何に之を悲憤すとも、薩長は如何に幕府を憎惡すとも、將軍奏請し、勅詔を以て之を許可せる以上は、名正しく順序合法にして、何れも之を非難する能はざるなり。

〔討幕中止の勅旨〕 故に十月二十一日中山忠能、嵯峨實愛、中御門經之に勅し給ふは、徳川慶喜已に政權を奉還せしを以て、着々其實行を見んとする際なれば、去る十四日薩長二藩に命ずる所の事件は姑く之を中止すべしと。是に於て忠能は吉井幸輔を其邸に召し、久光忠義若し上京せば之を傳へ、長藩には久光若くは忠義より之を傳達すべしと。其書に曰く、

去十四日申達候條々其後彼家祖以來行來候國政を返上し、深以悔悟恐懼之趣申立候に付、十四日之條々暫見合、實行否可勸考、諒闇中且生民之患に關係するに依り、深遠之思召を以て、再被仰出候事、

十月廿一日

| | |
|---|---|
| 忠 | 能 |
| 實 | 愛 |

經之

蓋し理を以て言へば、直に兩藩に達して、急速に知らしむるを可とすれども、然するときは二藩の人心に關係する所大なるを慮りて、斯る取扱にしたるものなり。故に此密勅は實行せらるゝにもあらず、又公然中止せられしにもあらずして、有耶無耶の間に経過せり。

〔新政府組織の準備〕 密勅の降りたる同日、將軍は大政奉還を奏請せしより、直に之に應ずる策を施し、具視は一方公式合體黨に應戰の計を案じ、一方には新政府組織の準備を爲せり。十一月八日具視は洛中に住居することを允され、本邸に歸住せり。是より益便宜を得て、専ら大久保と會商して、萬事は此二人の間に畫策して決行する事となれり。新政府組織及其發表の順序の如きは、全く此二人の方寸より出でたるなり。

此際十一月十五日土藩の後藤、福岡、神山等在京諸侯を會同して、王政の大基礎を定めんとて、諸藩及堂上の間に遊説して、之に贊成する者も多かりしが、大久保一藏等は之を以て姑息にして成すあるに足らずとし、非常の決心を以て臨まざるべからずとて、中山邸に具視、實愛、大久保等相會して、諸侯會議を開くの順序、利害等を攻究して決する所あり。其後忠能徳川氏の處置に關して異議を唱ふる所ありしが、具視百方慰諭説解して同意を得たり。

〔王政復古發令の期及五藩に傳達せる召命〕 扱已に新政府組織の考案も成り、徳川氏處分に付て

も一派の間には議決せられしも、王政復古發令の時日を豫定せんとして、大に困難せり。當時薩藝尾越諸藩は在京なれども、土佐の容堂は已に國を發したれども、未だ着京せず、依て之を待たん爲に十二月十日にせられんことを、後藤象次郎より懇請至れり盡せり。然るに大久保は八、九兩日の中に決せしめんとし、岩倉は遷延せば不測の變を生せんことを恐れて、朝廷の御都合上止むを得ずとて後藤を諭し、八日に決せんとしたるに、中山は九日にあらざれば朝廷の準備成らずと主張し、遂に九日に決し、中山より奏請して允可を得たり。依て愈其準備として八日具視は尾越薩土藝の五藩に召命を傳達せり。其順序は具視先づ五藩の重臣を本邸に招致せり。其人々は尾藩尾崎八右衛門、丹羽淳太郎、越藩中根雪江、酒井十之丞、薩藩岩下佐次右衛門、大久保一藏、土藩後藤象次郎、神山左多衛、藝藩辻將曹、櫻井與四郎の十人とす。具視之を引見して、今回具視等へ内勅を賜り、王政復古の大策を斷行し給ふに付き、尾越薩土藝五藩は從來勤王の志深きを以て、厚く御信賴あらせ給ふに由り、深重の憂慮より未發の大事を伏藏なく明示して、圓滿に復古の大策を遂行せられんことを宸念し給ふ、五藩宜しく奮勵事に従ふべしと。仍て召命を傳達せり、其書に曰く、

應召早速登京御満足候、隨而不容易大事御評決之儀有之、唯今參朝可有之旨、御沙汰候事、〔具視が五藩に示せる注意書〕 具視語を繼で曰く、此君命は明九日寅刻を以て、重臣を御所へ召致し傳達すべき筈なれども、若し時機に後るゝ事もあらんかと恐れて、今日預め傳達するなり。明

曉卯刻に參内すべしと。乃ち禁關守衛部署令各一通を頒ち與へ、且注意書を示す。其注意書に曰く、

當日覺悟之條々

- 一、卯一點必參朝之事、
- 一、同刻兵士繰込之事、
- 一、御門總て大門を閉ち、穴門より通行之事、
- 一、公家門御臺所門之外は、准后御門と雖、悉皆閉切之事、
但守衛兵士通行之儀は格段之事、
- 一、被_レ止_二參朝_一候公卿見誤無_レ之様心得之事、
- 一、宮公卿參朝之輩、主人之外家來向は總て御門外限不_レ許_レ入事、
但隨身物或文通之類は、使番仕丁等にて非藏人口へ傳送之事、
- 一、三職家來鑑札を以通行之事、
- 一、御門々々出入人體見定之爲、非藏人二人出張之事、
外に使番三人、仕丁五人、
- 一、會津、桑名、藤堂、大垣、見廻、新撰其外斥候之事、
- 一、非常之儀有_レ之、注進之儀出來之節は、四方共非藏人口へ可_二申出_一事、

但非藏人口南談之間、堂上非藏人詰可有_レ之事、

一、各藩屯所並從者休息等之事、

日華門外廻廓

月華門外同斷

承明門外同斷(慶明)

猶心得方を詳述する所あり。

〔長藩處置の會議並に尾藩兵清和院門に入る〕 是の日二條攝政は親王公卿在京諸侯等を召して、長藩處置の事を議せり、夜に入りて議事を開きしに、論議百出曉に徹す。時に尾藩兵清和院門に入り、人馬喧擾す、其報宮中に達す。攝政驚きて春嶽に問て曰く、尾州兵以下九門内外に奔走して頗る異状ありと、何の故ぞやと、春嶽知らずと謝す。此時正親町三條實愛は機事漏洩せしならんと視察して、手書を馳せて具視に通知す。具視邸中に在り、志士を召し變を報じ以て命を俟たしむ。志士等怒髮逆立曰く、尾藩大事を破る、必會桑の兵來襲すべし、我輩一快戦して斃れんのみと。各刀を撫して起つ。具視乃ち酒を呼び盃を手にし、衆を慰諭して曰く、尾藩機を衍ると雖も、事の成敗は未だ知るべからず、成敗利鈍は人力の以て如何ともすべからざるものなり、人事を盡して天命を待つ、假令事成らずとも天下後世に慙る所なしと。談笑自若たりしが、横臥忽ち駢聲を催せり。然るに田

宮淳太郎來り謝して曰く、弊藩兵を進め機を誤る、迂愚の罪謝するに辭なし、朝廷弊藩の重臣を召すを以て、淳太郎非藏人口に詣るに、何故を詰責せらる、仍て答へて曰く、弊藩邸中訛傳あり、曰く老寡君の退朝を俟ちて之を途に要撃せんとする者ありと、少壯輩之を聞き、忽ち武裝して來り防衛するのみ、敢て他あるにあらず。淳太郎今少壯輩を戒め、訛傳たるを諭したるを以て、稍々引去れりと。朝廷又恠む所なし。具視等此の言を聞て大に安す。此夜の會議に於て、九條前關白以下、曩に讒罰に處せられし廷臣等毛利侯父子と共に、勅勘赦免を蒙る、具視亦其中にありて塾居を免れて復飾參朝を仰せ付けられたり。

〔王政復古の發表及論告文〕 慶應三年十二月九日、宮中に於ては前夜來の會議、本日辰下刻に至りて、始めて閉會を告げ、二條攝政、尹宮等既に退朝して、唯中山忠能、正親町三條實愛、徳川慶勝、松平慶永、淺野茂勳等一味の公卿諸侯宮中に留りて具視の參朝を俟つのみにして、宜秋門内闕として聲なし。此報に接して具視即ち朝服を著け、王政復古の諸制其他の文案を一函に納め、齋らして參朝す、中御門經之次で參内す。忠能實愛具視經之御前に進み、曩日親裁を仰ぎし王政復古の典を本日發表せんと奏す。暫時にして薩尾越土藝五藩の兵相繼で至り、神關の守衛全く備り、具視等御前を退き小御所に入る。熾仁親王、晃親王、入道純仁親王、大原重徳、萬里小路博房等召命に應じて參内し、山内容堂、島津茂久亦參朝す。主上之を御學問所に召して、各國家の爲に盡力す

べき旨を勅宣し給ひ、論告文を發せしめ給ふ。其の文に曰く、

徳川内府従前御委任大政返上、將軍職辭退之兩條、今般斷然被_レ開食_二候、抑癸丑以來未曾有之國難、先帝頻年被_レ惱_二宸襟_一、候御次第、庶衆之所_レ知に候、依_レ之被_レ決_二叡慮_一、王政復古國威挽回之御基本被_レ爲_レ立候間、自今攝關幕府等廢絶、即今總裁議定參與の三職を置れ、萬機可_レ被_レ爲_レ行、諸事神武創業の始に原き、縉紳武弁堂上地下の別なく、至當の公議を竭し、天下と休戚を同く可_レ被_レ遊叡慮に付、各勉勵舊來驕惰の汚習を洗ひ、盡忠報國の誠を以て、可_レ致_二奉行_一候事、(慶應)

〔新政を布く〕 從來の官職を廢し、新たに總裁以下三職を選任し、其他朝典の興廢、言論の開通、人民の撫恤等に關して、左の各項を令したり。曰く、

一、内覽、勅問御人數、國事御用掛、議奏、武家傳奏、守護職、所司代總て被_レ廢候事、
一、三職人體、

總裁 有栖川宮(親王)

議定 仁和寺宮(親王) 山階宮(親王) 中山前大納言(忠能) 正親町三條前大納言(實愛) 中御門中納言(經之)

尾張大納言(慶勝) 越前宰相(水) 安藝少將(長) 土佐少將(信) 薩摩少將(義)

參與 大原宰相(重徳) 萬里小路右大辨宰相(博房) 長谷三位(信篤) 岩倉前中將(具視) 橋本少將(實盛)

尾張 三人 越前 三人 薩藩 三人 土藩 三人 藝藩 三人

- 一、太政官始追々可_レ被_レ爲_レ興候間、其旨可_レ心得居_二候事、
- 一、朝廷禮式追々御改正可_レ被_レ爲_レ在候得共、先攝籙門流之儀廢止候事、
- 一、舊弊御一洗に付言語之道致_二洞開_一候間、見込有_レ之向は貴賤に不_レ拘無_二忌憚_一可_レ致_二獻言_一、且人材登用第一の御急務に候故、心當之人有_レ之候は、早々言上可_レ有_レ之事、
- 一、近年物價格外に騰貴如何ともすべからざる勢、富者は益富を累ね、貧者は益窘急に至り候趣、畢竟政令不正より所_レ致、民は王者之大寶、百事御一新之折柄、旁被_レ惱_二宸衷_一候、智謀遠識救弊之策有_レ之候は、無_二誰彼_一可_レ申出_二事、
- 一、和宮御方先年關東へ降嫁被_レ爲_レ在候得共、其後將軍薨去、且先帝攘夷成功の叡慮より被_レ爲_レ許候處、始終奸吏の詐謀に出で、御無詮の上は、旁一日も早く御還京被_レ爲_レ促度、近日御迎公卿被_二差立_一候間、其旨心得可_レ居候事、(慶應)

〔後宮に賜ふ諭告文〕

此日又後宮妃嬪に諭告文を發し給ふ。其文に曰く、

徳川内府二百六十年委ね置れし大權返し奉れるのまゝ、聞食されぬ、今より朝廷にて天下の政をとり行はせらるゝに就ては、内女房より、三仲間の者に至るまで、内行を正うし、嫉妬をつゝしみ、女の分に應じ、忠信を盡し仕へ奉るべし、殊に年頃の有様、驕り高ふること常となりて、中には得もいはれざる振舞も聞ゆ、あはれ古を考へ今を顧りみ、人々かたみにたすけ正して、婦道の

鑑とならんことを思ふべし、若しかりにも御政の上を誹り奉り、或は佞人の頼みをいれ、故なきことをも、曲て窃に奏しまつることの如き業あらんには、おごそかに罪なはるべきなり、返す返すも深く意を用ゆへくなん、右の通仰出され候間、末々までもれぬやう傳へらるべく候、(戊辰始末)

〔在朝者の參朝を停む〕

同時に攝政二條齊敬、賀陽宮朝彦親王以下九條道孝、大炊御門家信、近衛忠熙、鷹司輔熙、近衛忠房、一條實良、徳大寺公純、廣幡忠禮、柳原光愛、葉室長順、日野資宗、飛鳥井雅典、廣橋胤保、野宮定功、六條有容、久世通熙、豊岡隨資、伏原宣論、辻公愛等在朝者二十餘人の參朝を停め、謹慎を命せられ、會津藩の蛤門警衛、桑名藩の公家門警衛を免せられたり、且禁門警衛の列藩に左の注意を與へたり、

大政御一新に付、守衛之輩自今朝命を奉じ可_レ致_二進退_一諸事心得違無_レ之様、御沙汰候事、

但今日召之列藩兵士戎服之儘、參朝候得共、非常御手當而已、必動搖無_レ之様爲_二心得_一申渡候、尤守衛之儀は、一際嚴重に取締可_レ致候事、(戊辰始末)

斯くの如く、霹靂一聲、王政復古の大號令は喚發せられて、新政府組織せられたり。是に於て當面の大問題は何ぞ、曰く徳川氏の處分案是なり。

第十節 小御所會議

王政第一着の會議——御前に於ける徳川處分問題激争——問題は決せり

〔王政第一着の會議〕 慶應三年十二月九日王政復古の大號令渙發せられたり、此夜主上小御所に
出御ましまし、王政第一着の會議を開かせ給ふ。總裁熾仁親王、議定晃親王、嘉彰親王、中山忠能、
正親町三條實愛、中御門經之、徳川慶勝、松平慶永、淺野茂勳、山内容堂、島津茂久、參與大原重
徳、萬里小路博房、長谷信篤、岩倉具視、橋本實梁、及尾藩丹羽淳太郎、田中邦之助、越藩中根雪
江、酒井十之丞、土藩後藤象次郎、神山左多衛、藝藩辻將曹、櫻井與四郎、薩藩岩下佐次右衛門、
大久保一藏等議席に列す、西郷は日中の會議には列したれども、夜に入てよりは、朝議を全く大久
保に譲りて、各所の警戒諸軍の指揮に勉め、兼て諸藩の動靜に注意したり。

〔御前に於ける徳川處分問題激争〕 此夜親王公卿は第二の間に入りて西向し、五藩主は東向し、
藩臣等は第三の間に坐す。席定まるや、議定中山忠能開會の趣旨を宣して曰く、徳川慶喜大政を返
上し、將軍職を辭するを以て、其請を允し給ふ、因て王政の基礎を鞏固にし、萬古不拔の國是を確
定し給はんとす、各聖意を奉體して、以て公議を盡さるべしと。是に於て容堂議を建て、曰く、徳
川内府を召して大政に參與せしむべしと。重徳之を駁して曰く、内府政權を奉還すと雖も、其意果

して忠誠に出るや否を知らず、姑く大議に參與せしめざるを可とすと。容堂反駁して曰く、大政維
新の初に當ては、百事公平無私の心を以て處理するにあらざれば、天下の民心を得る能はず、然る
に今日の擧を見るに、頗る陰險に渉るの嫌あり、諸藩凶器を持して宮闕を守衛するが如きは不祥尤
甚し。抑元和以來殆ど三百年に近く、太平の治を致し、ものは、徳川氏の功大なり、朝廷に於ても
長く其勳功を思召さるべき筈なり。今一朝故なく、此大功ある者を疎外するは何ぞ夫れ少恩なるや。
内府は祖先繼承の覇業を棄て、政權を奉還し、政令をして一途に出でしめて、以て國家の治安を
永久に圖らんとす、其忠誠に嘉すべし。且内府英明の名は天下に聞ゆ、之を召して意見を諮問せ
ざるは、公議を採ると云ふ本旨に反す。二三の公卿何等の定見ありて、斯くの如き陰險なる暴擧を
演せらるゝや。憶ふに幼沖の天子を擁して權柄を窃取せんとするにあらずや。實に天下の亂階を開
くものなりと、意氣昂然席を進めて論ず。具視聲を勵まし叱して曰く、皇上不世出の英才を以て、
王政復古の大事を決行し給ふ。今日の擧悉く宸斷に出づ、妄に幼沖の天子を擁して、權柄を窃取せ
んとすとの語を出す、何ぞ夫れ不敬の甚しきやと。容堂容を更めて失言を謝す。春嶽曰く、王政復
古の初に方り刑罰を先にして徳義を後にするは最不可なり。徳川氏二百餘年隆治を致し、功は、今
日の罪を償ふに餘あり、宜しく容堂の言を納れて内府を召さるべしと。具視論じて曰く、徳川家康
天下を覇有して、太平を致し、蒼生に徳ある其功小にあらず、然れども子孫功に矜り、威權を弄し、

上は皇室を凌辱し、下は公卿諸侯を脅制し、大義名分地に墜ること久し。殊に嘉永癸丑以來、勅旨に違背し、綱紀を紊亂し、外は擅に歐米諸國と盟約を結びて、交通貿易を行ひ、内は憂國の親王公卿諸侯を幽囚し、勤王の志士を戕害し、長防再征の役を起して、亂階を成し、禍を社稷に歸す、其罪亦大なり。慶喜果して自責の赤心あらば、當に自ら官位を辭退し、土地人民を返納して、以て王政復古の大業を翼賛すべし、今徒に政權の虛名を奉還して、在地人民の實力を保有す、其心術の正邪は問はずして明なり、何ぞ俄に大議に參與せしむべけんや。宜しく諭すに官位鶴退、土地人民還納の二事を以てして、自責の誠を知り、然る後召して廟議に參與せしむるも遅からずと。大久保一藏言を繼て曰く、土越二公の言は、未だ以て徳川公心術の正邪を剖析するに足らず、徒らに空言を以て正邪を争はんよりは、寧ろ實行に徹するに如かず。岩倉公の論辯の如く、徳川公果して退官納地の朝論を奉じて實行せば、其誠心初て明なれば、宜く廟議に參らしむべく、若し此朝旨に背かば其心中誦詐を懐くものなれば、速に罪を聲して之を討伐すべしと。後藤象次郎之を駁して曰く、今日の事皆陰險なり、王政復古の初に方では、事を行ふに公正の道に出づること主要の眼目なるに、却て公正を無視して、陰險之れ事とするは、果して何等の意ぞや。宜しく越土兩侯の言の如く、内府を召して廟議に參せしむべしと。此時尾越土の三藩主従は容堂の説を賛し、具視の説を賛せるは、薩藝二藩の主従なり。大久保一藏最抗辯に力めしも、兩派の論争激越にして、容易に結末を見

ず。時に忠能俄に席を離れ、兩三輩と密語す。具視之を制して曰く、聖上親臨して群議を聞食し給ふ、各肺腑を吐露して當否を指陳すべし、何ぞ妄に席を離れて私議すべけんやと。是時主上暫時休憩を命じ給ふ。

〔問題は決せり〕 時に岩下佐次右衛門大に形勢を憂慮して、隆盛に計る。隆盛泰然として曰く、此際に處する豈口舌の能くする所ならんや、唯一匕首あるのみと。岩下入て具視に告ぐ、具視大に決する處あり、土越二公等猶前説を固執するあらば、非常手段を以て之を決せんと、短刀を懐にして、先づ淺野茂勳を召して告ぐるに内意を以てす、茂勳乃ち辻をして後藤を説かしむ。時に後藤は休憩所に在りて大久保を説き、必ず自説に従はしめんと力め、大久保は敢然之を拒みつゝありしが、將曹往て其間に介して後藤を諷諭す。後藤悟る所あり、容堂春嶽に説て、再思を請ふ。乃ち再議の開かるゝに及びて、岩倉説に決して、聖裁を仰ぎ、將軍職辭退御聞届の事は、越前より慶喜に通じ、退官納地の件は、尾越二侯より慶喜に諷諭し、慶喜より奏請せしむることに決して議事を終る、時に九ツ時なりき。

第十一節 尾越土三侯の周旋

天下形勢一變——土兵會津に代り、薩兵桑名に代る——具視尾越二藩に城中鎮撫を命ず——尾越二侯城中に入りて慶喜に面す

〔天下形勢一變〕 人事の變遷は實に淵源換はる飛鳥の川よりも、走馬燈の廻轉よりも疾きものなりけり。扱も慶應三年の十二月には八日の夜より九日の朝に掛けては、長州の處分を議したるに、其同日より徳川氏の處分を議する事となり、遂に其將軍職辭退を聞き届け、且慶喜をして官位を鶴退し、土地人民を返納せしむること、なれり。

〔土兵會津に代り、薩兵桑名に代る〕 抑も九日の小御所會議には尾越薩土藝五藩の兵は卯刻に參朝すべき約束なりしも、前夜長州處分の會議ありて、翌朝に至りしを以て、時刻後れて、巳刻前に至り、會津藩は蛤門の守衛を解かれて、土兵之に代り、公家門は桑名警衛し來りしに、薩兵之に代りしを以て、容保、定敬相繼で兵を將ゐて二條城に入る。幕府の旗下遊撃隊、見廻組、新撰組及津、大垣の兵相次で集り、城中喧囂を極む。皆曰く朝廷大議を決せんとて、諸藩を召集し、其未だ上京せざるに先ちて、而も在京諸藩も、其多くを排斥し、内府も亦議席に列せしめず、之れ明に前日の勅諭に背くものなり。畢竟薩藩が二三の悪公卿と陰謀を逞うして、幼帝を擁し、私福を謀らんとするに外ならず、速に討薩の表を上り、君側の姦を清むべしと。慶喜之を許さず、城中の動搖益甚し。〔具視尾越二藩に城中鎮撫を命ず〕 此日申牌具視重徳尾越二藩をして之を鎮撫せしめんとして二藩の重臣を召す。田宮如雲○尾越土毛受鹿之助○尾越召に應じて至る。具視等諭して曰く、朝廷兵を集むるは全く警備の爲にして、他意あるにあらず、二條城中の士若し訛言を謬信して動搖せば、恐くは天

下の大事に至らん、汝等歸て各其主に告げて、城中鎮撫の策を講せよと。慶勝乃ち西部小五郎田中邦之助をして毛受鹿之助と共に城に詣りて、兩卿の旨を板倉勝靜に傳へしむ。勝靜答へて曰く、城中の鎮撫は内府に白して當に之を力むべし、然れども朝廷若し非理過激の命を下さるゝあらば、不測の變を生せずとも保し難し、殊に兩侯の盡力を望むと。是を以て此夜は事なきを得たり。

〔尾越二侯城中に入りて慶喜に面す〕 翌十日尾越二老侯登城す。城兵の憤怒甚しく、春嶽の如きは身政治總裁の重職に在りながら、宗家の覆滅をも顧みず、官を棄て、遁逃せる無責任者なり、尾張老公も征長總督の大任を負ひながら、朝敵假裝の降服を容れて擅に兵を旋し、遂に今日あるを致し、人なり、其意測るべからずと。眼を瞋らして二人を惡視するあり、大聲を揚げて罵詈するあり。二人顧みずして進み、人を却けて慶喜に面せんと請ふ。慶喜乃ち衣冠を正し、正寢に於て對面す。二侯來意を述ぶるや、慶喜は固より遵奉の精神なれども、會藩及諸隊の意向を憚り、躊躇の色あり。二侯も之を察して、當時藝藩士にして城中に在りたる三宅萬太夫をして其主茂勳に告げしむるに、城中の實況且復命の遲延すべきを以てしたり。然るに尾藩士尾崎八右衛門來りて、慶喜の朝旨遵奉を促すあり、田中邦之助來りて、復た慶喜の答を促しければ、二侯乃ち朝旨を傳ふ。

辭三將軍職之事被三開食一候事、

慶喜謹んで宣旨を奉ず。仍て二侯は退官納地の内諭を以てす。慶喜曰く、退官納地の事は、城中の

人心鎮靜するを待たざれば、恐くは不測の禍亂を生せん、故に暫く延引して他日命を奉ずるの外なし、實情兩侯の目撃せらるゝ如し、宜しく兩侯が斡旋を望むと。二人強ふる能はず、直に參内して復命す。西郷大久保抗議して曰く、土地人民を奉還するや否やは、徳川公朝旨を奉ずるや否やの分るゝ所なり、此點は須らく明瞭にせんことを要すと。慶永曰く、今之を急にする時は、二條城中の暴發遂に免るべからずと、依て總裁宮以下の公議に付せられたり。慶永仍て復命書を認めて曰く、奉_レ歸_ニ政權_ヲ、將軍職辭退之儀被_ニ開食_ニ候上は、官位も一等を辭し奉り、且政府御入費も差上度段申上候心底には候へども、即今手元人心居合兼、痛心の譯柄も御座候に付、鎮定次第奉_ニ願上_ニ度候間、此段相含、兩人に於て可_レ然様執奏に及び吳候様申候事に御座候間、慶永に於て、天地に誓て御請申上候間、徳川内府内願の筋、御開届被_ニ成下_ニ候様奉_ニ願上_ニ候、慶勝も退官納地の二事は、二人に一任せられんことを懇請止まざるを以て、朝議姑く二人の言ふ所を聽すことゝなりたり。

第十二節 長人入京

長藝相謀つて毛利内匠を東上せしむ——長軍光明寺に入り、次で相國寺に陣す——毛利内匠に勅諭を轉す

〔長藝相謀つて毛利内匠を東上せしむ〕 薩長藝三藩聯盟して討幕の謀議熟するや、長藩に於ては幕府の召命に應ずるを名として、毛利内匠に兵を帥ゐて上京せしめんとせり。然るに幕府は長藩の舉動を疑ひ、命を藝藩に下して、長人の上阪を要せざる旨を長藩に傳達せしめたり。是に於て長藝相計り、右の命令は既に毛利内匠發途の後に達せるを以て、急使を馳せて、内匠に引返しを命じたれども、既に一旦程に上る以上は途上より引返すべからずとて、命に應せず西上せりとの趣を、藝藩より幕府に届けしめ、急に内匠を發足せしむ。蓋し此時長人は既に討幕の密勅を奉じ居りしなり。然るに會々幕府は大政を奉還せしを以て、直に勅命を實行することは一時中止せられしと雖も、長人は此勅諭は到底實行すべきものと信じ居れり。扱内匠は進んで西の宮に至り、暫時京報の至るを待ちしが、十二月八日朝に至り、薩藩士大山彌助_{○公}京都より來り、明日を以て王政復古の大號命を發表せらるべければ、即日進發すべしと。依て奇兵隊遊撃隊を先鋒として、直に西の宮を發し、九日朝芥川驛に至り、西郷の書面を受く、中に毛利家勅免の朝命を報せり。蓋し右の赦免は八日徹宵の會議にて、九日發表せられしものなるに、西郷は八日附の書面に既に朝命の寫を記せるを見れば、岩倉と薩土との間には確乎たる計畫の定り居たるを見るべし。

〔長軍光明寺に入り、次で相國寺に陣す〕 長軍進んで山崎に至る。此處は藤堂藩守衛したるが、使を遣して朝命を伺ひ、異議なく通過せしめしを以て、進んで粟生に至り光明寺に入れり。此夜京

都薩邸に潜伏せる品川彌二郎世良修藏より急書相繼で至り、始めて朝廷大革進の斷行を詳悉するを得たり。仍て薩藝二藩の手を経て、末家淡路守名代毛利平六郎、吉川監物名代宮庄主水、家老毛利内匠御召に依りて東上、今回難有恩命に接して、粟生光明寺まで罷越せりとの旨を上申し、翌十日急使を發して前軍行進の旨を尾の道の後軍に報じ、且其急進行を促す。此朝藝藩の使者神保彌一郎京都より來り、早々上京すべき旨の朝命を傳達せり。夕刻村田新八亦來りて速に上京すべしと促す。依て内匠は進んで其夜九ツ時着京し相國寺に陣せり。

〔毛利内匠に勅諭を傳ふ〕 卽夜召命に接して内匠を始め楫取素彦、長松文輔、林半七、世良修藏等參内せしに、西郷大久保之を迎へて款待を極む。尋で中山大納言、正親町三條大納言等内匠を招見して左の勅諭を傳へらる。

多年勤王、今度應召速に登京、御満足被思召候事、

警衛場所之儀者、追而可有御沙汰候事、

翌十一日九門内外見廻り、及緩急に任せ精勤あるべしとの命を拜せり。是より長州は薩州と心を協せて、京師に大活動するに至れり。

第十三節 西奔七卿の進退

五卿太宰府に轉住す——薩藩士五卿を援護す——幕府五卿の歸洛を許す——五卿歸洛に對する五藩の上書——五卿と大阪滞在の朝命——五卿官位復舊入洛許可の勅諭を受く

〔五卿太宰府に轉住す〕 三條實美、三條西季知等七卿は、西奔長藩に依り湯田に寓居せしが、其後澤宜嘉は但馬生野の一擧に應じて同所に赴き、錦小路頼徳は病を以て卒せしを以て殘る五卿のみ久しく長藩に寓居し、長、土、筑の三藩士を始め西國の志士と相交遊して勤王の精神を鼓舞したりしが、第一回征長役に於て、尾張總督は長藩處分の一個條として五卿を兩筑兩肥薩の五藩に分置すべき事を命せり。五卿は兼て死生を共にせんと誓て艱難を與にし來りたるに、今に及んで五藩に分居する事は忍ぶ能はざる處なりとて極力反對したり。依て居所は筑前太宰府とし、五藩の士を以て守衛せしむることとせり。然るに幕閣は尾張總督の處置を緩慢に失すと爲し、目付小林甚六郎を遣して監督せしむ、之を聞て警衛諸士大に恐怖せり。殊に筑前は藩論公武黨に傾き、勤王黨は加藤可書、矢野梅菴、月形銃藏、早川勇等皆處罰せられし如き狀況なれば、五卿は大に恐れ、薩藩の守衛長肥後直次郎をして歸て之を報せしめ、又一方には三月廿六日^{○慶應二年}家從等を戒め、若し東歸を迫らるゝか、或は五藩分離を促されて、何れか餘儀なくせらるるに於ては、斷然自刃の決心なる由を

告諭せり。

〔薩藩士五卿を援護す〕 三月三十日小林宰府に着するや、五藩は其決議を以て、六個條を定め、五卿に謹慎の状を表せしめたり。小林是に於て五卿を伴ひ去らんと欲せしに、此時薩藩にて肥後の報知に接し、直に黒田清綱伊集院兼寛等に三十餘人の少壯の士を率ゐて急に赴かしむ。黒田等は四月三日宰府に着し、直に小林に面會して曰く、余輩は君命を奉じて五卿を守る、幕府にして若し五卿を伴ひ去らんと欲せば、先づ命を寡君に下して寡君より其命あるまでは決して五卿を引渡す能はずと。此時薩藩は猶憂慮して、大山格之助に三十餘人を率ゐて赴かしむ。大山の宰府に来るや、五卿及警衛の士等大に勢を得て、小林も初志を翻して、一度五卿に面會せんことを歎願するに至れり。然るに幕府の長州再征論益勢力を得て、九州諸藩に出兵を命ずるに至りて、形勢又一變せんとしてれば、薩藩は吉井幸輔を遣して、宰府に至らしむ。六月六日吉井の宰府に着するや、却て小林に説て五卿歸洛官位復舊の周旋を爲さんことを賛成せしむるに至れり。吉井は一旦歸藩せしが征長幕軍は大に敗れ、將軍又大阪に薨去せられて、征長の役止むに及んで、小林は歸東せんとし、四卿○東久世病氣の爲に面會し、必ず五卿の爲に歸洛復官の盡力を爲さんと堅く約して去れり。

〔幕府五卿の歸洛を許す〕 抑長防再征後は天下の形勢全く變化し、薩の大山格之助、吉井幸輔、土の石川清之助○中岡慎太郎、才谷梅太郎○坂本龍馬等が宰府と京都間を往復周旋すること頗る頻繁にして、

幕府も遂に慶應三年正月廿三日を以て五卿の歸洛を許せり。然るに此頃三條卿の病氣なるあり、且五卿の進退は薩長二藩の行動と伴へるを以て、二藩と協議の上、今は歸洛の時機にあらずとて、之に應せず、依然宰府に止りて上國の形勢を觀望せり。然るに五卿等は徒に薩長土等の志士と交るのみならず、京紳と相交通して、内外相應じて事を謀るに如かずとなし、石川清之助等を京に遣して、縉紳と共に事を謀るべき者を求めしめ、遂に岩倉具視と消息を通ずるに至り、是より便宜を得ること多く、計畫も大に進捗するに至れり。

〔五卿歸洛に對する五藩の上書〕 而して五卿歸洛問題は長藩の處分問題と共に大に世の注目を惹くに至れり。依て五卿等は成るべく時機を定め、堂々として歸洛せんことを欲し、七月廿九日五卿京都留守居より左の如く上書せり。

筑前太宰府表へ在留五卿御歸京之儀に付ては、當春公邊より被_レ仰出_レ候通に付、一刻も其運に相成可_レ申筈之處、三條實美公御所勞_レ依而、是迄遷延に相成居候、然る處最早御快復、何時にても御歸京不_レ苦候得共、長防寛大之御處置被_レ仰出_レ候處にては、右御處置の品相分候上、歸京相成候方順序を得可_レ然との趣、大隅守殿存寄に付、右之通にては如何可_レ有_レ之哉之段、於_レ薩邸、各藩集會及_レ談合_レ候處、重役共登京は致居候へば、此許限り取極之儀難_レ相成、國許に通議之上ならずは、相聞兼候に付、各藩急飛脚を以て可_レ及_レ通議_レ相決候上、治定之儀御届可_レ仕と申談相整候處、通議

海陸相隔往返今暫隙取可_レ申候間、此段不_レ取敢_一御届仕置候、以上、(七卿四)

〔五卿と大阪滞在の朝命〕 此頃薩長藝三藩聯盟出師の約整ひ、大山格之助九月の末山口より歸途五卿を訪問し、其決策を内申すると同時に、其歸洛の時期切迫せるを告げ、薩艦を以て護送せんことを約して去れり。五卿乃ち其準備に着手したるに、兩筑兩肥の四藩は一往朝廷並幕府に稟申の上決すべしと諫めたり、五卿は之を用ひず。又京都に於ては將軍慶喜より五卿の處置を伺ひしに、朝廷は將軍以下在京諸藩の意見を徴せられ、慶喜よりは諸大名上京衆議決定までは、五卿上京すとも暫く大阪に滞在せしめん、若し發途前ならば依然宰府に留りて後命を俟たしめんと。其他の諸侯も殆んど同様の意見多きを以て、左の如き朝命あり。

一、實美以下自然上阪候とも、諸侯上京迄は於_レ浪華_一滞留の事、

但從_二朝廷_一可_レ申渡_二事、

然るに京都には大政奉還の大事件あり、五卿は其從者武部諫尾が京都より歸り來りて上國の政變を報するや、歸心矢の如く薩艦を待たず、他藩の船にて發せんと、十一月二日土方楠左衛門を長藩に遣して其意見を問ひ、且翌三日五藩士十一人を召して歸洛の意を告知せり。此夜大山格之助鹿兒島より來りて、薩侯近日上京の上諸卿の爲に周旋して、迎船をも遣すべければ、之を待たずして他船を準備するは五藩士の力に能はざる事を述ぶ。扱土方は三田尻より山口に赴き、木戸廣澤に會商し、

書を水野溪雲齋に寄せて、長藩の意は薩藩の盡力に依頼するを可とするに在る事を告ぐ、長藩も亦人を遣して此意見を五卿に致せり。

〔五卿官位復舊入洛許可の勅諭を受く〕 五卿は薩長二藩の意見を容れて、依然宰府に在りしに、十二月九日長州侯と共に、五卿及曩に但馬生野に於て事敗れ、當時居所不明なる澤宜嘉も皆入洛復官を發表せられしを以て、薩士大山彌助(薩)西郷眞吾(薩)汽船春日丸にて西下し、十四日着宰、五卿官位復舊入洛許可の勅諭を渡せしを以て、一同大に歡び、十九日太宰府を發し、箱崎に宿し、八幡宮に代參を立て、廿一日博多より春日丸に搭じ、途上長藩に寄港し、毛利侯父子、長府藩世子、及木戸伊藤等と會見したり。發するに際して、廣澤及井上聞多同船上京せり。二十五日大阪に上陸薩邸に入り、夫より薩船に送られて、二十七日無事歸京、直に參内して、三條卿は議定に、東久世卿は參與に任せられ、是より岩倉卿等と力を合せて維新の大業に參畫せり。

第十四節 前將軍大阪に退去

城中の騷擾と慶喜の鎮撫——慶喜大阪城に入る、並に其上奏書——慶喜が下阪に對する慶勝等の陳辭——前將軍の恭順と薩長所見——三藩の平和周旋及容堂の建議——岩倉が時局臨時の所置二策——辭官納地に關する岩倉の主張——御沙汰の案文及容堂領地返上に反對す——御沙汰を奏請に改む——大阪の激昂と大號令廢止の建議——王政復古と外交——新政府の費用に關する容堂の建議——領地返上の四字削除説に決す——慶喜が朝旨遵奉の奉答及附言

〔城中の騷擾と慶喜の鎮撫〕 此時朝廷にては具視等は前將軍の退官納地の實行無きを以て、彼より願出で、退官納地せざれば、我より命すべしとて、既に其草案も成る、時に事頗る漏洩す。麾下及會桑諸藩益憤激して、城の内外に屯集する者凡そ一萬人、將に出で、薩長二藩を撃たんとする勢あり。慶喜乃ち春嶽を召して、現下城中の實情を告げ、且曰く、予不敏と雖も、身朝敵となり、祖先を辱むることを爲さず、卿請ふ誠心予を輔くる處あれと。春嶽感涙滂沱仰ぎ見る能はざりしと云ふ。慶喜乃ち出で、諸隊長を見て、鎮撫して曰く、若し予が屠腹すと聞かば、汝等爲さんと欲する所を爲せ、然らざる間は輕舉妄動するを許さずと。板倉勝靜も最も鎮撫に力む。既にして日暮る、城外の兵不測の點より薩長等の兵と衝突して、大事を惹き起さんも測られずと憂慮し、命じて悉く城中に入らしむ。麾下兵五千會兵三千桑名兵千五百餘殆ど一萬人、甚だ喧擾を極む。時に訛言あり、薩長の兵來襲すと。諸隊乃ち銃眼を塙壁に穿ち、邀撃の準備を爲す、其狀恰も狂人に異らず。慶喜は夜半辭し歸りて、具さに其狀を具視に談せり。

十二日前將軍は令を會桑二藩に下せり、

在所への御暇被下、御馬被下之旨御意に候、御序無之に付、御目見不被仰付候、會桑二藩は其命令の不意なるに驚き、激昂愈甚しく、將に暴發せんとする狀あり。

〔慶喜大阪城に入る、並に其上變書〕 此日慶喜は慶永に議りて、前將軍に一旦大阪城に退き、衆

心鎮靜に復するを俟て再び入京し、退官納地の二事を奏請するに如かずと、勸説せんと。慶永之を贊し、慶勝に赴き説かしむ。然るに慶永も既に前夜此説を慶喜に入説せるを以て、慶喜之に順ふ。偕て夜に入り、容保定敬兄弟及板倉勝靜并に旗下の兵を率ゐて密に城の後門より出で、大阪に赴く、諸隊之を知らざるもの多し。會藩の佐川官兵衛、林權助等は玄關或は城門に列して、慶喜を力争諫止せり。田中土佐之を叱したれども、官兵衛權助聞かず、慶喜自ら兩人を慰諭して漸く發するを得たり。發するに望みて書を慶勝慶永二人に託して奏上せしむ。其書に曰く、

防長御處置の儀に付、向向御尋之上、叡慮之通被仰出、異議申立候族も無之筋には候得共、萬一異存之輩も有之、騷動に及候儀も候は、御幼君にも被爲在候折柄、自然右様之儀有之候得者、御驚動は勿論、皇威も如何可被爲在哉と深被惱叡慮候御次第にて鎮撫説得之力を盡し候様、御沙汰之趣奉畏候、其後宮闕戎裝を以御固之上、非常の御變革被仰出候に付而者、別而鎮撫方深痛心仕候、兼諸役人初、今日迄は精相論置候得共、何分多人數之鎮撫方深心配仕候、乍不肖誠意を以尊王の道心を盡し罷在候も、徒に下輩之粗忽より、水泡に屬候様相成候而者、此上深奉恐入候儀に付、右人心折合候迄暫時大阪表へ罷越申候、右は全く末末之者鎮撫致し、禁闕之下御安心之御場合に仕度迄之儀に御座候間、微衷之程御諒察被下度候、尤伺濟之上、出立可仕儀には候得共、彼是手間取候内、萬々一輕輩之過誤より、國家之御大事を引出し候而者、却而奉

恐入一候に付、直様出發仕候儀に御座候、依之此段申上置候、以上、

十二月十二日

徳川慶喜(開國起原)

〔慶喜が下阪に對する慶勝等の陳辯〕 慶勝參朝して、具視を見て慶喜の書を上る。具視曰く、慶喜奏請せずして發するは不都合なり、卿等が下阪を勸説したりと附奏すべしと。是に於て慶勝慶永連署して上書す。其文に曰く、

今度内府政權奉歸候儀に付、旗下輕輩に至り、心得違之者有之、自然輩殺之下紛擾相成候而者、御幼帝にも被爲在候折柄、別而奉恐入一候間、人心居合候迄、暫時下阪、精精鎮撫行届候上、速に上京御沙汰奉待候方可然歟と奉存候、會桑二藩之儀も一同召連一と先下阪、海程歸藩爲仕候筈に御座候、右は伺濟之上發程可仕筈に候得共、彼是と機會を失し、萬一不慮之儀出來候而者、皇國之大害に付、不得止事即今發程爲仕申候、内府に於ても伺之上取計候心得に候處、兩人にて機會熟察相勸申候、右之儀全く臣等兩人之取計に御座候間、御譴責も御座候は、謹而奉甘受一候心得に御座候事、

十二月十二日

尾張大納言 越前宰(京都守護職始末)

又辭官納地の事を附奏せり。其書に曰く、

官位貢獻二事件は下阪鎮靜次第、迅速申上候約定に御座候事、

十二月十二日

尾張大納言 越前宰相

具視は之を議定參與の回覽に附し、總裁をして奏上せしむ。

〔前將軍の恭順と薩長の所見〕 此時前將軍は誠實に旗下鎮撫に苦心し、旗下會桑等を鎮靜するを得ば、退官納地の命に服する誠心あり、之を勧めし尾越兩侯も全く一時旗下鎮靜の方便として下阪を勧めたるに過ぎず。殊に尾老公の如きは深く納地の件を憂ひ、慶喜城を出づる時、板倉勝靜を扼して内府若し此朝論を奉せざれば、予亦身を措くに處無し、予は自ら封地を割き、宗家の缺乏を補ふべし、子必内府を輔けて之を遵奉決行せしめよと説きし如きは、薩長二藩等は決して信せざりし所なり。品川彌二郎世良修藏の二氏が總裁有栖川帥宮に上つれる建白書に曰く、

徳川内府下阪致し候は、實に彼の上策にして、進退に窮し、又は下の鎮撫に困りたる譯にては決して無之、浪華を根據とし、兵庫西宮等の地を占め、軍艦を以て海路を絶候時は、京都數萬の生靈不日に飢渴に及ぶべきは必然に御座候、萬一其策行はれず候ても、海路より東下、關東へ割據する時は所謂虎を野に放つの勢にて、是亦如何とも致方無之、今日の狀勢彼の利にして、京地の不利眼前に有之候事、(井上伯傳)

と進言せり。西郷大久保等の見る所も全く同一なりしなり。依て去る十月降下の討幕勅諭を奉じて、一大決戦を爲さんものとの決心を固め、準備に怠りなかりき。

〔三藩の平和周旋及容堂の建議〕 此時尾越土三藩は如何にもして平和に事を了せんと周旋最も力め乃ち土老侯容堂速に公議を興し、徳川氏辭官納地の事は慶永に一任せんことを建議せり。其書に曰く、

事は密を以て成るの理に因て、僅に三四藩と謀り、宮門を閉ぢ、兵衛を置き、非常を戒め、朝廷大變革御基本被_レ爲_レ建、攝關兩奏國事掛共に廢せられ、新に三職被_レ立置、官武一途議事の意を興し候儀、幾と御創業の功に齊しく、實に御盛事不_レ過_レ之と奉_レ存候、然に右御發願後、惟幕會桑而已之れ視るの勢有_レ之、既往を不_レ忘、聊更始一新の意を闕き、此儘を以て日を累ね候ては、禍視る所に反して、不測に生ずる事あれば、注目偏なるべからず、早く議事の體を起し、召_レの諸侯大なる者を會し、其末だ來會せざる者は急に之を召し、且つ三職評議の規則を建て、徒に精神を弊し候儀無_レ之様、朝廷之意實に公明正大にして、偏固ならざる所以を顯はすべし、乍_レ恐堂上方より被_レ仰下_レ候筋、専ら會桑舉の聞へを以て、頻に警戒斥候等の事被_レ命候へ共、多_レ浮説流言に歸し、空く驚動するのみと相成申候、是等は既に五六藩命を請け、兵備戒嚴の上は、進攻防戦共に相整候譯にて、御委任可_レ然候、徳川内府爵一等を下り、政府御入費を差上候儀勿論、政權を奉還將

軍職拜辭の上は、徳川始諸侯共左もあるべき筈なれども、從來の體裁を以て急遽之を爲す、徒に暴動を促すのみ、緩急斟酌あるべき儀にて、越前宰相の取扱へ御任せ被_レ遊、第一議事公平之體早々御願し肝要と奉_レ存候、此段若採用にも掛り候は、則ち御評議所にて、決を奉_レ仰候、誠恐誠惶頓首々々、

丁卯十二月十二日

松 平 容 堂(戊辰始末)

斯る際に方りては、偏に正理公道のみに頼り難き場合も多けれども、容堂の議論は頗る公平なるを以て、此議を賛する者多く、阿波、筑前、肥後、久留米、盛岡、柳河、二本松、肥前、對馬、新發田、十藩の老臣等も書を上り、戒嚴を解き公議を以て事を處すべしと建議するあり、京攝の間は其勢鼎沸の如し。

〔岩倉が時局臨時の處置二策〕 是に於て、岩倉は翌十三日臨機の處置二個條を草して、薩藩岩下、西郷、大久保の三士に示せり。即ち

第一、薩長土藝四藩の議論離合に關せず、斷然薩長二藩の兵を以て、乘輿を擁衛し、勅命を奉せざる者は之を討伐し、成敗は天に任すべき事、

第二、尾越二藩の周旋に由り、徳川氏反正の實を顯はして、辭官納土を奏請せば寛大の處置を以て、既往を咎めず、議定職に任用し、他の公卿諸侯も亦議定參與兩職の中に登庸し、氷炭相容

れ、正邪相合して、皇國を維持すべき事、(井上伯傳)

薩藩は此第二策を以て緩慢なりと思惟せしも、九日の小御所會議の行掛上之を拒むを得ず、岩倉の言を賛して曰く、目下尾越二侯内旨を奉じて、徳川氏をして反正の實を擧げしめんと周旋中なれば、姑く第二條に據りて進行を觀るべし、若し此周旋功を奏せざれば、此に始めて第一條に據るべしと。具視之に従へり。蓋し當時三士の胸中には、平和の周旋を以て退官納地の二件を實行せしむるは、到底不可能にして、結局は討幕の密勅を奉じ、豫定の方針に據りて、勇往邁進するの他無きを決し居れり。長薩亦同意見なりしなり。

〔辭官納地に關する岩倉の主張〕 薩士の進言に據り、第二策を用ゐることとして、三職列座の上、春嶽を召し、岩倉より談じて曰く、大阪の人心未だ鎮靜せず、此上遷延せば不測の變を生ぜざるを保せず、宜しく尾侯と議して速に奉命せしむる様盡力すべしと。春嶽乃ち容堂及戸田忠至と内議し、春嶽容堂二人具視を訪問して、懇談して徳川氏臣子の衷情を汲みて、天下の大患に至らざる様處置あり度し、官位の降等納地は如何なる程度にて宜しきやと問ひければ、岩倉は即答を辭しけれども、辭官の一事は降等にあらず、當官を辭して前内府と稱すべき謂なりと答へたり。二人は辭し去りしが、間もなく後藤象次郎容堂の旨を受け來り、目下徳川麾下の士及會桑二藩激昂の絶頂に在れば、辭官納地の二事を、他の方法に改められ度と請求せり。岩倉斷然之を拒みたり。

〔御沙汰の案文及容堂領地返上に反對す〕 十五日中根(雪江)後藤の二士より、請て御沙汰の案文を内見せるに曰く、

内 府

先日尾越兩藩を以て御沙汰の旨有之候處、今以御受無之に付、已むを得ず、辭退之儀被_レ仰出、且領地の儀は返上、天下の公論を以て、其宜しきに隨はるべき事、

尾 越

徳川内府進退の儀に付、厚き御思召も有之、尾越兩藩へ被_レ仰出候儀も有之、頃日出格周旋の次第は分明候へども、今以て御請無之、此上如此姿にて遅延候ては、物議を生じ候儀に付、不_レ被_レ爲_レ得_レ已、別紙之通被_レ仰出候間、右の旨早々可_レ相違_レ候事、(大久保日記)

是に於て二人は領地返上の四字を改めんことを請ふ。岩倉は此四字は眼目なれば、改め難しと峻拒す。容堂亦領地返上の四字を不可として、左の案を草して、極力後藤に周旋せしめたり。

今般辭職被_レ聞届候に付ては辭官の儀被_レ仰下候、且王政復古に付、是非御用途可_レ差出、旁々天下の公論を以て其宜敷に可_レ被_レ隨候事、(井上伯傳)

容堂は此意見にして用ゐられざれば、斷然暇を乞ひて歸國すべしと進言せしも、薩長二藩の決心鞏固なるを以て、岩倉は斷乎として容堂の意見を排斥せり。

〔御沙汰を奏請に改む〕 十六日中根雪江、酒井十之丞、後藤象次郎相議し、朝廷の御沙汰を慶喜の奏請に改め、左の案文とせんことを議決せり。

今般辭職被_レ聞召_二候に付ては、辭官仕度、且王政復古に付、政府御用途の儀も、天下の公論を以て所領より差出候様仕度奉_レ存候事、(大久保日記)

依て此案を在京の永井玄蕃頭に示せるに、斯る降官削封の議には賛する能はずとて反對せしが、後藤解説して漸く賛意を表するに至れり。

〔大阪の激昂と大號令廢止の建議〕

然るに此時大阪の状態は激昂益々甚しく、遂に十九日戸川伊豆守安受を遣して、近日の更革は一二の強藩幼帝を擁し、私意を逞うするものなれば、九日の大號令を斷然廢止せんことを建議せり。其書に曰く、

臣慶喜不肖之身を以て、從來奉_レ蒙_二無論之寵恩、恐感悚戴之至に不_レ奉_レ堪、乍_レ不_レ及_レ夙夜不安_二寢食、苦心焦慮、宇内の形勢を熟察仕、政權一に出て、萬國並立の御國威相輝候様、廣く天下の公議を盡し、不朽の御基本相立度との微衷より、祖宗繼承の政權を奉_レ歸、同心協力政律御確定有_レ之度、普く列藩の見込可_二相尋_二趣建言仕、猶將軍職御辭退申上候處召の諸侯衆議相決候迄、是迄の通可_二相心得_二旨御沙汰に付、右參着の上は同心戮力天下の公議輿論を採り、大公至平の御規則相立度奉_レ存候外、他念無_レ之鄙衷不_レ空感戴仕、且夕企望罷在候處、豈料んや今度臣慶喜へ顛末の御

沙汰無_レ之のみならず、詰合列藩衆議だにも無_レ之、俄に一兩藩戎裝を以て宮闕に立入、未曾有の大御變革被_二仰出_二候由にて、先帝より御遺托被_レ爲_レ在候攝政殿下を停職し、舊眷の宮堂上方を無_レ故擯斥せられ、遽に先朝譴責の公卿數名を拔擢し、陪臣の輩猥に玉座近く徘徊致し、數千年來の朝典を汚し、其餘の御旨意柄兼々被_二仰出_二候御沙汰の趣とは悉く霄壤相反し、實以て恐愕の至に奉_レ存候、假令聖斷より被_レ爲_レ出候儀に候とも、可_レ奉_二忠諫_二筈、況や當今御幼冲の君に被_レ爲_レ在候折柄右様の次第に立至り候ては、天下の亂階萬民の塗炭、眼前に迫り、兼々建言仕候素願も不_二相立_二、金甌無聲の皇統も如何被_レ爲_レ在候哉と奉_二恐痛_二、臣慶喜目今の深憂此事に御座候、殊更外國交際の際に皇國一體に關係仕候不_二容易_二事件に付、前件の如き聖斷を矯候輩、一時の所見を以て御處置相成候ては、皇國の大害を醸し候儀は必然と、別して深憂仕候間、最早眞の聖意より被_二仰出_二候御沙汰に隨ひ、天下の公論相決し候迄は、是迄の通り取扱ひ罷在候鄙言の趣、御聞受被_二成下_二、兼て申上候通り、公明正大速に天下列藩の衆議を被_レ爲_レ盡、正を擧げ奸を退け、萬世不朽の御規則相立、上は奉_レ寧_二宸襟_二、下は萬民を安じ候様仕度、臣慶喜千萬懇願の至に奉_レ存候、此段謹て奏聞仕候、

慶

喜(京都守護職始末)

安受は此書を持って上京し、春嶽容堂に謁し、慶喜を助けて建白書の貫徹を計らんことを請ふ。二

十日容堂は後藤をして、具視の意見を問はしむ、具視温言慰諭して曰く、今徳川氏の爲に計らば、尾越十三藩急に下阪して、慶喜に勧め、直に輕裝上京して辭官納土を奏請するに如かず、然する時は徳川氏の社稷を全うすることを得んと。依て春嶽容堂及忠至共に伊豆守に懇諭せしを以て、伊豆守は使事を棄て、歸阪せり。

〔王政復古と外交〕 是より先、王政復古を各國公使に通告する事に付て朝議を開かる。詔書體と官宣體との二文を草したるに、詔書體を可とする者多きを以て之に決し、御名を署し御璽を鈐し、總裁以下三職の副署を爲さんとするに當りて、越藝士尾等諸藩主副署押印を辭したるを以て、之を中止し、前將軍をして大政奉還の事を各公使に報せしむべきに決したり。然るに十六日慶喜は佛、英、伊、米、宇、蘭六ヶ國の公使を延見して、従前の如く外交の事は自ら取扱ふべきを宣言せし際なりしを以て、遂に事止となれり。

〔新政府の費用に關する容堂の建議〕 二十四日山内容堂は新政府の費用を悉皆徳川氏の納地若くは其上納に依りて辨せんとするは、頗る不公平なり、諸侯一同に及ばざるべからずとして建議して曰く、

政務御用途の儀は、御新政の御急務に付、徳川内府より差上る段御請申上候は、速に列藩諸侯へは天下の公論を以て、貢獻の次第相立候様、被_レ仰出可_レ然と奉_レ存候、右は容堂職分を以て申

上候儀、如何御決定可_レ被_レ仰付_レ裁奉_レ伺候、以上、

評議紛々たりしも、略、容堂の議に内定せり。

〔領地返上の四字削除説に決す〕 此時將軍入京可否の論廟堂に議論紛々たりしが、容易に決せざるを以て、尾越兩侯は速に阪地に赴き、命を傳ふる事となれり。尾、越、土三藩極力領地返上の四字削除説を唱へたれば、大久保等が激烈に反對せるにも拘らず、遂に廟議も動きて、左の書を渡されたり。

一、今般辭退被_レ聞召_二候に付ては、朝廷辭官の例に倣ひ、前内大臣と被_レ仰出_二候事、

一、政權返上被_レ聞召_二候上は、御政務用途の分、領地の内より取調の上、天下の公論を以て、御確定可_レ被_レ遊候事、

右用件心得迄御沙汰候事、(戊辰始末)

〔慶喜が朝旨遵奉の奉答及附言〕 難件の斯くの如く決着せしを以て、慶勝、慶永は、翌二十五日より一週間を限りて奏功すべしとて、二十六日共に大阪に赴き朝命を傳ふ。二十八日慶喜は謹で遵奉すべき旨を二侯に託して奏答せり。其文に曰く、

辭官の儀は前内大臣と可_レ稱、御政務御用途之儀は天下之公論を以て御確定可_レ被_レ遊との御沙汰之趣、謹承仕候段、可_レ然可_レ被_レ申上_二候事、

且之に附言して曰く、

御政務御用途之儀は天下之公論を以て御決定、皇國高割を以て相供候様不_ニ相成_一候ては、臣子の鎮撫行届不_レ申、容易に御請も難_ニ申上_一候間、其段厚御心得御盡力有_レ之様致度候事、此吉左右を得て中根雪江先だちて歸京し、二十九日具視に謁し、老寡君等當に明日を以て復命すべしと。三十日慶勝慶永二人歸京して、即夜參朝して慶喜奉命の旨を復命す。其文に曰く、
今般御沙汰御座候兩事件之趣、慶喜へ申聞候處謹承仕候旨申出候、此段申上候也、

十二月

尾張前大納言

越前宰相

中山忠能之を受け、其勞を謝す。是に於て最大難件も慶應丁卯の除夜を以て、一段落を見るに至れり。

第十五節 江戸薩邸襲撃

紀伊中納言の趣意書——慶喜下阪後の江戸の状態——勤王黨の浪士薩邸に潜む——浪士の暴掠と薩邸の襲撃——浪士等薩邸に投ず

〔紀伊中納言の趣意書〕

政治の中心京都に移りしより、江戸は暫く寂寞たりしが、殆ど偶然とも

云ふべき出来事より、天下の大事を引起せり。慶喜大政を返上せしより、閣老は其事實を江戸に報せしに、留守幕閣の驚駭一方ならず。紀伊中納言茂承は、徳川の一門譜代諸藩の重役及麾下の重臣等を赤坂の自邸に召し、家老山高岩見守久保源藏等より趣意書を示して、各自誓言せり。其書は最も善く、當時幕府黨の意見を徴するに足る。

- 一、名分條理御正しに付、親藩御譜代始め君臣の分一際相盡し申度事、
- 一、同心協力兵制一致の事、

一、今般御復正の舉御曠世の御猛斷、明公至誠の御英圖より被_レ爲_レ出候御儀、實に不堪_ニ感泣_一次第に候、併し御連枝御譜代臣子の面々より奉_レ論_レ候得ば、九重御幼冲輩下御動搖の折柄、御祖宗奕世の御大業卒然御辭解に相成候段、争でか座視傍觀奉るべき、悲憤痛惋此事に候、此上は利害得失を顧みず、各爲_ニ徳川氏_一益、君臣の大義を砥勵し、以て數百年の御厚恩に報_レ候外無_ニ御座_一候儀と被_レ存候、抑も東照宮御武徳を以て天下を戡定被_レ爲_レ在、大に内外諸侯を被_レ封候てより、何れも君臣の分相守り、殆ど于_レ今三百年、其功德の隆前古以來御比例無_レ之候處、近年草莽不逞の徒、奸説を鼓張し、禍を蕭牆の内に醸し、次第に御羽翼を奉_レ殺_レ、孤立の勢に相成候より、既に近年討幕の企相唱へ候に至り、又一變して今日の場に奉_レ陷候、剩へ諸侯上京之上は王臣と相心得候様御沙汰も出候やの趣、風説も有_レ之、實以奉_ニ恐入_一候次第にて、一

巨右朝命相下り候上は、即日幕府と君臣の恩義相絶し候へば、又候如何様なる異變出來候やも難計、實に寒心の至りに被_レ存候、夫れ子弟功臣を建立し、夫々大封を被_レ宛行_一候義は、申迄も無_レ之事に候へども、偏愛の御私情より出候儀萬々無_レ之、斯る時こそ飽迄扶持匡救の爲に被_レ建置_二候處、昇平數百年、上下の情隔絶し、君臣の恩義澆薄に趣き、御連枝御譜代の向迄も各民士を私し、自ら開拓封殖候心得に相成り、甚だしきは從來の奸説に籠絡せられ、往々幕府と君臣の大義を忘れ、其御大難に臨み、不_レ計も不忠不義に陥り候も難計、近年國家御多難の折柄、御親藩其外各天幕の間に周旋し、聊か臨機の大權不_レ被_レ爲_レ失、御祖宗の御大業を全くし、御恢復の一途に候處、遽に臣僕の諸侯と御比肩の徳川家に被_レ爲_レ成候事、實に冠履顛倒、綱常拂_レ地と申すべし、嗚呼歳寒松柏の後凋を知る、誰か幕府と君臣の大義を明かにし、寧ろ忘恩の王臣たらんより、全義の陪臣となり、益、砥節奮武の目的相立候へば、即ち依然たる徳川氏を不_レ被_レ爲_レ失、世運挽回の期も有_レ之べくやと被_レ存候、猶御見込も有_レ之候は、爲_二國家_一譯て御示し有_レ之度事、(戊辰始末)

〔慶喜下阪後の江戸の状態〕 十八日譜代の藩主等登城して、利害得喪に關せず、君臣の大義を守りて徳川氏の爲めに盡さんと誓ひ、且曰く、今後諸大名は朝廷兩役の取扱との布達なれども、我等譜代は萬石以上なれども、素と家系に於ては麾下と異なるなし、宜しく麾下の列に下りて、幕府の支配

に屬すべしとて人心最恟々たり。

十二月九日王政復古の大號令換發の報達するや、會藩の江戸留學生の如きは、戰機正に熟せり、學を修め書を読むの秋にあらずとて、忽ち黨を結びて上京せり。

〔勤王黨の浪士藩邸に潜む〕 斯る状態にて江戸市中は騷然たる間に、三田の薩邸に於ては浪士の巢窟となれり。蓋し我維新史が前來述べ來れる如く、初は勤王浪士の運動なりしが、漸次藩の力を以て爲すに至りしが、水戸は勤王論發生の地にして、浪士亦最多く、常總野の間は勤王黨の激徒嘯集して事を起さんとせるものありしを以て、慶應の初年より土佐の板垣退助、江戸に在りしが、是等の浪士を扶持して潜匿せしめ、以て他日の用に供せんことを待てり。然るに其後板垣は、西郷と約し土藩に於て討幕軍を募りて、以て西郷の計畫に應せんとて歸國するに當り、西郷に約して從來扶持し來りし浪士を薩藩に引き渡せるを以て、是より浪士は薩邸内に潜み、益、浪士を招集して、江戸市中の奪掠を事とせり。其中將帥の器なきを以て、遂に薩南より伊牟田尙平を招き、以て有事の日には關西軍と東西相應じて兵を擧げんと謀れり。蓋し當時京阪の薩邸に長士の有志常に潜伏して幕府攻撃の策源地と爲せしことを觀じ來れば、幕府の薩藩を惡むも所以なしとせざるなり。

〔浪士の暴掠と薩邸襲撃〕 却説江戸薩邸内の浪士等は日夜市中の富戸等を暴掠して、江戸の物騒甚しければ、幕府は大に戒心して、譜代大名若干名、五千石以上の麾下若干名を以て市中を警衛せ

しめ、嚴に暴徒を取締れり。偶、十二月二十二日西丸炎上せしを以て、幕府は浪士の所爲として、之を處分せんとして、其引渡方を薩邸に交渉せり。然るに薩藩留守居篠崎彦五郎益満休之丞等は素より浪士と結託せるを以て、幕府の請求に應ぜず。且浪士等は市内の取締嚴重にして、其暴行を逞うするを得ざるを怨み、取締諸藩の首班たる莊内藩邸に發砲せしを以て、警衛諸藩大に憤怒し、薩邸を討伐して、浪士を逮捕せんと請へり。幕閣之を允し得ずして、天璋院夫人に請ひしに、夫人之を允許せしを以て、十二月二十四日夜大目付等は警衛諸藩に向て浪士討伐の令を下せり。依て莊内、厩橋、松山、鯖江、上山等諸藩及麾下の士等、豫て講究し置ける佛人砲兵カピテーン、ブリューネの攻撃方略に従て砲撃し、忽ちにして之を燒盡せり。

〔浪士等薩艦に投ず〕 斯く數倍の大敵に包圍攻撃を受けて、浪士等は、大に狼狽せしが、伊牟田は六十餘の志士を率ゐ、邸の南方上山藩の攻撃場所を突破して品川に走り、豫て應援に來れる薩艦内に投じたり。此時上山藩の傑士金子與三郎は戦死せり。

浪士等薩艦に投ずるや、幕艦二隻之を砲撃せり、藩艦よりも應戦しつゝ、出帆して攝海に向へり。幕艦三隻之を追撃せしも、戊辰正月二日薩艦兵庫に入るや、漸く追尾を止めたり。

此時大阪城中にては、平和論勝を制し、漸く尾越の周旋に一任することに決し、會桑二藩主を初め、持重派の重臣等旅館に歸りし後、○丁卯十
二月晦日此薩邸襲撃の報阪城に達し、然らばとて諸隊令せざるに戎

装して出發し、伏見烏羽の役となる。然れば此薩邸襲撃の一事は事小なりと雖も、關係する所極めて大、戊辰戦役の導火線となりたるものなり。

第十三章 戊辰の役

第一節 鳥羽伏見の戦

江戸の状況と薩藩掃蕩の議——慶喜の入京及討薩表——慶喜兵を率ゐて伏見鳥羽より進む——薩長の幕府討滅と西郷の計畫——長州片野十郎の獻策——薩長二藩伏見を警衛す——居間調停者及廟堂の施措——春嶽の陳情書——春嶽慶喜の北上を諫止せんとす——容堂の上書——中根岩倉會見及大久保の上書——容堂の建議と主戦論の勝利——薩長の警衛——幕軍鳥羽に敗走す——幕軍伏見に敗る

〔江戸の状況と薩藩掃蕩の議〕 江戸に於ては京都の形勢を聞て悲憤慷慨の餘り、譜代諸藩及麾下等は一朝事あるときは、身命を擲て徳川氏の爲に盡さんと決議せり。加之薩州邸潜伏の浪士等市中を掠奪し、其金額二十萬兩に達すべしとの世評あり。江戸市中取締の幕軍は遂に舊臘二十四日薩邸を砲撃して之を焼き拂へり。依て大目付瀧川播磨守具知、勘定奉行小野友五郎は一は江戸の状況を具申せんが爲め、一は緩急事に應せんが爲に兵を率ゐて西上し、晦日大阪に着せり。是より先大阪城中議論沸騰して、何れも曰く、頃日朝廷の施措は偏倚極まる、是決して眞の朝旨にあらずして、薩賊等の陰謀に出づるなれば、速に君側の姦を清めざるべからずと。而して瀧川具知等來て江戸の状況を報するに及びて、愈、薩藩を惡み、且兵威を増したるに勢を得て、愈上洛して掃蕩を爲すべしとの議論勢力を得たり、且慶喜も稍此説に傾けるを以て、忽ち議一決したり。

〔慶喜の入京と討薩表〕 明治元年正月朔前將軍慶喜は入朝せんとて、警備の部署を定め、黒谷、大佛、二條城、伏見、東寺、淀、橋本關門、大阪城、城外關門十四箇所、天王寺眞田山、西の宮、兵庫、大阪藏屋敷、城外巡邏、天保山、大佛兵糧護衛、及大津より三條橋までと、各區域擔任を定めて、麾下及譜代大名を配置する事とせり。乃ち二日大阪を發し、三日入京の事と定め、先づ瀧川具知を先發として、討薩表を携へて上京せしめたり。其文に曰く、

臣慶喜謹而去月九日以來の御事件奉_レ恐察候得者、一々朝廷の御眞意には無_レ之、全く松平修理大夫奸臣共陰謀より出候は天下所_レ共知、殊に江戸長崎野州相州所々亂妨劫盜に及候も、同藩の唱導により、東西響應皇國を亂し候所業別紙之通にて、天人共に所_レ憎に御座候間、前文の奸臣ども御引渡し御座候様御沙汰被_レ下度、萬一御採用不_レ相成候は、不_レ得_レ止誅戮を加へ可_レ申候、此段謹而奉_レ奏聞候、

正月

慶喜

別紙

薩藩奸黨之者共罪狀之事

一、大事件盡_レ衆議と被_レ仰出候處、去月九日突然非常御變革を口實に致し、奉_レ侮_レ幼帝、諸般御

所置、私論を主張候事、

- 一、主上御幼冲の折柄、先帝御依託被爲_レ在候攝政殿下を廢し、止_二參内_一候事、
- 一、私意を以て宮堂上方を妄に黜陟せしむる事、
- 一、九門其外御警衛と唱へ、他藩の者を煽動し、兵仗を以て宮闕に迫候條、不_レ憚_二朝廷_一大不敬の事、

一、家來共浮浪の徒を語合ひ、屋敷へ屯集、江戸市中押込強盜致し、酒井左衛門尉人數屯所へ砲發亂妨し、其他野州相州所々燒討劫盜に及候證據分明に有_レ之候事、(京都守護職始末)又之を閣老より諸藩に示せり。其副書に曰く、

先般獻言之次第も有_レ之處、豈計らんや、松平修理大夫家來共、要_二幼帝_一、不_レ盡_二公議_一、矯_二叢慮_一、天下之亂階を釀し候件々、不_レ暇_二枚擧_一、依_レ之別紙兩通之奏聞を遂げ、大義に依て君側の惡を掃ひ候に付、速に馳_二參軍列_一に可_二相加_一者也、

〔慶喜兵を率ゐて伏見鳥羽より進む〕 斯く宣戰書を公布して、愈、伏見鳥羽兩道より進めり。會津新撰組麾下の兵等は伏見街道より進み、陸軍奉行竹中丹後守重固之を督し、鳥羽街道は桑名見廻組大垣等の兵にして、老中松平豊前守正質之を帥むたり。

此舉慶喜の本志なりしや否やは今に不明の問題なり、慶喜が中根雪江に託せし書を見るに左の如し。

奏聞之次第は有_レ之候得共、輦轂之下に於て干戈を動かさ_レる様、兼て兵隊之者共へ申諭置候得共、彼より已に砲發之上は、此上の形勢心配致候間、吳々も鳳輦守護被_レ致候儀、厚く御頼申候、以上、

五月四日八字認

慶喜

尾州殿
越前殿
土州殿
細川殿
藤州殿
宇和島殿

此書を見れば慶喜の勤王の心厚きを見ると共に、一時は輦轂の下に薩長と雌雄を決せんと欲せしを知るべし。而して其最憎惡する所は長州よりも、寧ろ薩州に在りたるを知るべし。

〔薩長の計畫〕 薩長二藩連和以來、其目的とする處は偏に幕府討滅にあり、曩に討幕の密勅を請願して之を受け、藝藩と共に此密勅を奉じて、討幕の大軍を起さんとせしが、會々將軍大政を返上せしを以て、暫く中止となり、平和の間に大改革行はれんとしたるも、而も薩長二藩の決心は到底干戈を以てするにあらざれば、眞の改革を決行する能はざるべきを確信し居れり。然れども衰頽せ

りと雖も、八百萬石を領有し、八萬騎の麾下あり、眞心徳川氏の爲に盡さんとする大名もあり、之を討滅せんことは、至難の業と覺悟せるを以て、其計畫は實に二藩士の苦心せし所なり。西郷吉之助の計畫左の如し。

- 一、御決策相立候は、一發前夜御微行之方、可_レ宜哉之事、
 - 一、砲聲相發し候節に臨み、堂々と鳳輦を被_レ移候方可_レ宜哉之事、
 - 一、山陰道に御掛り被_レ爲_レ在候て、可_レ宜哉之事、
 - 一、朝廷に於ては、總裁御止相成候方、可_レ宜哉之事、
 - 一、浪華之戰と相成候へば、京地にては依然として御動座無_レ之方可_レ宜哉之事、
 - 一、中卿は^{○中山忠能云ふ}是非御供不_三相成_一候ては不_三相濟_一由、其外幾人にて可_レ宜哉、御供之人數、與丁人夫等の手當も、調置候様との事、
 - 一、御警衛の人數可_三相究置_一との事、
 - 一、岩倉公は如何にも跡に御踏止り、彈丸矢石を犯し、十分戰鬪之賦、^(七年史)
- 〔長州片野十郎の獻策〕 又長州の方にては、當時片野十郎より獻策せし所、略同様なり。左の如し。
- 一、當時居合三中隊之御所警衛は、御微行相決候上、直様供奉之事、

- 一、西の宮邊、三藩の兵直に有馬より三田通り、丹波笹山へ引揚之事、
 - 一、東福寺光明寺の兵は、平公^{○徳山藩世子毛利平六郎}を將として、伏見邊衛殿之事、
 - 一、伏見衛殿の我兵引揚候節は、一先天龍寺へ集合之事、
 - 一、尾之道之兵は備前兵と合し、姫路を突く事、
 - 一、藝備へ急速出發之事、
 - 一、雲州へ急速手下し之事、
 - 一、高野之兵速に大和より宇治通り、伏見に出張、衛殿兵に相應すべし。
 - 一、兵庫滯泊之我軍艦速に備海邊へ回すべし、^(井上伯傳)
- 斯くの如く薩長方に於ては、決して一戰に勝利を得ること、伏見鳥羽の戦の如く好成绩を得べしとは豫想せず。主上を奉じて山陰道より通れ廣島に出て、行在所と爲す計畫なりしと云ふ。而して假令戰鬪幾年に互るも、如何なる困難に遭遇するも、幕府討滅の業を大成せんとする決心の程を見るべし。之を論議百出一致せざる徳川黨に比すれば、霄壤の差ありと云ふべし。
- 〔薩長二藩伏見を警衛す〕 是より先慶喜は既に大阪に退き、京阪の間は特に物情騒然たるに二十一日幕府の歩兵千餘人、伏見町奉行所に屯集して、民家を侵掠し、京中を横行すとの報ありければ、朝議田宮如雲^{○尾州藩士}を以て伏見驛取締を爲さしめ、且薩長土藝四藩に巡邏警衛を命ぜり。

各 通

| | |
|---|---|
| 薩 | 州 |
| 長 | 州 |
| 土 | 州 |

伏見表今度御變革、彼是多端の虚に乗じ、狼藉者横行、人心不安趣相聞候に付、急度巡邏鎮定可_レ有_レ之、御沙汰候事、

但伏見市在取締の儀は田宮如雲へ兼勤被_二仰付_一候、尙又巡邏之儀は長州土州藝州同様被_二仰付_一候間、爲_二心得_一相達候事、○書中但書の藩名は互に用ひたるものなり、
り爰に載するは薩藩に授くるものなり

二十三日土藝二藩は辭して兵を出さず、薩長二藩敢然として之に任せり。蓋し二藩士の心中は曾に浪士等に此市在を横行せしめざるのみならず、前將軍を始め、徳川黨をして一人も此關門を過ぎて京師に足を入れしめざる決心なりしなり。

〔居間調停者及廟堂の措施〕 大阪城中及伏見警衛の薩長二藩の間には、戦雲疑き戦機熟せるに、從來調停に盡力せし尾越土及廟堂諸公の上には猶如何にもして和解せしめんと念熾なり。明治元年正月朔春嶽は中根雪江を岩倉議定の邸に遣し、大阪の事情を述べて、慶喜上京の許可を請はしむ。時に議定曰く、今日の勢薩州は兵力を以て朝廷を補佐せんとし、長州は幕府を怨むこと最深し、

殆ど兩立を許さざるなり、然れども從來尾越二公周施の勞多とすべきものあり、之を徒勞に歸せしむるに忍びず。三條東久世二氏に計りたるに幸に賛成を得たれば、土州宇和島二侯に調停せしめん、慶喜をして入京せしむる方法如何と。中根曰く、前將軍は決して長薩を怨惡すること無かるべし、若し入朝せば議定に任じ、政府の用途も全國賦課に決して速に布告せらるべきや。議定曰く、内府果して從來の罪を一身に荷ひ、官を辭し地を納め、兵幾大隊軍艦幾艘を獻するあらば、天下の大小侯伯之に倣て還納する所あるに至らん、之れ予が内府に望む所なり。然れども内府にして今日猶失政の罪を謝せざる時は、止むを得ず討伐の一事あるのみ。願ふに曩に内府既に大政を奉還す、尊王の誠意厚きを見る、反正の實蹟を顯はす亦當に内府の辭する所にあらざるべし、之を爲す便法如何と。中根唯々として退く。

〔春嶽の陳情書〕

即ち中根は春嶽と議し、再び岩倉を訪ひて、左の條陳書を示して其批答を請ふ。

- 一、午刻前上京相成候は、直に參内、午刻後上着相成候は、翌朝直に參内致候様可_二相成_一哉、
- 一、參内之上、表向辭官之御手續相濟候上は、政府御用途全國高割之義も、即日列藩へ御布告可_二相成_一哉、

- 一、參内之節即日職掌可_レ被_二仰付_一哉、
- 一、上京の節相應之人數引率之事、

一、参内の節九門外迄、是迄通兵隊引率之事、

一、九門内は是迄よりは人数多く召連可申事、

尤上下着之向にて、兵仗は無之、

岩倉之を見て、衆議に付すべければ後命を俟つべしと答ふ。是日三職會議を開きて、慶喜に内諭し、松平容保及定敬に歸國を命じて、後に入覲を允さんとす。尾越土肥四藩出身の下参與は、容保定敬何の罪ありて之を擯斥するや、宜しく慶喜と共に入京を允すべしと。西郷大久保之を駁して議決せず。

〔春嶽慶喜の北上を諫止せんとす〕 二日春嶽昨日の批答を得んと欲して参朝せしに、幕兵北上の

報を得て倉皇疾と稱して歸邸し、伊達宗城、成瀬正肥、戸田忠至、肥後藩溝口弧雲、津藩藤堂歸雲及後藤象次郎を招きて、慶喜を諫止せんことを議し、戸田忠至をして大阪に赴かしめんとす。戸田辭して曰く、幕府は余を以て朝臣に黨すと爲す、往くとも功無けん。後藤等更に相議して溝口藤堂の二人をして先發せしめ、土藩家老深尾鼎、尾藩田中邦之助、中村修之丞をして赴かしめんとす。然るに成瀬正肥は二人の力の能く及ぶ所にあらずとて之を辭す。春嶽止むを得ず容堂宗城と議せんとて散會せり。

〔容堂の上書〕 三日土侯容堂は書を上りて、容保定敬歸否の如何に拘らず、速に慶喜を召すべし

と論じて曰く、

徳川内府之儀に付、昨日廷議會桑兩藩大阪より歸國致候上、内府可被召御沙汰之旨、奉領意候、然に先般も申上候通、内府早々被爲召、朝廷之御規則速に被爲議定、四海寧謐の基本相立候儀、今日の急務にて、會桑歸藩の遲速は全く小事と奉存候間、是に不拘一日も早く内府歸洛之沙汰被爲在候義、當然之事と奉存候、

正月三日

松平容堂

廷議は遂に容保定敬に歸國を命じて後に、慶喜の入覲を許すべきに決して、旨を慶勝慶永に傳ふ。

〔中根岩倉會見及大久保の上書〕 此時中根又岩倉議定を訪て、老寡君尾土宇三侯と共に大阪に赴

き、内府に恭順奉命を説かんとす、内府入覲の日議定職に補せらるゝや否やと。岩倉答へて曰く、入覲は固より可なり、補職は毛利宰相と同日なるを要す。而るに内府反狀ありて鳥羽伏見に戰端を開く、足下が老主君再び内府に説かんと欲するも得べけんやと。雪江勿々辭し去る。慶永は鎮靜の策として、尾越二藩の兵を以て、會桑兵と薩長兵との間に介在せしめ、以て其衝突を避けしめんと欲し、幕吏梅澤孫太郎を召し、且急使を土佐宇和島二侯に遣し、参内に先ち來會せんことを請へり。梅澤及宇和島侯は來會せしも、土侯は已に参内せりとて、神山左多衛をして代て來らしむ。辻將曹も尋で來會し、種々鎮撫策評定中、伏見出火の報に接す、其兵燹たるを知るに及びて、慶永悄然と

して、議事を中止して参内せり。其日大久保一藏(通利)上書して、速に討幕の議を決せんことを促す。去る九日朝廷大御變革御發表以來之形體を熟考するに、既に二大事を被_レ失候て、皇國之事十に七八は不可_レ成と歎息涕泣いたし候折柄、將に三大事を失せられんとす、三大事共に被_レ失候へば、皇國之事凡て瓦解土崩、大御變革も盡く水泡畫餅と可_レ相成は顯然明著といふべし、皇國を奉_レ深憂もの、豈必死を以盡さ_レらんや、抑一大事を被_レ失候とは、九日御發表盡く御内評通斷然叡慮を以て徳川氏御處置、會桑進退等御達の御都合に運兼、衆評被_レ聞食候御事と相成、徳川氏をして即夜参朝御評議席に可_レ被_レ召加との趣、越土公或は後藤など必死に論じ、漸にして是を論破し、尾越の周旋御受と相成たる時宜合、是第二等に陥りたる基にて、畢竟衆評にわたらず、確斷に出候へば、第一等の策に萬々疑なかりしに、是れ被_レ失候御大事の一なり、第二には徳川氏爲_レ鎮撫下阪と中は表面にて、内實は華城割據の勢を成し、歸國せしむるの御受を成したる會桑を滯阪せしめ、剩へ要所々々警衛公然申達し、兵士を差出し、洛中同様の伏見淀城迄多人數兵士繰り登せ、朝廷の御趣意に乖戻不遜なる紙面を以、外國に相達し候次第、恭順反正の趣意ならざるは分明と云ふべし、然に舊臘廿三日廿四日朝議の節、兩事件確定の叡慮通、御紙面を以被_レ仰出候處、眼目之御文字依_レ願御改相成候儀必定徳川をして上京せしめ、然して同意の藩を語らひ、勢不可_レ得_レ止の機會を拵へ、朝廷を奉_レ壓倒、意の儘に可_レ遂之深策有_レ之事候處、是を見破して押へたまふ事不能、被_レ

失候御大事の二なり、將に失せられんとする第三之御大事は、此儘徳川氏上京相成候へば、参朝は無_レ申迄、議定職被_レ命候事、合力同心を以扶幕の徒必死に盡力いたし候半、是迄さへ二大事を被_レ失候次第候へば、中々以朝議不動と申儀不_レ被_レ爲_レ叶は、鏡に懸て明なりと云ふべし、若御動搖被_レ爲_レ在においては、朝廷上一之御變動あつて、依然たる御衰體を見たまふ而已ならず、皇威豈地に不_レ落を得んや、是三大事失せられんとするの危急なり、右に就て是を救ひ返すには、勤王無二の藩決然干戈を期し、戮力合體、非常の盡力に及ばざれば不能と被_レ存候、今在京列侯藩士因循苟且の徒而已、就中議定職之御方下參與職の者、具眼の士一人も無_レ之、平穩無事を好んで、諛言を以雷同を公論になし、周旋盡力するの次第、實に憤慨に不可_レ能、依_レ之愚考するに、干戈を期する決定に至り候へば、公然明白朝廷に盡し奉らすんば、萬成す可からず、長藩の議、長薩の朝廷たるやふにては、不_レ相濟との論、一通り當然とは相考候へども、如_レ此御急迫に臨んで、左右顧念あるべきものなるか、戰に成る空の見定相付候上は、相與に參與の御受といたされ、必死を盡し度被_レ存候、一藩の微力を以て迎も衆多に不及、今日の事不及候へば、施すに術なかるべし、

一、外國へ徳川氏示諭之紙面君家之事を擧げて惡事とし、猶己之罪を置て、他を凶暴と唱へ候條、實に不可_レ拾置之大事と奉_レ存候間、猶御評議に御懸け被_レ成候様有_レ御座一度、愚考いたし候、

右は實に切迫の御大事と相成候に付、幾重にも粉骨碎身盡さずんばあるべからず愚考仕候、以上、

正月三日

大久保百拜(大久保日記)

是夜廟堂に於ては三職を會して會議す、大久保一藏三條岩倉二卿に進言して曰く、慶喜叛狀既に具はる、仁和寺宮は征討將軍として戎装して禁闕を守護せらるべし、高野山屯集の官軍は大坂城を攻め、紀藩は之を援けしむべく、大洲、平戸、佐土原、彦根の諸藩に大津驛防禦を命じ、尾越二藩には禁闕護衛の兵數を増さしむべしと。兩卿即ち總裁宮に進言せしむ、大久保乃ち宮に稟して、直に其旨を達せしむ。

〔容堂の建議と主戦論の勝利〕

此時容堂議を建て、曰く、伏見鳥羽にて既に戦端を開くと、豊信

(容)議定に在るも未だ開戦の議決せるを聞かず、斯る大事件を二三の公卿一二藩士と私議して擅斷するは、最國家の不祥なり。是れ公議輿論に據るとの詔旨を蹂躪するものにして、維新の初政を誤り、平地に波瀾を起さしむる暴政と云ふべし。畏くも豊信議定の職に在る上は其責任を分たざるべからず。依て斷然冠を掛けて歸藩する決心なりと、聲色共に厲し。三職中一言を發する者なし。三條岩倉二卿も難色あり。一度會議を閉ぢ、大久保と協議の上、廣澤を召す、廣澤病褥にありしを以て、井上聞多(馨)代て參朝し、別室に於て極端なる主戦論を主張す。依て二卿も愈、決心して、再び會議を開き、遂に開戦に決す。依て先づ慶喜の上京を止む。其文に曰く、

徳川前内大臣

先達而下阪に付、尾越兩藩へ鎮定之儀被_レ仰付、御請申上候處、今日大兵伏見表へ押出候處、如何に被_レ思召_二候、都下人心動搖にも可_レ及候間、御沙汰有_レ之候迄、上京之儀可_レ見合_二候事、

斯くの如くして、岩倉議定は西郷、大久保、廣澤等と議し、薩長二藩の計畫に従ひ、幕軍若し勝を制して北上する時は、主上は密に宮中を忍び出で給ひ、山陰道を経て藝備の間に出で、詔を四方に下して、西南諸國を固め、總裁宮は京師に止りて防戦し、防_レぐ能はざるに及びて鳳輦叡岳に遷幸の様を擬し、防戦の間に仁和寺(小松宮)知恩院兩宮は東北地方に赴き、勤王の師を募り、江戸城を攻めんと計畫せり。然るに幕軍は二道共に敗北して、慶喜は大阪を捨て、東走するに至りしは、抑、我聖皇が天祐を保全し給へる大稜威の致し、所にして、皇國の幸福實に至大なりと云ふべし。

〔薩長の警衛〕

薩長二藩は伏見市在巡邏警衛の命を受けてより、鳥羽街道は薩藩本營を東寺に置き、參謀推原小彌太山口仲吾等之を守り、長軍は大佛を本營とし、山田顯義等之を衛る。伏見方面

は薩軍は總督島津式部、參謀吉井友實、中原猶介、隊長鈴木武五郎なりしが、後に川村純義、篠原國幹等加はり、長軍は林友幸等之を指揮せり。

〔幕軍鳥羽に敗走す〕

二日申刻幕軍鳥羽中之橋に至る、椎原は幕軍に向て、予輩朝命を以て此地を守る、決して通過せしむる能はずと。應接時を移す間に、城南離宮前を本陣として、離宮後と右

側の竹林中と三隊に陣營を構へ、道の中央に大砲を備へしが、三日七ツ時に至り之を連發して遂に幕軍を潰走せしむ。夜幕軍逆襲し來りしも、三面より合撃して之を破る。

〔幕軍伏見に敗る〕

伏見方面は、幕軍先鋒伏見京橋に來りて整列せるを、林友幸は薩藩淵邊直右

衛門、有馬藤太、土藩谷兎毛と共に會藩の營に至りて詰問せしが、會藩士は曰く、徳川内府朝命に應じて入覲せんとす、請ふ阻碍する勿れと。林等答ふるに慶喜を召すとの朝命を聞かず、強て通過せんと欲せば、兵力を以て阻止せんと。會兵依て幕府の重役と協議して決答せんと。林等歸て其狀を京都に報じ、戦備を嚴にして以て待つ。此時鳥羽の砲聲聞ゆるを以て、兩軍忽ち砲門を開きて、攻撃を始む、遂に亦幕軍敗走す。此日^{○三}仁和寺宮嘉彰親王軍事總裁となり、守衛兵を指揮し、四日征討大將軍として錦旗節刀を授かり、薩長藝三藩の兵を將ひ、出で、東寺に次す。五日官軍鳥羽宇治兩道より淀城に進む。幕軍之を拒ぎ、殺傷相當る。會、征討將軍宮錦旗を擁して陣營を巡視す、官軍之を見て勇氣百倍す。幕軍は膽落ち氣飢ゑ、遂に潰走す。

六日拂曉官軍進んで八幡に至る、會兵先鋒として秋山下總守の歩兵及大垣兵等奮戦、能く防ぐ。未刻彈丸既に竭き抜刀を以て進むあり。此時に當り前岸山崎に屯せる、津藩の營所より不意に橋本を砲撃す。桑名兵壁に據て防ぎしが、八幡の兵大に狼狽す。官軍橋本の背後に出で挾撃す、賊軍潰走して牧方に退く。遂に征討將軍宮進んで大阪城を收むるに至る。

第二節 徳川氏征討令宣布、前將軍東退

山陰道遷幸の謀——西園寺の山陰道平定——橋本總督と爲る——征討大號令の宣布——慶喜以下幕府黨を處罰す——慶喜大阪城を脱して江戸に逃る——慶喜の奏聞書及親展書——慶喜が東歸の布告文

〔山陰道遷幸の謀〕

鳥羽伏見の戦は薩長の兵勝を制せしと雖も、幕兵退て大阪城を據守する時は終局の勝敗猶容易に豫見すべからざるものあり。故に岩倉大久保等は猶山陰道遷幸の謀を捨てず。

〔西園寺の山陰道平定〕

四日西園寺公望を以て、山陰道鎮撫總督と爲し、本道諸藩の嚮背を問はしめ、緩急事に従はしむ、五日公望薩長二藩の兵を帥ひて京都を發し、間道より丹波に出で、郷土人見龍之進、中川武平太を招諭して本營を布く。依て池田慶徳に命じて、公望の指揮に従ひ、本道鎮撫に力を盡さしむ、公望進んで、丹後宮津の本庄氏を徇へ、尋で鳥取に抵り、松江藩の誓書を納めて、山陰道盡く平ぐ。

五日朝議山崎關門を守る津藩をして、官軍に應せしめんとして、朝諭を齎らして四條隆平を遣し遊説せしむ。藤堂采女應接して忽ち朝旨を遵奉し、六日薩長二藩の兵と共に、東軍を八幡橋本に砲撃す。幕軍驚擾敗走す。隆平周ねく陣中を巡視して還る。

〔橋本總督と爲る〕

此日橋本實梁を東海道鎮撫總督として、柳原前光を副總督と爲す。二人は即

日肥後藩の兵を率ゐて京を發す、二十三日伊勢四日市に陣す、松平定敬嫡子萬之助罪を謝し降を請ふ。實梁之を容れ、二十八日桑名城を收め、尾張津二藩をして之を監せしむ。

〔征討大號令の宣布〕

此時征討大號令を宣布せんとす。松平容堂後藤象次郎等異議を唱へしも、遂に宣布に決定し、議定參與列席の上、公卿諸侯を召して、之を宣す。其文に曰く、

徳川慶喜天下之形勢不得已を察し、大政返上將軍職辭退相願候に付、朝議之上斷然被_レ聞食_二候處、唯大政返上と申而已に而、於_二朝廷_一土地人民御保ち不被_レ遊候而者、御聖業難_レ被_レ爲_レ立候に付、尾越二藩を以て其實效御訊問被_レ爲_レ遊候節、於_二慶喜_一は奉_二畏入_一候得共、麾下並會桑之者共承服不_レ仕、萬一暴舉可_レ仕哉茂難_レ計候に付、只管鎮撫に盡力仕居候旨、尾越より及_二言上_一候間、朝廷に者慶喜眞に恭順を盡し候様被_レ思食、既往之罪不被_レ爲_レ問、寛大之御處置可_レ被_レ仰付_二之處、豈圖らんや、大阪城へ引取候は素より之詐謀に而、去る三日麾下の者を引率し、剩へ前に御暇被_レ遣候會桑等を先鋒とし、闕下を奉_レ犯候勢、現在彼より兵端を開き候上は、慶喜反狀明白、始終奉_レ欺_二朝廷_一候段、大逆無道、最早於_二朝廷_一御宥恕之道茂絶果、不被_レ爲_レ得_レ已追討被_二仰附_一候、兵端既に相開候上は、速に賊徒御平治、萬民塗炭之苦を被_レ爲_レ救_二度_一叙慮に候間、今般仁和寺宮征討將軍に被_レ任候に付而者、是迄偷安息情に打過、或は兩端を抱き候者は勿論、假令賊徒に従ひ、譜代臣下之者たり共、悔悟憤發、國家之爲め盡忠之志有_レ之輩は、寛大之思食に而御採用被_レ爲_レ在

候、依_二戰功_一此末徳川家之儀に付歎願之儀茂候得者、其筋により御許容可_レ有_レ之候、然るに此御時節に至り、不_レ辨_二大義_一、賊徒と謀を通じ、或は潜居爲_レ致候者は、朝敵同様嚴刑に可_レ被_レ處候間、心得違無_レ之様可_レ致候事、

但征討大將軍を置れ候上は、即時前件號令可_レ被_レ爲_レ發者勿論候得共、於_二麾下_一粗暴之徒墜蔽爰に至り候事哉と、彼是深重之思食を以て御遲延之處、三日より今七日に至り、阪兵日々雖_二敗走_一益出_レ兵、吳々不被_レ爲_レ得_レ已、斷然本文之通被_二仰出_一候、各藩陪從吏卒に至迄、方向を定め、爲_二天下_一奉公可_レ有_レ之候事、(明治政史)

岩倉議定演達して曰く、朝廷大號令を發すること斯くの如し、若し徳川氏の舊恩を憶ひ、朝命に服せざるものは、速に大阪に赴き之を援けよ、然らずんば國に就て、糧食彈藥を送れ、王事に勤勞せんと欲する者は、滯京命を俟てと。八日の辰刻を期して、去就を決せしむ。八日に至り、諸侯皆朝命を遵奉せんことを奉答せり。

〔慶喜以下幕府黨を處罰す〕

十日征討大號令及舊幕府領地を以て御料と爲すとの布告書を三條、

荒神口の二橋に掲示し、同時に徳川慶喜、松平容保、松平定敬、松平頼聰、○讃岐高松藩松平定昭、○伊豫板倉勝靜、○河中山藩松平正質、○上總大及若年寄永井玄蕃頭以下若年寄並大目付、目付等皆官位を褫奪せられ、殊に會津、桑名、高松、兩松山、大多喜六藩は屋敷召上られ、殘兵は追放を命せられ、酒井忠

氏○若狭戸田氏共○美濃稻垣長行○志摩松平宗武○丹後宮津藩○日向の内藩は不審の廉ありとて、入京を禁せられたり。

〔慶喜大阪城を脱して江戸に逃る〕 是より先前將軍慶喜は形勢日に非なるを見て、海路東歸を決し、六日八軒屋に至り、密に通船の用意を命せり。此時會藩の神保修理伏見の戦況を視察して歸り、藩主容保に見えて順逆を説き、兵を收め謹慎して朝命を待たんと乞ふ。然れども多衆に遮られて、其説行はれざるを以て、前んで慶喜に謁し、順逆を説き、利害を論じ、速に先驅の罪を謝し、政權返上、無比の盛舉を完全にし、勤王の素志を貫徹せんことを極諫せり。此時敗報頻に城中に達す。

慶喜以爲へらく、藤堂稻葉の如き徳川氏より重恩を負ひ、殊に此舉を賛成したるに拘らず、今則反覆我軍に向て砲發するに至る。是恐くは錦旗を見たるに由るならん、我より戦端を開きたるにあらざるも、大に我天朝尊奉の趣旨に反したるは遺憾に堪へずと。依て大目付を馳せて、令を諸軍に傳へ、大阪城に退却せしめ、其夜容保定敬勝静及外國奉行、目付、醫師等を隨へ、亥刻密に城を出で、八軒屋より宮船に乘じ、天保山沖に至り、翌日開陽艦に轉乘して遂に江戸に向て海路逃去せり。

〔慶喜の奏聞書及親展書〕 是より先慶喜は目付妻木多宮に命じて、奏聞書及親展書を春嶽に送り。曰く、

此度上京先供、途中偶然之行違より、近畿騒然に及候段、不得止場合にて、素奉對天朝他心無

レ之段は、兼て御諒知之通に候、併聊たりとも奉惱宸襟候段、恐入候儀に付、浪華城は尾張大納言松平大藏大輔に相托し、謹で東退仕候、以上、

正 月 慶 喜

此度上京先供、途中偶然之行違より、近畿騒然に及候段、不得止之場合にて、素奉對天朝他心無レ之段は、兼て御諒知之通に候、併聊たりとも奉惱宸襟候段、恐入候儀に付、謹で浪華城各へ相預退去歸東に及候間、右之趣可然御執成御奏聞有之度、頼及候、

正月七日 慶 喜

尾張 大納言殿 松平大藏大輔殿

〔慶喜が東歸の布告文〕 八日慶勝慶永は此奏狀を上る、是に於て朝廷二人に命じて、大阪城を點檢せしむ。是時慶喜は東歸の故を部下に布告文を残せしが、翌日に至り、永井玄蕃等數人前夜前將軍乗船東退せる旨を告げ、將士一同にも東歸を命せしを以て、諸隊始めて慶喜の東退を知り、呆然爲す所を知らざりき。此時諸軍に布告せる書に曰く、

先般尾張大納言松平大藏大輔を以て、可致上洛旨御内諭を蒙り奉り候間、去る三日先供之者四塚關門迄罷越候處、松平修理太夫家來共、無謂に通行を拒み、兼て伏兵之手配致置、突然彼より

及^レ發砲、兵端を開き、粗暴之舉動に及候條、修理太夫家來共一己之所業に有^レ之、剩^ニ矯^ニ叡慮^ニ、朝敵之名を負せ、他藩之者を煽動し、人心疑惑を抱き、戦利あらず、此分にて夥多之人命を損し候のみならず、可^レ奉^レ寧^ニ宸襟^ニ、誠意も不^ニ相貫^ニ、紛紜之際曲直判然不^ニ相立^ニ候ては、不本意之至、深く心痛致し候、就ては深き見込も有^レ之、兵隊引揚げ軍艦にて一先東歸致候、追々申聞候儀も可^レ有^レ之候間、銘々同心戮力、爲^ニ國家^ニ可^レ抽^ニ忠節^ニ候事、

十二日無事慶喜は江戸内海に入り、品川沖より上陸して江戸城に入れり。容保も亦自邸に入りしが、定敬は自邸に入らずして、一橋邸及會津邸に寓し、日夜慶喜に對し大計を説きしも、慶喜従はずして、單に謹慎罪を待つのみなれば、定敬も止むを得ずして築地の自邸に入れり。

第三節 江戸開城

慶喜の陳情書及靜寛院宮の書狀——彰義隊其他の哀訴——東征大總督以下の人選——官軍諸道の部署——勝陸軍總裁となる——主戦論の要領——勝の決心と戦略——勝諸臣を諭す——山岡書を齎らして官軍の營に赴く——山岡等官軍の陣地を過つて進む——山岡西郷會見——徳川氏の處分案——山岡備前藩御預けの條項に反對す——勝の歎願書——勝西郷に面會を求む——兩雄相會、並に西郷の進軍論豫朝廷の命令書——勅使江戸城に望み勅書を下す——田安の拜受書——徳川氏處分に關する慶喜の上書——運送船其他に關する勝等の要求

〔慶喜の陳情書及靜寛院宮の書狀〕

徳川慶喜江戸に歸るや、麾下の士等種々の建策を爲す者多けれども、一切之を用ひず、只管謹慎恭順を旨として寛永寺に退去せり。十九日手書を裁して、靜寛院宮に送り、恭順の意を陳せり。其文に曰く、

慶喜相續より以來、相變らず尊王の道専ら相心懸居候へども、此程の事件一時の行違とは乍^レ申、奉^レ對^ニ朝廷^ニ奉^ニ恐入^ニ候、就ては私儀は退隱仕り、跡式の義は相撰の上申付候積に御座候、然る所道路の浮説にも可^レ有^レ之とは奉^レ存候へども、御軍勢差向られ候様にも傳聞仕り、只今右様の御事御座候ては、臣子の至情より萬一騒亂を生じ、奉^レ惱^ニ叡慮^ニ候様相成候ては、猶又私從來尊王の本意に無^ニ御座^ニ候間、此度趣旨の趣御沙汰被^レ成候様仕り度何卒私心底の程御照察被^レ遊、猶此上當家無事永續仕、不^ニ相變^ニ忠勤^ニを盡し候事出來候様、御所向御都合宜しく御周旋被^レ成下^ニ候様御願申上候、目出度可祝、

慶

喜(岩倉公)
實記

蓋し慶喜、宮及天璋院夫人に謁して、哀を朝廷に請はんことを依頼せるに、宮は女官を遣はすことを諾し、慶喜の書を求められしを以てなり。宮手書を裁し、慶喜の書と共に土御門ふちに齎らし、橋本少將の許に送らしめたり。宮の書狀に曰く、

叡慮の程伺不^レ申、願出候は恐入候へ共、心痛に堪兼、こののみ參らせ候、去る三日内府事召に依

りて上洛の處、不慮の戦争に相成り、朝敵の汚名を蒙り歸府の處、徳川征伐の爲、官軍差向られ候様に承り、當家の浮沈此時と存じ、苦心致し候、内府より承り候趣、委細藤より申入候に付何分双方を承はり不申候ては、理非分兼候、此度の一件は兎も角も内府是迄重々不行届の儘、内府一身は如何様とも仰付られ、何卒家名立行候様幾重にも願度、後世迄當家朝敵の汚名を殘し候事私身に取ては實に残念に存參らせ候、何とぞ私への御憐愍と思召、汚名を清め、家名相立候様、私命にかへて願參らせ候、吳々官軍差下され、御取つふし相成候ては私事當家滅亡を見て、ながらへ居候も残念に候間、急度覺悟致し候心得に付、私一命は惜み不申候へ共、朝敵と共に身命を捨ては、朝廷に恐入候事に候、誠に心痛致居候、何卒心事御憐愍あらせ、願通家名の處、御憐愍あらせられ候は、私は申迄も無之、一門家僕の者共、深く朝恩被蒙候事と存參らせ候、何卒此處よく御申入願參らせ候、同役衆へも御申傳にて御取計の事御願申入參らせ候、以上、

(岩倉公實記)

〔彰義隊其他の哀訴〕 又麾下の士伴門五郎、本多敏三郎、澁澤喜作等一隊を組み彰義隊と稱し、同盟哀訴申合書を作りて寛大の處置あらんことを歎願し、輪王寺宮(北白川宮)も西上徳川氏の爲に哀訴し給ふこととなり、天璋院夫人も使者を遣はして、徳川氏の爲に哀訴し、稻葉美濃守も歎願書を持して大總督府に至らんとしけるも、皆功を奏せざりき。

此際に當りて、春嶽は岩倉の意を受けて徳川氏謝罪に盡力したれども、最早其時機にあらず、殊に薩人は慶喜を惡むこと甚だしく、極刑に處せずんば止まずと主張せり。長藩の木戸は死一等を減すべしと大に救解に力めつゝあるの際なり。伏見烏羽破裂以前にすら、成功せざりし春嶽の盡力は、此際に成就すべき理なきなり。

正月九日岩倉具定東山道鎮撫總督となり、第八千丸は副總督となり錦旗節刀を賜り、二十一日陸辭し、參謀宇田栗園、輔翼香川敬三、清岡公張、監察原保太郎、岩村高俊等大垣藩を先鋒とし、尾土二藩兵を率ゐて發せり。

〔東征大總督以下の人選〕 二月九日總裁熾仁親王を東征大總督と爲し、議定嘉言親王を海軍總督となし、東海東山北陸三道の先鋒總督兼鎮撫使を命じ、參謀以下は薩長始め二十餘藩の兵を屬せしめたり。其人選左の如し。

- | | |
|-------|--------|
| 東征大總督 | 熾仁親王 |
| 參謀 | 正親町中將 |
| 同 | 西四辻太夫 |
| 同 | 西郷隆盛 |
| 同 | 林 玖十郎 |

東海道先鋒總督兼鎮撫使

同 副 使

參 謀

同

東山道先鋒總督兼鎮撫使

同 副 使

參 謀

同

北陸道先鋒總督兼鎮撫使

同 副 使

參 謀

同

奥羽先鋒總督兼鎮撫使

同 副 使

參 謀

橋本 實 梁

柳原 前 光

大梨 精 一 郎

梅江 田 信 義

岩倉 具 定

岩倉 八 千 丸

板垣 退 助

伊地 知 正 治

高倉 永 祐

四條 隆 平

黒田 清 隆

品川 彌 二 郎

澤 爲 量

醍醐 忠 敬

大山 綱 良

同

世 良 修 藏

十一日軍令及廟算書を三道總督に頒つ、今各總督への命令書を示せば、

今度聖断を以て、御親征被_レ仰出_二候に付ては、偏に蒼生之塗炭に陥_レ候を被_レ歎思召_二候、鴻大之聖慮を奉戴し、速に皇國平治、奉_レ安_三宸襟_一候様、御軍列に被_レ召加_二候大小諸藩、大に軍備を嚴にし、同心戮力盡_レ忠誠、可_レ遂_二成功_一候事、

一、海陸軍兵進退掛引之儀は、其手其手の總督に委任被_レ仰付_二候條、其旨可_レ相心得_二候事、

一、私論を以公事を誤り、各藩區々に不_レ相成_二様、深く心を可_レ用事、

一、別紙陸軍諸法度條々堅可_レ相守_二事、

右之條々於_二相背_一者、可_レ被_レ處_二御軍法_一者也、

慶應四年二月

太宰帥 熾 仁 花押

〔官軍諸道の部署〕

陸軍諸法度條々及廟算書は長文なれば此處に省略すべし。要するに東海道は進撃を主とし、外二道は防守を主とし、十一、十二、十三の三日を以て宮闕を拜辭し、諸道齊しく進軍せしが、東山道は二軍に分ち、一軍は信州より甲府に入り、幕府新撰組の隊長近藤勇と甲州勝沼附近に於て戦ひ、追撃して内藤新宿に着せり。板垣退助之が參謀たり。一軍は伊地知正治之を管し、土武の間に幕兵と戦ひ、進んで板橋驛に着せり。東海道軍も二軍に分れ、共に進んで池上に着

し本門寺に陣し、北陸道軍は進んで千住驛に到れり。而して大總督府は十五日京を發し、海路駿河に至り、駿府に總督府を置かれたり。

斯くの如く三道の軍破竹の勢を以て殺到し、郊外四驛の地を堅め、愈、三月十五日を以て江戸城總攻撃と決し、十三日を以て諸道の官軍に令せり。抑、當時の軍略は東山道參謀伊地知正治の計畫する所にして、三道一齊に進軍し、火を城下に放て自ら歸路を絶ち、死地に陥りて雌雄を決せんとするにありき。

〔勝陸軍總裁となる、主戰論の要領〕

幕府の方面を伺へば、前將軍慶喜は一意恭順の意を表すと雖も、官軍にして若し徳川氏を族滅するにあらずんば止まざる決心なりや否や、斯る際にも一矢酬いざるは、關東武士の忍ぶ能はざる所なり。一月二十三日の夜幕府も大改革を斷行せられ、勝安芳陸軍總裁となり、慶喜の信頼を受けてより、幕府の全權は此偉人の手に落ちたり。

勝は其第一着として大會議を開きて主戰論を制抑せり。其要領は、

第一、若し官軍と抗戦せば、或は徳川の勢威を擴張し得べしと雖も、是より海内分裂して、紛争復た底止する所なく、遂に歐米の窺ふ所となり、以て印度支那の覆轍を蹈むに至るべし、

第二、主人慶喜大政返上の誠意を貫徹し、恭順に決すべし、

第三、關東の人士は能く怒りて能く勇闘するも、百年の廟算を立つる者なし、

第四、薩長の兵は僅に數千に充たず、然るに幕軍は一萬五千餘の大兵を以て之に當り、連戦連敗する所以のものは、大勢既に去りて、復人力の得て如何ともすべからざるに由る、

〔勝の決心と戰略〕

勝は斯る議論を以て諸士を鎮撫したり。慶喜は勝に一任して、二月十一日東叡山大慈院に入りて、謹慎の意を表せり。然れども又一方には官軍に對應するの策なかるべからず。而して勝が最憂ひしは外國との關係なり。既に長州再征當時より、佛國は幕府に加擔し、英國は薩長を援護する傾向ありき。今に至て外國容喙の端を開かば忌々しき大事なり。且謝罪許されずして一旦兵火を以て雌雄を決するに至るも、官軍は軍資乏しく、兵器彈藥に缺乏を訴へ居れば、交戦久しきに互るべからず。若し英國等が銃砲彈藥を供給するあらば、徳川氏の存亡は措いて問はずとも、國家の不利是より大なるは無し。諸外國が早く局外中立を宣言するに至りしは、誠に我國の幸なり。斯の如くして、砲彈の洗禮を受くるの日來らば、先づ自ら江戸八百八街に火を放ちて、以て快く決戦すべしと。乃ち府下の博徒の巨魁三十餘人を召集し、今主君恭順謹慎を表する者は國家の安寧を保持し、徳川氏の社稷を血食せしめんが爲なり、然るに官軍之を聽かず、強て進撃するあらば、我止むを得ず決戦せざるべからず。汝等我命を俟ちて、火を四方に放ちて官軍を焚殺すべしとて、金圓火具を與へて命令せり。又房總の漁民に令して、江戸城火起るを見れば、直に舟を舩して市民を搭載し之を救出すべしと。

〔勝諸臣を諷す〕 勝は斯くの如く、戦略を定め、官軍四境を歴し、兵禍眼前に迫るにあらざれば、謝罪の談判も益なしとて、泰然時機を待ち、又静寛院宮の旨を以て、諸臣に諭せり。曰く、此度追討使被_レ差向_一候に付、末々に至り候迄不敬の儀無_レ之様、此程より精々被_レ仰出_一候御事ながら、猶又御諭し遊し度思召候、朝廷にも謝罪の次第に寄、いか様にも寛大の御處置被_レ爲_レ在候御様子に御伺被_レ爲_レ在候得共、當地多人數之内には、萬一心得違之者有_レ之候而、其邊より恭順之境取失ひ候ては、朝廷にも最早寛大の思召も絶させられ、徳川家も是限りの由、京都より御伺あらせられ候間、たとへ忠義を存候ても、恭順之境取失ひ候ては、朝廷恐入思召候而已ならず、立せられ候御家名も立せられず候様に成行候ては、實以て御残念至極に思召候間、人氣御取鎮之事に付、此度大總督宮様御陣中へ上臈御使に立られ候間、何卒静寛院宮様御當家之爲に深御心痛被_レ爲_レ在候思召、下々迄も貫通いたし、恭順の境取失ざる様相心得候様、厚御諭の事御頼思召候、右之通大奥より被_レ仰出_一候間、末々に至迄、心得違無_レ之様可_レ致旨、向々へ可_レ被_レ達候事、(岩倉公實記)

〔山岡書を齎らして官軍の營に赴く〕 此時麾下の士山岡鐵太郎一日慶喜に謁し、恭順の意旨如何を問ふ。慶喜流涕して曰く、余は誠意謹慎すると雖も、既に朝敵の名を受く、恐くは生命を全うするを得ざらん、是憂ふる所にあらず、唯徳川氏の社稷を絶えしむるなからんことを希ふと。鐵太郎曰く、主君何ぞ怯懦の言を出し給ふや、願ふに主君外謹慎を装ひ、内深謀あるなからんやと。慶喜

斷じて異志無きを誓ふ。鐵太郎曰く、果して然らば、誠意貫徹せざる理なし、小生必之を天朝に達せしめん、主君憂ひ給ふ勿れと。是に於て死を決して、官軍の營に至り、訴ふる所あらんとして、之を當路の有司に計るも皆危んで許さず、勝に謀る、勝素と山岡を知らず、唯疎暴の劔士なるを聞けるのみ。延見して問うて曰く、足下如何にして官軍の營に至るや。山岡曰く、余其營に至らば、官軍の余を處する斬縛の二途あるのみ、縛すれば甘じて之を受け、若し斬らんとせば、余大總督宮に一言すべき事あり、其言不可ならば、速に斬に處せよ、言若し採るべきあらば、從て處する所あれと言はんと欲す。官軍暴と雖も、豈明りに人を殺すの理あらんやと。辭氣壯烈誠意人を動す。勝曰く可と。即曩日薩邸襲撃の際生擒せし薩士益滿休之丞を副へ、一書を齎らして赴かしむ。其書に曰く、

無_レ偏無_レ黨王道蕩々矣、今官軍逼_レ鄙府_一といへども、君臣謹而恭順之道を守るは、我徳川氏之士民といへども、皇國之一民たるを以てのゆゑなり、且皇國當今之形勢昔時に異なり、兄弟牆にせめけども、外其侮を防ぐの時なるを知ればなり、雖_レ然鄙府四方八達士民數萬來往して、不教之民我主の意を解せず、或は此大變に乗じて不軌を計るの徒、鎮撫盡力餘力を残さずと雖も、終に其甲斐なく、今日無事と雖も、明日之變誠に難_レ計、小臣鎮撫力殆ど盡き、手を下すの道無く、空敷飛彈之下に憤死を決する而已、然ども後宮之尊位、一朝此不測之變に到らば、頑民無頼之徒、何

等之大變牆内に可發哉、日夜焦慮す、恭順の道從_レ是破るといへども、如何せん其統御之道なきを、唯軍門參謀諸君、能く其情實を詳にし、其條理を正されんことを、且百年の公評を以て、泉下期するある而已、嗚呼痛哉、上下道隔て、皇國之存亡を以て心とする者なく、小臣悲歎して訴へざるを得所なり、其御處置の如きは、敢て陳する所にあらず、正ならば皇國之大幸、一點不正之御舉あらば皇國之瓦解、亂臣賊民之名目千載之下消する所なからん歟、小臣推參して其情實を哀訴せんとすれども、士民沸騰鼎の如く、半日も去る能はず、唯愁苦して鎮撫を事とす、果して其勞するも亦功なきを知る、然れども其志不_レ違は天也、到_二于此際_一何ぞ疑を存せん哉、誠恐謹言、

三月五日

勝 安 房

參謀軍門下(南葵文庫所藏勝兵遺稿)

〔山岡等官軍の陣地を過つて進む〕 山岡等急行駿府に赴かんとす、六郷川を過ぐれば、官軍の先鋒此地に屯し、銃卒道の左右に列せり。山岡等濶歩して其間を經過し、隊長の宿衛に到り、大聲呼で曰く、朝敵徳川慶喜の家臣山岡鐵太郎大總督府に至ると。衛卒敢て言を出す者なく、唯直視するのみ。山岡等去て神奈川に至る。長州の兵此地を守り、哨兵を驛の前後に出して往來を唯何す。山岡乃ち益滿の後に隨ひ、薩士を装うて進む。是より前路皆斯くの如くして小田原に至る。適、兵卒皆東に向て奔るを見る。故を問ふに曰く、甲州勝沼に於て戦起れりと。山岡曩に近藤勇の逃走を聞

く、憶ふに彼の所爲ならんと。

〔山岡西郷會見〕 山岡等は愈、行を早め、晝夜兼行、九日駿府に詣り、西郷に面會を求む、西郷出て接す。山岡は勝の書狀を呈し且曰く、今回征討の本旨は是非を問はず、單に進撃を主とせらるゝか、我徳川氏固より養ふ所の兵士あり、其本旨果して斯くの如きを聞かば、主人慶喜恭順を守り、説諭を加ふと雖も、恐くは遂に之に服せず、或は脱走して不軌を圖る者あらん、然する時は、慶喜の至誠恭順も之を朝廷に達するを得ず、小臣密に之を歎じ、敢て大總督府に聞せんが爲此處に來れりと。西郷曰く、既に戦を甲州に開くと、先生の言と大に異なるあるは如何と。山岡曰く、是れ脱兵の所爲にして主君の關する所にあらずと。西郷默然たり。山岡曰く、戦を好み人を殺すを王師とは稱すべからず、天子は民の父母なり、宜しく仁義の心を存すべし。西郷曰く、官軍徒らに進撃を好むにあらず、苟も恭順の實效を表すあらば、自ら寛大の處分あるべし。山岡曰く、實效とは如何、願くは小臣與り聞かん、主君豈敢て朝命に背くあらんや。西郷曰く、過日靜寛院宮及天璋院殿の使者來りて、哀訴する所ありと雖も、徒に畏怖して陳情明晰ならず、今先生の言に由て、大に江府の近況を明にするを得たり、余當に總督に稟する所あらん、請ふ之を待てと。

〔徳川氏の處分案〕 西郷暫時にして出來りて處分案を山岡に示して曰く、徳川氏能く之を遵奉せば平和の局を結ぶを得べしと。

静寛院宮田安中納言へ御含ませ相成候事件も有之に付、御趣意貫徹候様、一向盡力之事、

一、慶喜儀謹慎恭順之廉を以て、備前藩へ御預可_レ被_二仰付_一事、

一、城明渡可_レ申事、

一、軍艦不_レ殘可_二相渡_一事、

一、軍器一切可_二相渡_一事、

一、城内住居之家來向島へ移り、慎可_二罷在_一事、

一、慶喜安舉を助け候面々、嚴重取調、謝罪之道屹度可_二相立_一事、

一、玉石共に燬く之御趣意更に無_レ之に付、鎮定之道相立、若暴舉致候者有_レ之、手に餘り候は、

官軍を以て可_二相鎮_一事、

右之條々實效急速相立候は、徳川氏家名之義者、寛典之御處置可_レ被_二仰附_一候事、(海舟日記)

〔山岡備前藩御預けの條項に反對す〕 山岡之を熱視して曰く、他事は皆命を奉ずるを得べしと雖

も、唯一事遵奉困難なりと。西郷之を問ふ。曰く、主君を他藩に預けらるゝ一事なり、これ決して

臣子として忍ぶ能はざる所なり、結局兵端を開き、數萬の人命を絶つに至らずんば止まざるべし、

王師の所爲とも覺えずと。西郷曰く朝命なり。山岡曰く朝命悉く直に従は、何ぞ歎願の必要あらん、

今暫く先生と地を換へて論せん、先生の主君修理太夫若し誤りて朝敵の名を受け、官軍の征討を受

くるに當り、恭順謹慎して、先生をして某が如き使命を奉せしめ、今日の如き朝命に會せば、先生

甘じて、主君を出して他藩に移らしめ、恬然傍觀せらるゝや、君臣の情誼恐くは然らざるものあら

んと。良久うして西郷曰く、先生の言恂に然り、慶喜公の身上は吉之助誓て保護に任せん、先生亦

憂ふる勿れと。又曰く、先生官軍の營を犯して來る、法に於て縛せざるべからず、然れども今故ら

に縛せずと。山岡曰く、此行素と一言を大總督府に呈するを期するのみ、今望を果せり、甘んじて

縛を受けんと。西郷笑て酒饌を饗しければ、山岡飽食して去る。西郷陣中通行券を與ふ。

〔勝の歎願書〕 山岡歸て勝及大久保一翁等に朝命を示す。勝大に嗟歎し、少しく西郷の山岡に與

へし命令書を修正せる歎願書を作る。曰く、

第一ヶ條

隱居之上水戸表へ愼罷在候様仕度事、

第二ヶ條

城明渡之儀は手續取計候上、即日田安へ御預け相成候様、仕度事、

第三ヶ條第四ヶ條

軍艦軍器之儀は不_レ殘取收め置、追て寛典之御所置被_二仰附_一候節、相當之員數相殘し、其餘は御

引渡申上候様、仕度事、

第五ヶ條

城内住居之家臣共は城外へ引移し、愼罷在候様、仕度事、

第六ヶ條

慶喜妄舉を助け候者共之儀は、格別の御憐愍を以て、御寛典に被_レ成下、一命に拘り候様之儀無_レ之様、仕度事、

但萬石以上之儀は、本文御寛典の廉にて、朝裁を以、被_レ仰附_二候様、仕度事、

第七ヶ條

士民鎮定之儀は精々行届候様可_レ仕、萬一暴舉いたし候者有_レ之、手に餘り候は、其節改て相願可_レ申候間、官軍を以、御鎮壓被_レ下候様、仕度事、

右之通屹度爲_二取計_一可_レ申候、尤寛典御處置之次第、前以相伺候へば、士民鎮壓の都合にも相成候儀に付、右之邊御亮察被_二成下、御寛典之御處置之趣、爲_二心得_一伺置度候事、(海舟日記)

〔勝西郷に書を贈て面會を求む〕

勝は右の修正歎願書を作製して、以て時機を待てり。西郷は山岡に約し置けるを以て、十三日高輪の薩邸に入れり。勝乃ち一書を贈て面會を求む。曰く、

昨年以來上下公平一致之旨あれども、各其中に私あり、終に當日の變に及ぶ者は、皇國人物乏敷に因る、就_レ中伏見之一舉一二之藩士を目して、失錯ありとするは、我尤恥る所、堂々たる天下、

終に同胞相喰、何ぞ其陋なる哉、我輩忠諫一死を以て報すべきも、既に其失前日にあり、今日何之面目あつて口を開かむ、然といへども、不日にして一戦數萬生靈を損せんとす、其戦名節條理之正敷にあらず、各私憤を抱藏して丈夫之爲すべき所にあらず、吾人は是を知れども官軍猛勢白刃飛彈を以て、慢に怯懦之士民を劫さば、我もまた一兵を以て、是に應せずんば無辜の死益多く、生靈之塗炭益長からん歟、軍門實に皇國に忠する志あらば、宜敷其條理と情實を詳にし、後一戦を試み、我輩もまた能く其正不正を顧み、敢て慢に輕擧すべからず、嗚呼我主家滅亡に當て、一之名節大條理を持し、從容死に就く者無きは、千載之遺憾にして海外之一笑を引く而已、我輩是を知れども、力支ゆる能はず、共に魚肉せらるゝ者は、深怨銘肝、日夜焦思し、殆んど憤死せんとなす、憐れ其心裏を詳察あらば軍門に臨んで一言を談せむ、幸に熟考せられば、公私之大幸死後猶生るが如くならん、謹言、

辰三月

勝 安 房(海舟日記)

〔兩雄相會並に西郷進軍猶豫〕

斯くの如くして、勝は大久保一翁と共に芝田町の薩邸に西郷と會せり。西郷勝の兩雄は實に和戦兩様の準備と、幾萬の生靈を殺活すべき關鑰とを持して相會せり。

勝は修正歎願書を呈して曰く、寡君數百萬石を領せしは、素と政府の經費に充てんが爲なり。既に大政を返上す、當さに朝廷に請て處分を仰ぐべし。江戸城は皇國の首都なり、一家の存亡の故を以

て、多く無辜を殺すは寡君の欲せざる所なり。且方今外交愈熾なり、是時に當て邦内の平和を望むは、皇國を維持する所以にして、惟り我徳川家の爲に云ふにあらざるなり。願はくは公平至當の處置を下し給り、朝威之より振興し、化育の恩全國に普く、施て海内に及ばんことをと。西郷曰く、歎願書の決答は我專決し得べきことにあらず、宜しく大總督宮に言上すべしと。依て桐野利秋村田新八の兩人を招きて進軍の猶豫を令し、左の如く三道の官軍に達せられたり。

明日江戸城打入之儀相達置候得共、大總督の宮より被_レ仰越_二候次第も有_レ之、明日の所先相見合せ可_レ申候、尙日限之儀は、追て可_レ及_二御沙汰_一候間、此旨可_レ相心得_二候事、

〔朝廷の命令書〕 依て西郷は直に發途して十六日大總督府に歸還して復命す。總督宮乃ち隆盛を京都に遣し、朝裁を請はしむ。二十日隆盛太政官代に詣り、三職會議を開く、副總裁三條岩倉各意見を附し、議決して上奏を経て、隆盛に附せられし命令書に曰く、

第一ヶ條

謝罪實功相立候上者、深厚之思食を以て、死一等を被_レ宥候間、書面之通水戸表に於て、謹慎之義可_レ被_二差許_一候事、

第二ヶ條

總督宮思食次第可_レ被_二仰付_一候、

第三ヶ條

軍艦者勿論銃砲に於ては不_レ殘取收、武庫引渡可_レ申、御處置之上は追て相當可_二相渡_一候、

第五ヶ條

書面之通可_レ被_レ許候、

第六ヶ條

罪魁慶喜死一等被_レ宥候上は、格別之寬典を以て、其他の者も死一等は可_レ被_レ宥候間、相當之處置可_二申出_一事、

但萬石以上儀、書面之通可_レ被_二仰附_一、會桑の如きは問罪之軍兵被_二差向_一、降伏に於ては相當之御處置可_レ有_レ之、拒戰に於ては速に屠滅可_レ有_レ之事、

第七ヶ條

書面之通可_レ被_二仰附_一候事、(鐵仁親 王行實)

却說西郷は二十五日駿府に着し、大總督宮に謁し、勅裁の趣を啓し、二十九日江戸に來りて橋本柳原兩先鋒に傳達したり。

〔勅使江戸城に臨み勅書を下す〕 四月四日橋本柳原兩卿勅使として江戸城に臨めり。木梨精一郎海江田武次等隨ふ。西郷も同行す。幕府は豫て廳下を警め、靜肅丁重を極め、田安一橋兩卿を始め、

參政大小監察等列座の上、勅命を拜受せり。勅書に曰く、

第一ヶ條

慶喜去十二月以來、奉_レ欺_二天朝_一、利_レ兵力を以て犯_レ皇都、連日錦旗に發炮し、重罪たるに依り、爲_二追討_一官軍被_レ差向_二候處、段々眞實恭順謹慎之意を表し、謝罪申出に付ては祖宗以來二百餘年治國之功業不_レ少、殊に水戸贈大納言勤王之志業不_レ淺、旁以格別之思召被_レ爲_二在_一、左之條件實行相立候上者、被_レ處_二寬典_一、徳川家名被_レ立下、慶喜死罪一等被_レ宥_二之間、水戸表へ退き、謹慎可_二罷_一在_二之事_一、

第二ヶ條

城明渡し尾張藩へ可_二相渡_一之事、

第三ヶ條

軍艦銃砲引渡可_レ申、追て相當可_レ被_二差返_一事、

第四ヶ條

城内住居之家臣共城外へ退き、謹慎可_二罷_一在_二事_一、

第五ヶ條

慶喜叛謀相助候者重罪たるに依、可_レ被_レ處_二嚴刑_一之處、格別之寬典を以、死一等可_レ被_レ宥_二之間、相

當之處置致し、可_二言上_一事、

但萬石以上は以_二朝裁_一、御處置被_レ爲_二在_一之事、(太政官日誌)

〔田安の拜受書〕 猶兩勅使より演達あり、今後一週間内即十一日までに各件處置すべき様に命せられたり。田安慶頼謹で拜受し、慶喜に傳達せんことを答へたり。勅使は即日本陣に歸還せられしが七日慶頼書を以て、慶喜奉命の旨を橋本柳原兩使に稟す。其文に曰く、

此度慶喜儀寬大之御處置被_レ仰渡_二候勅誼之趣、慶喜へ相達し候處、實以恐入、謹で天恩之辱_二を奉_二拜承_一、感泣之外無_二他事_一、來る十日水戸表へ退去、謹慎罷在候様可_レ仕候、慶喜家臣共へも勅旨相達、逐件實行相立候様、處置可_レ仕候、不_二取敢_一此段御請奉_二申上_一候、以上、

四月七日

田安中納言慶頼花押

同時に塚原但馬守以下十人を罰せんことを稟申せり。

〔徳川氏處分に關する慶喜の上書〕 八日徳川氏海陸軍局員相會し、議論紛々たり。曰く、徳川氏寬典に處せらるべしと雖も、未だ封地明白ならざれば、容易に大城明け渡すべからず、繼嗣は尾張家を以てせんとする朝意ありと、之れ決して奉すべからずと。是に於て慶喜は書を裁して勝大久保に附す、依て二人は池上の本營に至りて左の書を出す。

一、城之儀は徳川氏相續の者相定候上、一時徳川龜之助へ御預被_レ仰付_二候様に願候、甚見越候儀

を申上、奉_レ恐入_二候得共、尾張家へ相續被_二仰付_一候儀は御免奉_レ願候事、

一、軍艦銃砲者徳川家名御立被_二成下、高井領地相極候上にて相當殘し置、其餘は悉く差上候様仕度候事、

海江田、木梨の兩參謀應接し、仰付られし朝命は如何ともする能はずと雖も、徳川氏繼嗣の事は私事なれば、決して朝旨なきを保せんと。

〔運送船其他に關する勝等の要求〕 又勝等は運送船は軍艦にあらざれば、本と献納の意なし、返還を請ふ、又兵卒は四千人の多きに及び、徳川氏に扶持の資無く、彼等自活の道無きを以て、小銃と共に交附せん。門樓倉庫の雜具は城と共に献せんと。官軍之を許し、を以て、十日田安慶頼は士民に向て官軍降者を罪せざる旨を以てし、各自其職業に安せんことを諭す。十一日慶喜水戸に移り、橋本柳原は少許の警衛を率ひ、西郷と共に入城、兵器を收め肥後藩をして之を守らしめ、城は尾藩に託して守らしむ。軍艦は幕府の海軍副總裁榎本釜次郎等風濤に託して之を辭し、夜に及び、船艦七隻を率ひて遁走せしを以て果さず。然れども大城授受は全く此日を以て終れり。

第四節 關東平定

慶喜上野を出づ——大鳥等兵を集む——大鳥軍會津に入る——近藤勇等斬らる——結城藩の去就——
彰義隊——西郷鎮撫解散を力む——上野陥り彰義隊亡ぶ

〔慶喜上野を出づ〕 明治元年四月十一日江戸城は、勝、大久保、山岡等の幹旋盡力に由りて、無事開城せられて、官軍の有に歸し、前將軍慶喜公は黒木綿の羽織、白き小倉縞の袴を着し、麻裏草履を穿ち、顔色憔悴、鬚髯剃らず、端然として歩いて上野大慈院を出られたり。精銳隊の士數十人前後を守る。之を見る者、知ると知らざるとを問はず、流涕して、おいとをしやの歎聲を發せざるなし。況して譜代恩顧の士、世近の部下等は嗚咽仰ぎ見る者なかりき。

〔大鳥等兵を集む〕 是夜大鳥圭介等同志相約して向島報恩寺に會議し、先づ鴻の臺に至り、江戸の形勢を觀望して、大に爲すあらんとす。市川驛に於て、土方歳三、吉澤勇四郎、會人秋月登之助、桑人立見勘三郎等其他數團の脱走人と相會して、總勢二千人に餘れり。是に於て、大鳥を總督とし、日光に至りて形勢を觀望せんと、隊伍を整へて進みしに、此時官軍は東山道先鋒進んで、宇都宮に在り、迥に江戸を扼し、會津に臨めり。

〔大鳥軍會津に入る〕 十六十七兩日大鳥軍は進んで小山に至り、官軍と戦て之を破る、依て飯塚より栃木を経て宇都宮を攻む、官軍能く防ぎしが、遂に敗れて壬生城に走る。依て大鳥等は城に入り、市民を賑はし、二十五日日光に赴き、降て今市に陣す。桑名藩人は主君を思ひ、辭別して會津に入り越後に赴けり。然るに大鳥の兵も食竭き彈藥乏しく、到底長きに堪ふべからざれば、一度會津に赴き糧食彈藥を得んと欲して、間道六方越の險を越えて會津領田島に入れり。

〔近藤勇等斬らる〕 是より先、未だ江戸の開城せざるや、新撰組の近藤勇、土方歳三等は永井玄蕃の意を承けて、甲陽鎮撫隊として甲斐に入りしが、未だ甲府に入る能はざるに、官軍は板垣退助參謀として、信州より進んで甲府に入る。依て勝沼柏尾に戦ひしも、衆寡敵せず、遁れて近藤は大久保大和と變名し、土方と共に下總流山に在て、逋徒を鎮壓すと稱し、衆を聚めて觀望せり。此時官軍は東山道總督府大軍監香川敬三等、四月三日兵を流山に進む、謀を以て近藤を誘致し、之を捕へ歸りて板橋に斬る。土方餘衆を收め、退きて大鳥圭介等に合す。

〔結城藩の去就〕 此時に於て結城藩は藩論二派に分れ、藩主水野勝知は佐幕派にして、江戸に在て彰義隊を指揮し、藩老水野甚四郎之を助け、又重臣水野又兵衛等は勤王説を執て隠居勝進及其庶子稔之助を奉じて相對抗す。三月二十五日勝知彰義隊を率ゐ來りて、城を占有せしが、四月五日官軍結城城を收め、勝知逃走す。

板倉勝靜は嗣子勝全と共に日光山南照院に退隱して恭順謹慎せしが、香川大軍監等進むに従て、今市の軍門に父子共に來りて降を請ふ。之を宇都宮城に措く。其後東軍宇都宮を奪ふに當りて勝靜は會津に入れり。

〔彰義隊〕 是時に當りて關東の野、幕軍の殘黨あるは唯上野の彰義隊のみとなれり。抑、彰義隊なるものは、初は慶喜が大坂より東歸するや、伴門五郎、本多敏三郎、青木平九郎、須永於菟之輔

等の幕士が恭順謹慎は素より名分の然らしむる所なれば當然の事なれども、是と同時に薩長等の専横奸計は其罪を糺さざるべからずとて、四谷鉸ヶ橋圓應寺及淺草本願寺等に會議し、慶喜の東叡山に退隱するや、彰義隊も亦此地に屯集せるものなり。是より幕府の遊撃、歩兵、砲兵、純忠、精忠、臥龍、旭、貫義諸隊及び關宿、高田、明石、小濱、高崎、結城、會津等諸藩士續々來集し、三千餘人に及べり。其衷情諒とすべきものあれども統率其人なく、不規律亂雜なる烏合兵に過ぎざれば、市中に出で、亂行を爲す者も多かりき。

〔西郷鎮撫解散を力む〕 此時官軍は既に江戸城を占有し、大總督宮は四月二十一日を以て入城せられ、閏四月二十四日三條實美關東大觀察使として江戸城に來り、事務を視しも、參謀隆盛は成るべく江戸市中の交戦を避けんと欲して、或は執當覺王院を總督府に召出さんとし、或は屢、解散の命を傳へ、或は公現法親王を城中に召さんとす等、百方鎮撫解散せしめんことに力めたり。就中山岡鐵太郎は身を忘れて彰義隊に使用して慰諭解散を命せしも、覺王院等は曰く、

今日の事、名は朝廷と雖も、實は薩長の所爲なり、貴殿が參謀に應接するも、亦薩長に誑惑せられたるものにして、朝廷にはあらず、貴殿は世々徳川家の恩澤に沐浴して、一朝之を忘却するか、徳川家祖先も豫め後世に此舉あるを知り、此山を經營し、皇族を以て主たらしめしなり、且一幅の錦旗を日光山に藏めたるは、若し朝廷殘暴にして、禍亂を作すの變ある時は、當宮を以て之に

易へ、萬民を安んずるの意なり、貴殿の如き軟弱にして恩を知らざるものは徳川の賊臣にして、之を蜂腰士と云はんとす、

など、暴言を放ち、又唯前將軍の爲に守衛するにあらず、東照宮より歴代の神靈を護衛するに在り、決して此危急存亡を座視するに忍びず。これを以て遽に諸隊解散の命を奉じ難しと抗言して、到底解散すべき見込なし。此時西郷は頗る寛大の思慮を以て左のみ討滅を急がざりしも、會、閏四月二十七日大村益次郎軍防局判事として江戸に來り、軍務に參するに至りて、速に剿討すべしとの議を建つ。三條等之を賛し、五月十五日を以て上野總攻撃に決したり。依て使を徳川家に遣はし、明朝東叡山に嘯集せる暴徒を誅滅すべし、聞く其山の中堂に徳川累代の重器を藏めたりと、宜しく燃燼に付すべからず、直に其家に齎せよと達せられたり。山岡等大に奔走したれども遂に重器を救ふを得ざりき。

〔上野陥りて彰義隊亡ぶ〕 十五日大村攻撃軍の總指揮官として上野を攻撃せり。薩州、肥後等の兵は南面正門より向ひ、長州、備前、大村、佐土原、津、名古屋の兵は本郷より背後を衝き、一齊に上野に突進せり。此戰唐突に起りしを以て、諸隊の兵外に出で、歸るを得ざる者、及戰と聞きて怯懦にして逃竄せし者等頗る多く、始め屯集三千餘ありしに此日の戰に參加せしもの僅に千内外に過ぎざりき。正門黒門口は最大切の場所なれば、攻撃軍は西郷隆盛自ら軍を督して、上野軍も歩兵万

字の二隊死力を盡して能く防ぐ、戰味爽より起り、湯島臺に在りし鳥取藩兵火を天神別當喜見院に放ち、勢に乗じて、南門の攻撃軍に加はる。未刻に及んで津、薩摩、肥前、因幡等の兵交々肉薄亂射す。山兵疲憊し、代る者なく、東南の新黒門先づ破れ、諸門相尋で破れ、官軍三面齊しく進み、山を奪ひ火を放つ、樓臺寺觀皆焼失す。輪王寺宮は通れて會津に赴かる、是に於て關東八州全く平定せり。

第五節 徳川氏の處分

西郷の意見と徳川氏の處分——三職會議に提出されたる議案——三條より岩倉に送れる書翰——家名相續と城地祿高

〔西郷の意見と徳川氏の處分〕 江戸開城に由りて幕府は全く亡びしと雖も、徳川氏は慶喜退隱して水戸に謹慎せるも、其封土は幾何にして何國なりやは未定なり、是最徳川家臣等の憂慮する所にして所在黨を結び兵を動かすも、多くは徳川處分の未定なるに起因するものなり。西郷隆盛之を憂ひ、今日の急務は速に徳川氏の處分を決定して、幕府の臣屬等を安堵せしめ、人心をして疑懼せしめざるに在り、若し斯くの如くするも、猶頑冥不靈にして、服せざる者あらば、斷然芟除して鎮撫の功を全うすべしと。依て其意見を大總督宮に稟申して、四月廿九日江戸を發し、海路大阪に赴き、

小松木戸等に會して、之を説き、閏四月五日京都に着せり。京にありても、徳川氏の處置を遷延するは人心を疑懼せしむる禍原たるを以て、四月二十五日同家嗣秩祿等の議を親王三職公卿諸侯貢士に下して意見を録上せしめられたり。其書に曰く、

徳川慶喜段々悔悟恭順之趣、愈謝罪之實效相立候はゞ、慶喜之處分且家名被立下候に付、相續人並秩祿高の儀、衆議公論を執り、御裁決被遊度思召にて、議事有之候間、明後二十七日巳刻迄に、右見込之儀封書に致し、重臣を以太政官代へ可差出様被仰出候事、

二十七日開封せられしに、繼嗣は尾紀越三家に望を屬し、秩祿は三百萬石以下との説多數なりしと云ふ。然れども當時の勢力家は猶削減の程度を甚だしからしめんとの説なりし如くにて、即決には至らざりき。

〔三職會議に提出されたる議案〕

閏四月八日車駕京師に還幸ありき。其前一日三條歸京せしを以て、岩倉邸に於て三條、小松、西郷、大久保、廣澤、吉井、後藤等の有力者相會議し、十日三職朝堂に會議す。當時の議案に曰く、

- 一、秩祿之儀は百萬石限可被賜之事、
 - 一、地所の儀は駿河國一圓可被下之事、
- 但石高不足之分は、追而御取調之上御治定可有之事、

一、家名相續人之儀は、田安龜之助可被仰付之事、

右一等

- 一、地所之儀は江戸城其儘被下、武藏國總石高之儀追而御取調可被成下之事、
- 一、右御達之上は、大久保勝等早々可被召之事、
- 一、秩祿之石數相續之人體は前條同斷之事、

右二等

右之内斷然御決定御沙汰被爲在度事、

三職各意見を述べしが、江戸城其儘下賜の説は福岡藤次以下反對説多かりしも、結局決する所なく、大久保一藏の建策に由り、岩倉上奏し、三條を大觀察使として江戸に下し、形勢を實査して、之を處分せしむるの權を委任することとなり、三條副總裁東下せり。

〔三條より岩倉に送れる書翰〕 三條東下後の消息は、三條より岩倉へ送れる閏四月二十五日二十九日五月四日の書狀に詳なり。之を抄録せば、

(上略) 扨徳川御處置之儀、先家名相續龜之助へ被仰付、城地祿高之儀は追て可被仰付之旨、明後日頃龜之助召出相達候心得に有之候、此段言上候、其子細は、何分只今急に祿高城地等被仰出候而者、却而鎮定にも難至と存候、不日兵備夫々手配致し、威武嚴然相立候上、萬一暴發等之賊

徒有之候共、鎮壓之手當粗備り候上、祿高城地之儀、申渡候策に有之候、

一、高家並歸順之旗下は朝臣に被_二仰付_一候事、

一、城地駿府之事、

五個月之期限を以可_二相移_一事、

一、祿高七十萬石、

一、徳川に扶助難_二行届_一旗下之士は、朝臣に召出、扶助被_レ下候事、

一、當地に而謹慎相成候閣老初幕吏之者は、如何御處置に相成候哉、徳川御處置相濟候は、是等も同時に御處置可_レ然存候、朝議之處相同度存候、(岩倉公實記)

是等の件に對して岩倉の返翰あり、愈確定議となり、閏四月二十九日總督府は田安龜之助を城中に召す。時に龜之助病あり、一橋茂榮代理として登營、左の辭令を受領せり。

慶喜伏罪之上は、徳川家名相續之儀、祖宗以來之功勞を被_二思召_一格別之叡慮を以、田安龜之助へ被_二仰出_一候事、

但城地祿高等之儀は、追而被_二仰出_一候事、(大政官日誌)

(家名相續と城地祿高) 蓋此時越前藩などの見込にては、祿高は舊祿三分一を減する説なりしなり。斯る有様故三條の書狀にも、只今急に祿高を定むれば、却て鎮定致し難しと云ひ、岩倉の返書

には、

一、徳川家御處置振、城地駿府、祿七十萬石之御見込、段々御評議之處、何も拜承候、今日に而は假令二百萬石給候而も、旗下沸騰仕候は目前之趣、案外之次第、此上は兎にも角にも御委任之儀、尙大總督宮御相談之上、如何様共御處分有_レ之、可_レ然存候、

とあり、譜代旗下等が最員の引倒を爲せる觀あり。

五月二十四日に至り、愈、左の辭令下れり。

徳川 龜之助

駿河國府中之城主に被_二仰付_一、領地高七十萬石下賜候旨、被_二仰出_一候事、

但駿河國一圓、其餘は遠江陸奥於_二兩國_一下賜候事、(大政官日誌)

同時一橋田安兩家は藩屏の列に加へらるゝ旨仰出され、三侯に御禮上京を仰出されたり。又徳川家よりは龜之助幼年なるを以て、津山老候松平確堂を後見とせんことを請ひ、允許を得たり。而して徳川家臣の輩は官位を差止められ、歸順の輩は朝臣たる旨仰出され、茲に徳川氏の處置も局を結べり。

第六節 奥羽越平定

容保定敬の謹慎——奥羽諸藩に下せる朝命——會藩の歎願書却下せらる——容保歸國す——米澤仙臺の奏請書省せられず——世良參謀米澤藩士を叱斥す——米澤仙臺會藩に同情す——二侯會藩の爲に列藩に檄す——列藩の重臣歎願書に署名す——歎願書却下と盟約書議定——會藩の兵大に振ふ——總督等困憊を極む——大總督府を久保田に移す——嘉彰親王越後口總督と爲る——西郷薩兵を二道に分遣す——輪王寺宮の討薩檄——奥羽士民に下せる詔——官軍振ひ奥羽軍窮す——越後方面の戦況——長岡北越軍の中堅と爲る——奥羽越三道東軍振はず——官軍大舉會津を合撃す——米澤仙臺相次いで降る——會津の降伏並に其謝罪書——白虎隊の殉死——莊内降り奥羽平ぐ

〔容保定敬の謹慎〕 徳川慶喜大阪より東歸して、一意恭順謹慎の意を表するや、會津藩主松平容保、桑名藩主松平定敬も共に東歸して、慶喜に向て、恢復の大計を獻せしも、慶喜用ひざるを以て、容保は龍口の自邸に、定敬は築地の自邸に退引謹慎してありけり。

〔奥羽諸藩に下せる朝命〕 此時朝議にては到底兵力を以て江戸を進剿するにあらざれば、鎮定は覺束なしとして、殊に會津は佐幕黨の中心なれば同時に之を剿滅すべき議決となりしも、大兵を動さずして、奥羽は奥羽を以て自ら處置せしむべしとの議論となり、依て正月十五日奥羽諸藩に令を下されたり。其文に曰く、

就_三徳川慶喜叛逆、爲_三追討_一近日官軍自_三東海東山北陸三道、可_レ令_三進發_一旨被_三仰出_一候、附ては奥羽

の諸藩宜_レ知_三尊王大義、相共援_三六師征討之勢_一旨、沙汰候事、(奥羽同 盟始末)

斯くの如く、江戸城攻撃を企つると同時に、會津城をも進撃せんと欲し、翌々十七日仙臺藩に令を下して曰く、

仙 臺 中 將

會津容保今度徳川慶喜之謀反に與し、錦旗に砲發し、大逆無道可_レ被_レ發_三征伐軍_一候間、其藩一手を以て本城襲撃、速に可_レ奏_三追討之功_一旨、御沙汰候事、(奥羽同 盟始末)

是に於て仙臺主伊達慶邦は會津征討の命を受くること、及將來の心得を藩中に達せり。

〔會藩の歎願書却下せらる〕 此時慶喜は謹慎して切に哀訴する際にして、容保も亦江戸藩邸謹慎中なれば、會藩家老田中土佐、神保内藏助等は、尾、土、肥後、高松等二十二藩に依頼して、歎願書を呈出せり、然るに土藩は之を返却し、他藩も爲に盡力するもの無かりき。

桑名藩は當藩主は官軍に下り、城を致しければ、此時若年寄は老侯定敬に諷して退隱せしめんとせしを以て、定敬も其意を諒し、藩邸を出で、其菩提寺たる靈岸寺に退隱せり。藩士等感泣主君の爲めに雪冤せんと誓へり。

〔容保歸國す〕 二月十六日容保は慶喜の旨を承け、江戸藩邸を出で、歸國せり。庄内藩主も亦同時に國に就けり。又大久保一翁は松平定敬に僻遠の地に避けて謹慎せんことを勧誘しければ、定敬

乃ち横濱より普國商船に搭じて新潟に赴き、以て柏崎の領地に入れり。

〔米澤仙臺の奏請省せられず〕 三月米澤藩主上杉齊憲書を上り、慶喜容保等既に恭順謹慎の意を表し居れば、皇威は八紘に震へるを以て、此上は大兵を動して征討の必要なく、若し兵連り久しきに彌る時は、外人隙に乗ずる端を開き、皇國の不祥なれば、速に征討軍を輟めんことを奏請し、且使節を秋田、南部、津輕、山形、上の山、二本松、福島、相馬等の諸藩に遣はし、皇國の爲討伐の不可を諫め、萬民の疾苦を救はんことを計れり。會、仙臺藩も使者を上京せしめけれども、共に省せられざりき。然れども是れ後來奥羽二十餘藩連盟の萌芽なり。

容保歸國後は漸次割據の形勝成りければ、奥羽鎮撫使を命せられ、三月二日奥羽鎮撫總督九條道孝、副總督澤爲量、參謀醍醐忠敬、大山格之助(眞綱)、世良修藏等薩長の兵少許を率ゐて京師を出發せり。蓋し當時江戸は猶開城せられず、關東の地は不穩にして、奥羽に向て大兵を差遣す能はざれば、奥羽の事は宜しく奥羽をして自ら處置せしむべしとの説を取り、其幹部を精選して、他は皆奥羽人を使用せん計畫なりしなり。故に大山世良の兩參謀は殊に人選を重せられし結果なりと云ふ。仙臺藩大越文五郎は藩兵を以て護衛兼嚮導として大阪より海路松島に上陸して、觀瀾亭を營所とせり。仙臺侯慶邦松島に赴き、總督に謁せり、依て總督は左の命令を下せり。

仙臺中將

早々人数差出會津へ可打入事、

策略等の儀は參謀可申談候事、

會津先鋒被仰付候、就ては彼國情探索等精々行届居可申に付、巨細御本陣へ可申出事、

是に於て慶邦は廿二日を以て出兵の令を發せり。二十五日仙臺藩は討會諸隊の部署を定め、五靈櫃口、湯原口、土湯口、中山口、石筵口等皆其將を定め、順次仙臺を發せり。

〔世良參謀米澤藩士を叱斥す〕 廿八日九條總督世良參謀等仙臺に入る。會、米澤藩の大瀧新藏山田八郎仙臺に來り、世良に面會して、會津容保先非を悔悟し謹慎朝裁を俟つ、干戈を要せずして鎮撫するを得んと。世良大に怒て曰く、米澤異議あらば會津と同罪ならんのみ、速に歸りて兵仗彈藥を具へて、總督の米澤に移りて諸軍を指揮するを俟てと。

斯くの如く官軍は日に通り、會藩は兵を出して封境を固めたり。大平口は原田對馬を總督とし、勢至堂口は横山主税之を督し、鶴、追分兩口は青龍一番足輕隊、三森峠は阪部三十郎之に當り、御靈櫃峠石筵口、沼尻越、福島通路なる高森、横向、越後口、檜原口等の各道皆守備を嚴にし、以て應戰の備を爲せり。

十二日九條總督は仙臺より移りて、岩沼館を本營とし、十四日副總督澤三位は薩長の兵を率ゐて出羽に赴き、十五日醍醐世良兩參謀は郡山に向へり。尋で仙臺兵一隊福島に到れり。

〔米澤仙臺會藩に同情す〕 然るに此時會津藩は家臣を上杉家に遣はし、降服謝罪を申し送れるに由り、米澤侯は使を白石城に遣はし、田村右京太夫に言はしめて、仙臺藩と共に左の書を九條總督に致せり。

會津容保爲三謝罪、歎願之家來共別紙名元書立之通、罷越候由、米澤より申入候に付、陣門へ相通し承り申候間、先以御届申上候、以上、

仙臺中將内 但 木 土 佐
米澤中將内 木 滑 要 人

斯くの如くして、仙臺米澤兩藩は漸次會津に向て同情を表するに至れり。且九條家の臣戸田主水の如きも、鎮撫使は強ち兵力を以て征討するに限らず、問責使を發して責問して事を處すれば足るべしと主張せり。然るに兩參謀は直ちに會津莊内を剿討せんとするを以て、議合はずして遂に脱走せり。閏四月一日醍醐少將本宮に在りて石筵、中山、御靈櫃の諸口へ進軍を令せり、仙臺兵は頗る遠巡せしが遂に諸口に於て小戦あり。

〔二侯會藩の爲に列藩に檄す〕 然るに此時會藩家老西郷頼母、梶原平馬、一の瀬要人連署して歎願書を出しけるに、仙臺米澤二侯は會藩の歎願を是認して、四月兩藩家老但木土佐、竹俣美作は連署して、書を九條總督に送り、休戦命令を出さん事を請ひ、且仙臺家老但木土佐、坂英力、米澤家

老干坂太郎左衛門、竹俣美作の名を以て、奥羽列藩の家老を白石に會合せしむることを檄せり。其書に曰く、

以三手紙一致啓達二候、陸奥守並彈正大弼儀、會津容保御追討の先鋒被_レ仰付、陸奥守出陣被_レ致候處、今般家來共陣門へ相越謝罪之義歎願申出候に付、致_二御兼評_一候間御重役の内白石陣所へ御出張相成候様致度候、以上、

閏四月四日(奥羽同盟始末)

此檄に應じて白石へ會合せる者、南部藩野々村眞澄、二本松藩丹羽一學、守山藩三浦金次郎、棚倉藩平田彈右衛門、中村藩相馬靱負、佐藤勘兵衛、三春藩大浦帶刀、山形藩水野三郎右衛門、福島藩池田權左衛門、上の山藩渡邊三郎右衛門、龜田藩大平伊織、一の關藩佐藤七太夫、矢島藩椎川嘉藤太等の重臣なり。

〔列藩の重臣歎願書に署名す〕 斯く奥羽列藩重臣會同せるを以て、十一日には仙臺米澤兩侯親しく會同に列し、會議を主宰せり。當時二藩の老臣坂、干坂等曰く、今般會津老臣歎願書を呈せるに由り、其國情を探るに、恭順謝罪の實狀顯然たり、依て陸奥守彈正大弼は共に添書して總督府へ進達すべき情誼を有す、列藩同意あらば調印すべしと。重役等皆之を賛成して、歎願書に署名捺印したり。是に於て仙臺二侯は會津の歎願書、仙臺二侯の添願書及他の會同諸藩の歎願書を持し、九條

總督に面し、事情を陳述せり、總督之を受け、一週間を期して決答を與へんと約せり。爾來二侯は更に盟約を堅め、大に爲すあらんと期せり。

〔歎願書却下と盟約書議定〕 此時世良修藏は甚しく歎願採用を不可として、十五日遂に總督府より仙米二侯に向て歎願書を却下せり。且二侯を促して會津征討を急にし、九條總督を白川城に入れんとせり。是に於て奥羽の人心激昂し、世良を嫉むこと甚だしく、密に之を除かんと謀り、仙臺藩士等世良の旅館に就て之を捕へ斬殺せり。而して其所持せる書翰を見て、奥羽人は益激昂して、薩長を以て禍心を包藏し、名を王師に假りて、私心を逞くするものとなし、是等の奸賊を除き、忠を朝廷に致さるべからずと。五月仙臺に會し、建白書並盟約書を議定せり。其盟約書に曰く、

盟約書

今度奥羽列藩會ニ議於仙臺、告ニ鎮撫總督府ニ欲下以修ニ盟約、執ニ公平正大之道、同心協力上尊ニ王室、下撫ニ恤人民、維ニ持皇國ニ而安ニ宸襟、仍條例如左、

- 一、以伸ニ大義于天下、爲ニ目的、不ニ拘ニ泥小節細行ニ事、
- 一、如同舟涉海、可ニ以信居以義動ニ事、
- 一、若有ニ不虞急要之事、比隣各藩速救援可ニ報ニ告總督府ニ事、
- 一、勿ニ負ニ強凌弱、勿ニ計ニ私營利、勿ニ泄ニ機事、離間同盟ニ事、

- 一、築ニ造城堡、運ニ搬糧食、雖レ不得レ止、勿ニ謾令ニ百姓勞役不勝ニ愁苦ニ事、
 - 一、大事件列藩集議可レ歸ニ公平之旨、微細則可レ隨ニ其宜ニ事、
 - 一、通ニ謀他國ニ或出ニ兵隣境、可レ報ニ同盟ニ事、
 - 一、勿ニ殺ニ戮無辜、勿ニ掠ニ奪金穀、凡事ニ不義者、可レ加ニ嚴刑ニ事
- 右之條々於レ有ニ違背者、則列藩集議可レ加ニ嚴刑ニ事、

慶應四年五月

奥羽列藩二十家老連署(奥羽同盟始末)

斯くの如くして、奥羽の連合を形成して、總督の指揮に應ぜざるを以て、總督府は仙米二侯に對し、會藩謝罪降服の儀は京師に稟申すべければ、會藩征討軍は諸口共少數の番兵を残して、自國に引上ぐべしと命せり。是時莊内追討及其應援を命せられたる南部秋田津輕等諸藩よりも解兵を報じ來れり。

〔會藩の兵大に振ふ〕 翻て會津の形勢を見るに、從來單に封境の防備を爲すに過ぎざりしが、十六日始めて兵を大平方面に出し、十九日白河城に入れり。然るに宇都宮より官軍進撃二十六、二十七兩日白河白坂の間に戦ひ、官軍敗北せり。此時奥羽同盟成りしを以て、仙臺棚倉等諸藩の兵合して之を守り、宇都宮に襲撃を試みんとしたるに、五月朔日官軍之を襲撃せしを以て、奥羽軍大に敗れ城を失ふ。伊地知正治此城を守り、奥羽軍屢々攻撃せしと雖も、終に取返すことを得ざりき。

〔總督等困難を極む〕 曩に莊内征討として羽州に向へる澤副總督大山參謀は新庄に在りて、轉戦甚力めたりしが、奥羽連盟成り、形勢一變せしより、退いて秋田に赴けども、同藩も亦容れず、津輕に通れしも、亦入るを得ず、頗る困難を極め、野代港に至り、將に蝦夷に赴かんとす。

〔大總督府を久保田に移す〕 是より先き大總督府は奥羽の形勢明ならざるを以て、佐賀小倉二藩の兵を遣はし、閏四月十七日松島灣に着し、養賢堂に據り、九條總督を奪て盛岡に赴かんとす。副十八日仙臺を出發したり。是より南部藩反盟の説を傳ふ。然るに此時道孝亦秋田に移らんとす。副總督等之を聞き野代港に止る。六月廿三日九條總督は盛岡を發して久保田[○]に向へり。同藩は曩に一度佐幕黨勢力を得しも、後勤王黨勢を挽回したる際なりければ、總督を迎ふるに決したり。七月朔九條總督久保田に着し、澤副總督、醍醐、大山の兩參謀も來會し、始めて官軍の根據地を得たり。

奥羽諸藩の同盟成り、幕會桑の兵と合して、白河口及越後口に迫ること頗る急なり。殊に白河は奥羽の咽喉なるを以て、會仙米等の兵大舉進撃せしも、官軍死力を盡して之を却く。

〔嘉彰親王越後に總督と爲る〕 是より先五月十九日有栖川宮は會津征伐大總督に補せられ、依て岩倉具定を以て、奥羽征討白河口總督とし、北陸道鎮撫兼會津征討總督高倉永祐を越後口總督と爲せしが六月七日岩倉を罷め、鷲尾隆聚を奥羽追討總督とし、尋で之を參謀に轉じて、正親町公董を

以て代らしめしが、討伐の功を奏せざるを以て、十四日嘉彰親王を以て會津征伐越後口總督と爲し、赴きて軍を督せしむ。六月十五日親王柏崎に上陸し給へり。

〔西郷薩兵を二道に分遣す〕 是より先西郷隆盛は東北の軍事困難なるを聞き、關東は漸く平定に歸したるの日なるを以て、歸りて京に上り、請て在京の薩兵を二分し、一は江戸より白河の官軍に合せしめ、一は平潟に上陸して、遙に各地の官軍に聲援を爲さしめしに、六月十七日其軍平潟に上陸して東軍の據守せる棚倉城を壓せり。

〔輪王寺宮の討薩檄〕 然るに東叡山陷落以來若松城に動座ありし輪王寺宮公現法親王は、米澤を経て白石城に移り、使を仙臺に遣し、奥羽列藩に御依頼ありしを以て、奥羽軍は其令旨を傳へ、又書を各國公使領事等に贈りて訴ふる所あり。奥羽越の列藩聯合強固にして容易に鎮定せざるのみならず、公現法親王七月二日を以て、伊達慶邦上杉齊憲に令し、奥羽諸藩を督して、薩藩を討たしむ。諸藩乃ち親王を推して、軍事總督とし、公議府を白石城内に設け、討薩檄を頒布す。其文に曰く、薩賊の兇暴古今其比を聞かず、恐多くも日光宮様を禍に陥れ奉り、徳川慶喜公に冤枉の嚴譴を負はしめ、其不眞を雪白するに路なく、涙を呑み手を束ねて殆んど屠戮に就んとせり、宮様累年の厚誼を思召し、深く御憂憫まします、慶喜公の冤枉を明白にせんと、二月下旬法興を馳せて駿府城に至り給ひ、大總督宮に御對顔あり、伏見の事の起原より、具に仰られければ、薩賊勅命を矯

て曰く、慶喜恭順の實效相立候へば必寛典に處せん、家系祿地等皆憂ふることなしと、宮様其誣罔詭計を洞察し給ふといへども、勅命の稱至嚴なれば、江戸に歸り、慶喜公に告げ給ふ、既にして慶喜公祖宗創業の城を開き、水戸に退隠し、兵器軍艦等を朝廷に奉り、實效残る處なく立てられけれども、朝敵の嚴譴終に御赦免なく、徒らに他郷荒陬に孤囚の身となり給ふ、宮様益御哀愍ましまし、屢御書で大總督の宮に遣りて、寛典に處せられ候様、仰せ進せられけれども、薩賊壅蔽して之を通せず、剩へ宮様の御英明を忌みて除き奉らんことを謀り、屢御上京を促しける、江戸士民之を知りて、市中及近郷數萬の人々、各歎訴狀を捧げ、御發輿を留め奉りしかば、其至情深く御不憫に思召され、御延引遊ばされけるに、薩賊又總督府の命と稱し、御登城を促し、城中に留め奉らんとせしに、宮様御所勞にて御斷遊ばされ、其外種々の奸計を運らし、除き奉らんと謀れども、皆々相違しければ、終に三條實美等と相謀り、五月十五日未明東叡山を暴襲し、勅額の掛りし中堂諸社宮様御殿に至迄、砲彈を以て焼打し、僧徒を殺戮し財物を掠奪し、殘刻貪婪を極め宮様を搜索すること甚嚴密也、日光山も已に賊軍の據となり、途方を失ひ給ひしが、奥羽列藩大義會盟の由、遙に聞召され、勿體なくも皇胤の御身を以て、下賤の微裝を着し給ひ鯨波を凌ぎ、險路を攀ち、遼遠僻隅の奥羽に下らせ給ひ、兇賊を平定し、朝廷を清明にせん事を諸侯に託し玉ふ、素より宮様には先帝の勅命にて出家入道し玉ひ、確乎たる御道心にて、慈悲忍辱佛法の

本旨を以て、萬民の塗炭に苦しむを救はせられんとの思召より萬民の塗炭に苦しむは、必竟薩賊の爲す所なれば、此賊を討滅し、國家太平萬民安樂に歸するは、即ち佛法の本旨、宮様の御深意なり、嗚呼誰か皇國の民ならざらん、誰か皇胤の尊を知らざらん、薩賊の凶暴奸詐已に此の如くなれば、假令天地に落ち、海水涸るゝことありとも、誓て此賊と世を同うせず、庶幾くは遠近の衆庶、宮様の尊慮を感戴し、力を盡して雲霧を開晴し、東叡山に歸し奉らんことを、天下の士民其事實を詳にせず、宮様の御深意を辨へず、南北兩朝の故事を附會して、誣罔の説をなさんことを恐る、故に其大略を記して、遠近に布告するもの也、(七年)

〔奥羽士民に下せる詔〕 又奥羽北越同盟軍政總督府の名を以て、討薩の檄文を頒布せり。是に於て朝廷は八月三日斷然伊達慶邦上杉齊憲の官位を褫ひ、四日詔して奥羽の士民に曉諭する所あり。朝綱一たび弛みしより政權久しく武門に委す、今や朕祖宗の威靈に頼り新に皇統を紹ぎ、大政古に復す、是全く大義名分之存する所にして、天下人心の歸向する所なり、嚮に徳川慶喜政權を還す、亦自然の勢、況や近時宇内形勢日に開け、月に盛なり、此際に方て、政權一途人心一定するに非ざれば、何を以て國體を持し、紀綱を振はんや、茲に於て大に政法を一新し、公卿列藩及び四方之士と與に、廣く會議を興し萬機公論に決するは素より天下之事一人之私する所に非ざればなり、然るに奥羽一隅、いまだ皇化に服せず、妄に陸梁し、禍を地方に延く、朕甚だこれを思

ふ、夫四海之内孰か朕の赤子にあらざる、率土之濱亦朕之一家なり、朕庶民に於て何ぞ四隅の別をなし、敢て外視する事あらんや、惟朕の政體を妨げ、朕の生民を害す、故に已を得ず、五畿七道の兵を降し、以て其不廷を正す、顧ふに奥羽一隅の衆豈悉く乖亂昏迷せんや、其間必ず大義を明にし、國體を辨する者あらん、或は其力及ばず、或は勢支ふる能はず、或は情實通せず、或は事體齟齬し、以て今日に至る、かくの如きもの、宜く此機を失はず、速かに其方向を定め、以て其素心を表せば、朕親しく選ぶ所あらん、縱令其黨類と雖も、其罪を悔悟し、改心服歸せば朕豈之を隔視せんや、必ず處するに至當の典を以てせん、玉石相混じり、薰蕕共カシイに同するは忍ばざる所なり、汝衆庶宜しく此意を體認し、一時の誤りに因て千歳の辱を遺すことなかれ、(太政官日誌)

〔官軍振ひ奥羽軍窮す〕 二十四日棚倉城陥り、三春守山二藩は盟約に背きて官軍に通ずるの風説あり、同盟諸藩互に相猜疑するに至り、連日湯長谷小名濱等に戦ひ、互に勝敗ありしも、官軍は新勢益加はり、奥羽軍は後援無くして、勢日に蹙まる。七月二十九日二本松城陥り、藩主米澤に走る、是に於て諸道の官軍愈會津に迫る。

九條總督は久保田城に入るや、藩主佐竹義堯を莊内征討先鋒とし生駒親敬を嚮導として、莊内兵と舟形に戦ふ、是より此方面戦闘概ね寧日無し。

七月二十三日朝廷大納言久我通久を以て東北遊撃軍將として、赴き援けしむ。

〔越後方面の戦況〕 越後方面に於ては徳川の脱兵古谷作左衛門等越後に入り、會桑の兵と合して奥羽と相應するの形を爲す、依て高倉永祐を越後口總督、四條隆平を副總督に任じ、山縣有朋黒田清隆を參謀と爲し、長薩藝加諸藩の兵を率ゐて、一軍は越前加賀を徇へて越後に出で、一軍は信州より進みて越後に入り、高田に相會せり。

〔長岡北越軍の中堅と爲る〕 此時北越諸藩は相會して官軍に當り、獨り長岡藩與らざりしが、會津の佐川官兵衛長岡に赴き、河合繼之助を見て、説て同盟の約を成せり。是より長岡は寧ろ北越軍の中堅となれり。依て五月十九日官軍進んで長岡城を取る、嘉彰親王總督○西園寺公望、吉井友實、品川彌二郎參謀たりとして柏崎に上陸するや、長岡の官軍と共に根據地となし、新發田藩を下して各所に轉戦せしが、奥羽越前交通して勢力強大なりければ、西郷隆盛は一旦歸國して兵を募り二隊とし、一隊は越後に、一隊は秋田に上陸せしめ、以て會仙米を挾撃せしめんと謀れり。

〔奥羽越三道東軍振はず〕 七月二十四日河井は部下を勵まし、長岡城を逆襲して、二十五日遂に一旦回復せしが、二十九日官軍大舉長岡城を攻めて之を回收せり。此頃よりして奥羽三道共東軍勢漸く振はず、同盟諸侯も或は官軍に通ずるあり、或は觀望の位置に立つあり、諸藩互に疑懼を生ずるあり、而して官軍は新兵加はるのみならず、西郷隆盛新に新發田に着して、大會議を開きて、一軍は黒田品川參謀として莊内に進撃し、一軍は山縣吉井兵を督して直に會津米澤に向へり。

此時に際して奥州方面の官軍は既に白河、棚倉、二本松、三春、泉平等の要害の諸城を攻め、白河口及平潟口の二軍合して勢大に振へり。

〔官軍大舉會津を合撃す〕 是に於て參謀板垣退助伊地知正治相議して曰く、先づ根本たる會津を陥れて、後に枝末たる仙臺米澤に向ふべしと。八月二十日薩、長、土、大垣、佐土原、大村各藩の兵大舉して二本松及本宮の營所を發し、各藩前中後三軍として進軍、二十二日石筵口を敗り、猪苗代に殺到し、翌二十三日土藩先鋒として且戦ひ且進み、若松城下に達し、直に外廓を奪ひ、三本城に逼る。城兵死守防戦夜に入る。二十四日官軍東北二面を固守し、外廓並市街を燒く。是より連日攻防各術を盡す。或は城中より突撃するあり、或は城外より應援するありと雖も、官軍の包圍嚴重にして何れも意を達せず、全く孤城落日の形勢に陥れり。

〔米澤仙臺相次いで降る〕 九月四日米澤藩は到底官軍に敵すべからざるを見て、家臣毛利上總小川源太郎を遣し、謝罪書を越後口總督府に呈す。依て總督府は令して實效を立てしむ。是に由て齊憲の子茂憲新發田に來り、總督宮に謁し、征討の先鋒たらんことを請ふ、親王之を許す。九月十五日仙臺藩主伊達慶邦其家臣伊達將監、石母田但馬、遠藤文七郎を遣はし、謝罪狀を奥羽追討平潟口總督四條隆謨の軍門に呈す。依て總督府參謀は速に慶邦父子亘城に來て降服の禮を盡すべき旨を達せり。二十二日慶邦の子宗敦中村城に來り、四條總督に謁す、隆謨乃ち命するに藩内の激徒を鎮撫

すべき旨を以てし、二十八日總督府先鋒進んで仙臺に至り城邑を收む。藩主父子寺院に退去す。十月二十三日總督府命じて慶邦父子を東京に上らしむ。

〔會津の降伏並に其謝罪書〕 會津は包圍の内になること一ヶ月、四面全く交通を絶たれ、老幼猶銃劍を執て苦戰奮闘すれども、日に戦士を失ひ、糧食彈藥亦漸く乏しく、加ふるに其盟友たりし米澤仙臺は既に官軍に降り、交々來て降服謝罪を勸告するあり、遂に議を決して降服するに至れり。即ち容保は其臣手代木直右衛門、秋月悌次郎等に命じて、米澤藩に依頼して降を請ひ、九月二十二日城を致し、容保喜徳軍門に降る。乃ち藩主父子を城外妙國寺に幽し、藩士四百八十餘人及諸藩連逃の兵四百六十餘人を猪苗代藍川に禁錮す。會藩の謝罪書に曰く、

臣容保乍恐謹て奉言上候、拙臣儀京都職中、蒙朝廷莫大之鴻恩ながら、萬分の微衷も不奉報、其内當正月中於伏見表暴動之一戰、旨意行違、不憚近畿奉驚天聽、深く奉恐懼候、爾來引續今日迄、遂に奉抗敵王師、僻土頑陋之詛誤、今更何共可申上様無御座、實に不容天地之大罪、措身無所、人民塗炭之苦を爲受候次第、全臣容保之所致に御座候得ば、此上如何様之大刑被仰付候共、聊御恨無御座候、臣父子並家來之死生偏奉仰天朝聖斷、但國民と婦女子共に至候而は、元來無知無罪之儀に御座候得者、一統之御赦免被仰出候様代て奉歎訴候、依之從來之諸兵器悉皆奉差上、速に開城、官軍御陣門へ降伏奉謝罪候、此上萬一も王政復古出格

之御憐愍を以て、至仁之御寛典於被^レ仰附^ニは、冥加之至難^レ有奉^レ存候、此段大總督府御執事迄冒^ニ萬死^ニ奉^ニ歎願^ニ候、誠惶誠恐頓首再拜、(嘉明年間記)

〔白虎隊の殉死〕 同時に會藩萱野權兵衛等の重臣連署して、其主に代りて罪に服せんことを請へり。初め越後口官軍銳進の報若松城に達するや會藩の少年組なる白虎隊は石筵口に出で、之を防ぐ官軍の勢猛烈にして防^レ能はず、死傷甚だ多し、餘衆分れて二隊となり、一隊は城に入り、藩主に殉せんと欲し、通れて城後飯盛山に登り、全城炎焔に包まる、を見て事の成すべからざるを知り、十六人共に城を跪拜し、屠腹して死す、實に日本武士道の精華を顯せりと云ふべし。後人或は圖畫し、或は吟詠して之れを傳稱する者多し。會津の降服と日を同うして公現親王も使僧仙覺院松林院を四條總督の軍門に遣はして、謝罪書を上り給へり。依て隆訶は津藩をして親王の居館を守衛せしめ、十月二十二日に至りて東京に護送せり。

〔莊内降り奥羽平定〕 二十三日官軍莊内に通る、是に於て酒井忠篤米澤藩兵に頼りて、謝罪書を越後口總督府に上りて降を請ふ。二十七日忠篤城を出で軍門に降る、依て城外善龍寺に幽し、城を收む。十月十四日に至り命じて東京に至らしむ。

是に於て奥羽全く平定、十月二十九日大總督宮は東北平定の狀を奏し、大總督の任を解かれんことを請ひ、之を允され、錦旗節刀を奉還せられたり。

第七節 箱館戦争

榎本等江戸城に據らんとす——榎本等八艦を率ゐて品川灣を脱す——脱兵仙臺嶺に上陸す——脱兵五艘郭に據る——朝廷の脱兵討平策——黒田等討伐に向ふ——榎本等五艘郭を死守す——脱兵降伏

〔榎本等江戸城に據らんとす〕 初め慶喜専ら恭順の意を表し、旗下の士職守ある者すら、亦登城を廢するに至りしに、當時府下騷擾最甚し。海軍奉行榎本和泉守(揚武)陸軍奉行松平太郎等相議して曰く、伏見戦争の起るも、我より始めたるにあらず、薩長等が暴舉に出でたるなれば、前將軍少も朝敵たるの實なし。而るに構造附會して賊名を負はしむるは、一に薩長が朝權を弄するに出づ。假令前將軍は恭順して自ら責を引かるゝも、國家を如何せん。志士相率ゐて難に赴かざるべからずと。依て大策を決し、江戸城に據らんと謀れり。事未だ發せざるに、白戸石助なる者大に憂ひて之を上野に報じければ、慶喜大に怒て、是刃を我腹に加ふる者なりと、松平太郎を召して、悉く其職を罷めたり。依て江戸城拒守の謀も行はれざりしは誠に天祐と云ふべきなり。愈江戸開城せらるゝや、是等悲歌慷慨の士相率ゐて江戸を去れり。

〔榎本等八艦を率ゐて品川を脱す〕 榎本は時に海軍副總裁にして軍艦を監しけるが、風濤甚しとて引渡を翌日に延べんことを請ひ、十二日舊幕の軍艦八隻を率ゐて、品川沖を遁れ房州館山に碇泊

して、竊に官軍の舉動を伺へり。總督府乃ち田安、勝を招きて、之を責めしに、勝は大に憂ひ、自ら館山に赴き、榎本等に説きて、軍艦四隻を取返して之を朝廷に納め、其他は徳川の所有となせり。爾來榎本等は品海に在りて、徳川氏の軍艦を監して、蝦夷地を徳川氏に請ひ受け、其經營を爲さんと計畫しつゝありしに、六月運輸船長崎丸の乗組員十二人奥羽の沿岸に脱走し、檄を諸船員に飛せり。其大意は「曩に王師江戸城を乗り取り、主君慶喜に冤罪を負はしめ、士民を饑渴に迫らしむ。名は王師と雖も、實は薩長等の専恣に出づ、我等義兵を擧げて、此奸賊を誅せんと欲すれども、老主君の命を體して謹慎今に及べり。然るに其後我運送船千秋丸は仙臺の一港にて、薩船の爲に掠奪せらる。之を海軍先鋒大原重徳に訴ふるも、何の沙汰なし。今又北越に於て順動丸を掠奪せらる。依て我等は奮て此海賊を探索し、之を天下に公表し、奥羽の義軍と共に、奸賊を討伐せん。船員諸氏此擧を賛せよ」と云ふにあり。會、七月に至りて、仙臺の横尾東作、會津の雜賀孫六郎、米澤の佐藤市允等來て、榎本に會し、説くに高田官軍の背を衝くべきことを以てせり。依て榎本は七月廿一日書を松平容保、板倉勝靜、小笠原長行三人に發し、速に赴き援けんとの意を致す。八月十九日夜榎本等二千餘人開陽、回天、蟠龍、千代田、神速^{○以上五隻軍艦}、長鯨^{○運送船}、咸臨三保^{○以上帆前船}の八艦を率ゐて品川灣を脱せり。發するに臨みて書を勝安芳等に遺りて脱走の理由を告ぐ。廿一日鎮將府令を諸藩に下し、脱艦若し沿海に至らば、直に之を拘留せしむ。既にして徳川氏の諸臣及後見松平確堂等書を上りて、

監督の不行届を謝す。

〔脱兵仙臺領に上陸す〕 榎本等は海上颶風に遇ひ、三ヶ保丸を銚子浦にて失ひ、咸臨は伊豆下田港へ漂着せしが、其他は前後仙臺領の海岸に到着して一同上陸せり。然るに此時は宛も奥羽の同盟は瓦解し、若松の孤城重圍を受くるの時なり。南部仙臺及公現法親王も皆謝罪降伏して、官軍は陸續鹽竈に集來したり。又徳川及奥羽越等の脱走人も來り會する者數千人に及びしが、官軍恭順を勸説するに會して、仙臺侯に就て官軍に降る者、及傷病者を仙臺に止め、大鳥圭介、土方歳三、古谷作左衛門、人見勝太郎等及び東北諸藩の士數百人と勢を合せり。斯る間に會津莊内も落城し、越後亦平定に歸せしを以て、到底内地に於ては事の成すべからざるを知り、豫て計りし如く、北地の經營を爲さんと欲して、一片の意見書を四條總督に呈して、十月九日を以て箱館に向て走り、二十日榎本、大鳥等南蝦夷鷺木に入津せり。乃ち箱館知府事清水谷公考^{ナカノ}に向て訴ふる所あらんとして、箱館に赴かんとしたるに、公考兵を遣して、之を撃たしむ。然るに官軍連戦利あらず、公考青森に走る。

〔脱兵五稜郭に據る〕 元來箱館守衛の兵は津輕藩兵五百、松前藩兵四百、後に備後福山藩兵五百加りたるものなるが、津輕福山の兵府知事に從て青森に通れ、松前の兵は半ば青森に、半ば松前に還れり。是に於て大鳥等は兵に勦^{トメ}らずして五稜郭の要塞を收めて之に據れり。乃ち五稜郭を本營として、土方歳三を遣して松前を攻めしむ。土方は彰義隊、陸軍隊、額兵隊を督して十一月五日松前

城を取れり。城兵江刺に走る。松前侯は一旦熊石方面に避け、夫より津輕へ遁れたり。尋で松岡四郎次郎等江刺を收め、全道全く脱兵の手裡に歸せり。是に於て彼等は政府を組織し、左の職員を選定せり。

- | | |
|------|---------|
| 總督 | 榎本 釜次郎 |
| 副總督 | 松平 太郎 |
| 陸軍都督 | 大鳥 圭介 |
| 海軍都督 | 荒井 郁之助 |
| 箱館奉行 | 永井 尙志 |
| 松前奉行 | 人見 勝太郎 |
| 江刺奉行 | 松岡 四郎次郎 |
| 開拓奉行 | 澤 太郎左衛門 |

(以下省略)

五稜郭は中央政府にして、箱館、福山、江刺に奉行所を置き、海陸の兵備を嚴にし、各國領事及英佛軍艦の將士と應接し、先規に準じて外交を修め、交易を行ひ、宛然獨立國の體裁を具へたり。依て英佛の艦長に託して、歎願書を上れり。其書を見れば其志業を見るに足る。

徳川脱籍の微臣不願、懍懼、懊惱悲歎之餘味死奉_ニ奏聞_ニ候、抑私共一同此地に罷越候趣旨は、當夏主家徳川の御處置に付、家臣末々迄、凍餒無_レ之様可_レ被_レ遊叙旨之趣奉_ニ拜承_ニ、皇帝陛下無量の御仁慈、凡有生の類感戴不_レ仕者無_レ之候得共、如何せん徳川家にて二百餘年養成候者共三十萬餘に候間、七十萬石にては難_レ養候、去迎聊か士道心得居候者は、商賈と伍を爲す能はず、假令窮餓抵_レ死_レ候共、三河以來の士風を汚す間敷との決心にて、險難を経危急を冒し、東西に遁逃致し候者、又は江戸附近の地に潜居致し候者、枚擧すべからざる程の儀に付、右之者共を鎮撫仕、終古不開の蝦夷地に移住爲_レ仕、藁莽を開拓して、永く皇國の爲め無益の人を以て、有益の業を爲さしめんとの微旨にて、其旨舊主龜之助より奉_ニ歎願_ニ候處、乍ち允准を蒙る能はざるの詔を奉せり、然るに右は素より野心等有_レ之候て、奉_ニ歎願_ニ候儀には無_レ之而已ならず、前文幾十萬の人数捌方無_レ之に付、右之者共之中に付、十の一二を船隻に載せ、妄動を禁じ、品川沖に謹み置せ、夫より仙臺表まで著仕候處、折節奥羽御平定相成候に付、春來同藩脱走の者共、今は天地の間に身を容るゝの地なきに付、同船爲_レ仕、夫より私共先行先の情實、逐一四條殿へ奉_ニ建言_ニ候通り、蝦夷地に涉り、近寒風雪を厭はず、眼前一身の凍餒を凌ぎ、後來北門の警護を勤めん爲め、同志の者共去る十月中鷲の木へ着艦仕候條、天神地祇毫も偽り無_レ之、其段清水谷侍從へ申立、於_ニ當地_ニ御沙汰相待候心得之處、早々賊徒の悪名を蒙り、不意に夜襲被_レ致候より、戦争と相成候て、私共是まで奉_レ對_ニ朝廷_ニ、

恐多くも寸兵を動し候事無_レ之候、然るに右夜襲を蒙り候後、清水谷侍従始、箱館詰役々に至迄、不_レ殘箱館表引拂に相成、市民の動搖不_レ一方、殊に外國互市場にも有_レ之候故、私共申合、取締相立、松前も隨て動搖致し候間、私共來意之趣再三以_レ使者申遣候處、却て使者を殺害致し候事、數人に及び、其上彼より發砲攻撃に逢ひ、遂に松前志摩守脱走仕候間、是亦土地差配仕、當節は箱館松前共一圓平定、農商安_レ業、人心歸依仕候に付、已に山野開拓の仕法取調べ、北門警護之手配仕罷在候間、何卒舊主家へ永久下賜候儀、御沙汰相成候様、幾重にも奉_レ仰_レ叡裁_一候、右に付猶奉_レ申上_一候者、私共所謂三千一心矢_レて靡_レ他候得者、主長無_レ之候而者、手足の頭目なきが如く、開拓警護共十分難_レ行届_一候間、徳川血胤之一人御撰任、諸務致_レ差配_一候様仕度、左候得者一層感激奮發仕、不毛の僻地富饒の境となり、北門の警護金湯の固をなし、内地之利益可_レ興、外交之防禦可_レ嚴、實に目今一大急務と奉_レ存候、當春以來不幸にして皇國內戦争打續き、士民の塗炭不_レ忍_一見聞_一而已ならず、勝敗之際一喜一憂有_レ之候共、所謂兄弟の鬩牆、畢竟皇國の衰弊、他人の笑を免れず候段は、一同心得罷在候間、元より戦争は不_レ相好_一候得共、着岸以來度々奮戦仕候儀、事實不_レ得_レ已_一の情實奉_レ翼_レ天鑒_一候、此程英佛兩國の軍艦箱館へ入港、船將へ會話仕候處、御國地の戦争を相歎き、調停之方便可_レ有_レ之哉に申聞候間、私共抑塞窮腕の誠情、可_レ達_一天聽_一の時至候哉と、不_レ堪_一歡喜之至、船將へ相托、兩國公使へも申入、前條奉_レ奏聞_一候、是即一には皇國の爲め、二に

は徳川の爲め、同く所_レ盡_一の丹心石腸、天日をも可_レ貫_一候間、覆載の皇慈偏に御垂憐、願意御聞届被_レ成下_一候様、誠惶誠懼、泣血歎願仕候、味死百拜、(日記)

二國公使は此書を外國官に呈し、榎本等の哀訴を採用せんことを勸告せり。依て岩倉輔相は書を二公使に致して、榎本等の歎願書を受領せしこと、且つ榎本等は國論に於て、賊名を免れざる者に付直接朝廷より、沙汰すべき旨を通せり。

〔朝廷の脱兵討平策〕 是より先十一月五日朝廷にては蝦夷地の形勢斯くの如きを以て、討平の計を衆議に付せしに、大久保利通は今之を諸藩の兵を以て追討するは、頗る難事なれば、寧ろ徳川龜之助に追討せしめん、然れば脱兵等も舊主に抗敵すべからざれば、直に討平の功を奏すべしと、岩倉木戸此議を賛す。木戸猶一步を進めて慶喜を起して、龜之助を助けて討伐せしめんと、三條之に反對せしも、朝廷軍艦足らず、之を米國より需めんとすれば、局外中立の條規に據て肯せず、依て慶喜より自ら願はしめて之を採用せんとしたれども、衆議慶喜を排しければ、弟民部太夫昭武をして代らしむるを命せり。然れども當時嚴冬互寒の候なれば、明春まで進發を延期せしめたり。且十一月十九日を以て外國官は神奈川在勤判事をして、脱艦追討の旨を外國公使に布告せしめたり。

〔黒田等討伐に向ふ〕 此冬期の間に徳川家をして榎本等を征討せしむる事は種々異論を生じたり。思ふに此策誠に奇は奇なれども、奇に過ぐる感あり。徳川家に於ても、我に忠誠を盡さんと欲する

家臣を討伐せんことは、情に於て忍びざる所なり。随て徳川家に同情を寄する者も之を喜ばず。又猶徳川家を疑ふ者も安せざる情あり。遂に種々の事情の下に、明治二年三月に至り、黒田清隆、山田顯義、中牟田倉之助、赤塚源六等の諸將を遣し、薩長等諸藩の兵を率ゐて、討伐せしむるに至れり。討伐軍は品川を發し、南部の宮古港に寄港せしに、脱兵等之を聞知し、荒井郁之助等回天高雄等の軍艦を率ゐて、官軍を襲撃せり。官軍其意外なるに驚きしも、脱艦は一撃を加へしのみにて、遁れ去れり。官軍は進んで季古内沖へ入り、諸艦箱館港口へ迫り、敵の回天蟠龍千代田三艦及辨天崎砲臺と對戦し、又陸軍は有川村を收む。五月朔日千代田艦を收め、七日復箱館港に迫り脱艦回天蟠龍を砲撃して廢艦に歸せしむ。脱艦は既に風浪の爲に開陽神速の二艦を失ひたるに、今此三艦を失ひたるを以て、脱兵の海軍は用を爲さざるに至れり。

〔榎本等五稜郭を死守す〕 陸上に於ては官軍新來の兵と昨年来青森地方に駐屯せし長州、福山、藤堂、備前、筑前、津輕、松前、大野等の兵を合せ、數千に達しければ、脱兵は衆寡敵せず、且彈藥缺乏して應戦する能はず、遂に諸所の壘壁を失ひ、僅に五稜郭及辨天崎千代田の砲臺を固守するのみとなれり。是に於て脱兵等は城を枕にして潔く戦死せんと決心せり。官軍は黒田等力めて攻撃を緩め、降伏せしめんと力めたり。是に於て榎本は曾て蘭國に留學して得たる所の海軍全書二卷の空しく烏有に歸せんことを惜み、書を添へて官軍に致せり。

別本二冊釜次郎和蘭留學中苦學致候海律、皇國無二の書に候へば、兵火に付し、烏有と相成候段、痛惜致候間、ドクトルより海軍アドミラルへ御贈可_レ被_レ下候、

〔脱兵降伏〕 脱兵は兵勢日に盛り、或は逃亡するあり、或は降服するあり。退て五稜郭を保するに至て、其勢漸く數百に過ぎず。是に於て首領等は罪を自ら受けて、兵士を助けんと欲し、五月十七日其決心を衆に告げ、翌十八日榎本釜次郎、松平太郎、荒井郁之助、大島圭介等出で、軍門に降り、蝦夷地全く平ぐ。

第十四章 明治聖世の初政

第一節 御親政

天皇元服の禮——大阪遷都の議——五條の御誓文——御宸翰——即位の大禮——改元及詔書——第一

回天長節——車駕東幸江戸城を皇居と定む——立后の禮——車駕東幸並に布告文

〔天皇元服の禮〕

正月三日奉幣使を神宮に發遣し天皇元服の禮を行ひ給ふ事を奉告せしめ、十三日奉幣使を神武、天智、光格、仁孝、孝明天皇の山陵に遣して奉告し、十五日主上南殿に御して

元服の禮を行はせ給ふ、○儀注は今省略す

〔大阪遷都の議〕

十七日大久保一藏大阪へ遷都の議を上る。抑、遷都の議は今に始りたるにあらず、既に幕府時代にも、種々の論據を以て、遷都論を爲したる者ありしも、省せられざりしが、是に至て大久保の議論廟堂の問題となり、二月三日車駕太政官代○二條城に置くに幸し、新政の令を布き給ふ。蓋し大久保が遷都論は卓論なれども、今遽に之を行ふ時は、恐くは紛擾を來すべければ、先づ親征の典を擧げられ、大阪に幸して海軍を親閲し、暫く蹕を阪地に駐め、太政官代をも行在所に移し、大に天下の耳目を新にし、兼て遷都の準備とせんとの趣旨より出でしものにて、親征の順序は大阪駐蹕中に關東の形勢を觀て、大旆を東海道より江戸に進めんとの議に決せり。

二月二十八日主上學問所に出御、在京諸侯を召して、同心協力國事に盡力せんことを詔諭し給ふ。

〔五條の御誓文〕 三月十四日天皇南殿に御し、公卿諸侯を率ひて天神地祇を祭り、五事を誓約し給ふ。是有名なる五條の御誓文なり。其の誓約個條及御宸翰に曰く、

- 一、廣く會議を興し、萬機公論に決すべし、
- 一、上下心を一にして、盛に經綸を行ふべし、
- 一、官武一途庶民に至る迄、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしめん事を要す、
- 一、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし、
- 一、智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし、

我國未曾有の變革を爲んとし、朕躬を以て衆に先んじ、天地神明に誓ひ、大に斯國是を定め、萬民保全の道を立んとす、衆亦此旨趣に基き、協心努力せよ、

年號月日 御 諱(太政官 日誌)

勅意宏遠誠に以て感銘に不堪、今日の急務、永世の基礎、此他に比べからず、臣等謹て叡旨を奉戴し、死を誓ひ、黽勉從事、冀くは以て宸襟を安じ奉らん、

慶應四年戊辰三月

總裁 名 印

〔御宸翰〕 又御宸翰に曰く、

朕幼弱を以て、猝に大統を紹き、爾來何を以て萬國に對立し、列祖に事へ奉らんやと、朝夕恐懼に堪ざる也。竊に考るに、中葉朝政衰てより、武家權を專にし、表に朝廷を推尊して、實は敬して是を遠け、億兆の父母として絶て赤子の情を知ること能ざるやう計りなし、遂に億兆の君たるも、唯名のみになり果、其が爲に今日朝廷の尊重は古へに倍せしか如くにて、朝威は倍衰へ、上下相離る、こと霄壤の如し、かゝる形勢にて、何を以て天下に君臨せんや、今般朝政一新の時に膺り、天下億兆一人も其所を得ざる時は、皆朕が罪なれば、今日の事朕自身骨を勞し心志を苦め、艱難の先に立、古列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ、始て天職を奉じて、億兆の君たる所に背かざるべし、往昔列祖萬機を親らし、不臣のものあれば、自ら將としてこれを征し玉ひ、朝廷の政總て簡易にして、如此尊重ならざるゆへ、君臣相親しみて、上下相愛し、德澤天下に洽く、國威海外に輝きしなり、然るに近來宇内大に開け、各國四方に相雄飛するの時に當り、獨我國のみ世界の形勢にうとく、舊習を固守し、一新の効をはからず、朕徒に九重中に安居し、一日の安きを偷み、百年の憂を忘るゝときは、遂に各國の凌侮を受け、上は列聖を辱しめ奉り、下は億兆を苦しめん事を恐る、故に朕こ、に百官諸侯と廣く相誓ひ、列祖の御偉業を繼述し、一

身の艱難辛苦を問ず、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置んことを欲す、汝億兆舊來の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事となし、神洲の危急をしらず、朕一たび足を舉れば非常に驚き、種々の疑惑を生じ、萬口紛紜として朕が志をなさざらしむる時は、是朕をして君たる道を失はしむるのみならず、從て列祖の天下を失はしむる也、汝億兆能々朕が志を體認し、相率て私見を去り、公義を採り、朕が業を助て、神洲を保全し、列聖の神靈を慰し奉らしめば、生前の幸甚ならん、右御宸翰之通、廣く天下億兆蒼生を思食させ給ふ、深き御仁惠の御趣意に付、末々之者に至る迄、敬承し奉り、心得違無之國家の爲に精々其分を盡すべき事、

三 月

總裁
輔 (太政官)
(日誌)

二十日上親ら軍神を南殿に祭り、二十一日宮門を出で、二十三日大阪に着し、西本願寺を行在所とし給ふ。

二十六日天保山沖に於て海軍を親閲し給ふ。是より以後行在所に於て事を見給ひしが、既にして還幸の議起り、閏四月一日岩倉副總裁大阪に赴き、供奉の三條副總裁等と協議し、四日行在所に於て、徳川慶喜伏罪せしを以て、車駕還京、奏功を列聖の山陵に奉告し、二條城に移御、萬機親裁の旨を

布告し、七日行在所を發し、八日京師に還幸あらせられたり。

二十一日聖上毎日御學問所に出御、政治を視給ひ、且文武の業を講じ給ふ事を布告せらる。

〔即位の大禮〕

八月十七日來る二十七日を以て即位の大禮舉行の旨を布告せられ、又奉幣使を伊

勢神宮、神武、天智、孝明三帝陵に遣して奉告し、二十七日即位の大禮を紫宸殿に行ひ給ふ。聖算十七、大禮悉く古典に復す。此日群臣に酒饌を賜ふ。

〔改元及詔書〕

九月八日詔して明治と改元し、一世一元の制を定めらる。改元の詔書に曰く、

改元詔

詔體^{スレ}太乙^ニ而登^リ位^ニ、膺^リ景命^ニ以改^ム元^ヲ、洵^ニ聖代之典型、而萬世之標準也、朕雖^ニ否德、幸賴^リ祖宗之靈祇^ニ、承^リ鴻緒^ヲ、躬^ニ親^ム萬機之政、乃改^ム元^ヲ欲^ス與^ニ海内億兆^ト更始^ス一新^ス、其改^ム慶應四年^ヲ爲^ス明治元年^ト、自今以後革^ム易舊制^ヲ、一世一元以爲^ス永式^ト、主者施行^ス。

明治元年九月八日(太政官日誌)

〔第一回天長節〕 八月二十六日聖上御誕辰を天長節と稱し、天下一般此嘉節を祝すべきことを布告せられ、九月二十二日(太陽曆十一月三日に當る)祝酒を百官群臣に賜ひ祝砲を發つ。是第一回天長節賀筵なり。

〔車駕東幸江戸城を皇居と定む〕

二十八日車駕東幸の期を布告す、是より先七月十七日江戸を稱して東京とすべしとの詔勅あり。此頃より江戸に遷都の議もありしなるべし、九月二十日車駕京師

を發し、東幸の途に上り給ふ。岩倉具視、中山忠能、伊達宗城、池田章政、木戸準一郎、大木民平、加藤泰秋、池田德澄、山内豊積等扈從す。十月十三日車駕東京に着し、江戸城を以て皇居と定め、十七日政廳に臨御し、有司に詔して輔導啓沃直言して忌憚すること勿らしめ給ふ。是後西還の議漸く起る、三條副總裁之に反對せしと雖も、岩倉副總裁は一度西還して先帝三周年忌を修し、且立後の儀を行ふべしと、議之に決して、東京を帝都と奠め、追て遷都あるべきに定め、十二月八日江戸城を發して、二十二日京都に還幸し給へり。

十二月廿五日先帝崩日たるを以て、三週御忌を修し給ふ、依て廿四日晚より廿六日朝迄御神事あり、廿五日、上紫宸殿に御して、御親祭ありて、後月輪東山陵に謁し給へり。

〔立后禮〕

廿八日女御藤原氏入内即日立后の儀あり、皇族にあらすして入内、即日立后の禮を行はるゝは、是を以て嚆矢とす。

〔車駕東幸並に布告文〕

翌年正月二十四日車駕再び東幸の事を布告せらる。其文に曰く、

昨年還幸之砌被^ニ仰出^ス候御沙汰之通、伊勢大廟御參拜、東京御再幸、來三月上旬御發轍被^レ爲^レ在候條、被^ニ仰出^ス候事、(太政官日誌)

二月十八日に至り、東幸發轍の期日を來る三月七日に御治定あらせられし旨を仰出され、愈、該七日を以て、車駕賢所を奉じて京都を發し給ひ、三條輔相、中山議定及び中御門經之池田慶徳等扈從せ

り。十二日伊勢兩宮を御拜あり、其二十八日を以て東京城に着御あらせ給ひ、以て長く帝國の首都と定め給へり。

第二節 新政府の財政、外交及官制

外交と財政——紙幣發行——紙幣と正貨の價位——外交と局外中立——官制改革並に參議

〔外交と財政〕 財政と外交とは徳川幕府傾覆の二大原因なりとすれば、其幕府を繼承せる明治政府の困難も亦財政と外交とに在りしなり。

〔紙幣發行〕 新政府は第一着手として紙幣を發行して、當座の急を救ひたり。蓋し之れ幕末に於て小栗上野介も氣付きし所にして、當時に於ては唯一の應急策たりしなり。然るに當時人民未だ楮幣を信用せず、會計益、困窮せるを以て、諸國に令して、正貨を以て紙幣と交換せしめ、又富豪に諭して會計官を助けしめしめ、猶財政逼迫して車駕東幸の際の如きは頗る窮迫して、東幸沿道の諸國に楮幣を貸與し、其流通を計りて正貨を補助したり。

〔紙幣と正貨の價位〕 政府が初め紙幣發行は正貨と價位を同じくする目的なりしも、市場の相場ありて、正貨と楮幣との賣買あるを以て、政府も姑く之に従ひ、等差を定めて紙幣百廿兩を以て、正貨百兩と交換すべきことを令せしに、之より益、紙幣の信用を輕からしめ、投機師此間に乘じて市場

の價位を高低せしめ、遂に紙幣二百四十兩を以て、正貨百兩を購ひ得るに至り、加ふるに諸國贋造貨幣流行して、物價に影響を及ぼすこと大なるを以て、京都大阪兵庫長崎に貨幣改所を設けて、以て整理せり。實に當時財政當局者の慘憺たる苦心は、察するに餘りあり。然れども其間に漸次に統一整理し、貨幣制度を改良し、地租改正を斷行し、租稅制度を確立して、整理の曙光を認めたるは、實に大成功と言ふべし。

〔外交と局外中立〕 外交問題は大政奉還前既に一段落着きしを以て、差當りての困難は財政の如く甚しからざりしが、各國公使等は東北の騷亂に際して、局外中立を宣告せるを以て、岩倉具視、東久世通禧は横濱に至りて、英佛米蘭伊六國公使に應接して、國內全く平穩に歸せるを以て、局外中立を解かしめ、以て新政府と親交を温めしめたり。

〔官制改革並に參議〕 官制の事は新政府組織以來屢、改正せられしが、明治元年閏四月太政官を分て、議政、行政、神祇、會計、軍務、外國、刑法の七官と爲し、立法、行法、司法の三權を分掌することなし、又地方は府藩縣とし府縣に知事を置き、藩は猶舊に據れり。然れども朝廷の内部及地方にも動搖絶えざるを以て、先づ政令を一途に出でしめ、他は之を補助せんとて、木戸一人を參議とし、他は各省に長官として、木戸を助けんとの議ありしが、諸種の權衡上木戸と西郷とを參議とし、其他は各省に降りて輔翼することなれり。尋で大隈重信板垣退助を參議とせり、是四藩の

第三節 版籍奉還、廢藩置縣

毛利島津等の上奏——版籍奉還——廢藩置縣——維新の大業成る

〔毛利島津等の上奏〕 明治二年正月二十三日毛利敬親島津忠義鍋島直大山内豊範連署上表して、土地人民を奉還せんことを請ふ。其文に曰く、

臣某等頓首再拜、謹デ案ズルニ、朝廷一日モ失フ可カラザル者ハ大體ナリ、一日モ假ス可カラザル者ハ大權ナリ、天祖肇テ國ヲ開キ、基ヲ建玉ヒシヨリ、皇統一系萬世無窮、普天率土其有ニ非ザルハナク、其臣ニ非ザルハナシ、是大體トス、且與ヘ且奪ヒ、爵祿以テ下ヲ維持シ、尺土モ私ニ有スルコト能ハズ、一民モ私ニ攘ムコト能ハズ、是大權トス、在昔朝廷海内ヲ統馭スル、一ニコレニヨリ、聖躬之ヲ親ラス、故ニ名實並立テ、天下無事ナリ、中葉以降綱維一タビ弛ビ、權ヲ弄シ、柄ヲ爭フ者踵ヲ朝廷ニ接シ、其民ヲ私シ、其土ヲ攘ム者天下ニ半シ、遂ニ搏噬攘奪ノ勢成リ、朝廷守ル所ノ體ナク、乘ル所ノ權ナクシテ、是ヲ制馭スルコト能ハズ、姦雄迭ニ乗ジ、弱ノ肉ハ強ノ食トナリ、其大ナル者ハ十數州ヲ並セ、其小ナル者猶士ヲ養フ數千、所謂幕府ナル者ノ如キハ、土地人民擅ニ其私スル所ニ頒チ、以テ其勢權ヲ扶植ス、是ニ於テ乎朝廷徒ニ虛器ヲ擁シ、其

視息ヲ窺テ喜戚ヲナスニ至ル、橫流之極滔天回ラザルモノ茲ニ六百有餘年、然レ其間往々天子ノ名僞ヲ假テ、其土地人民ヲ私スルノ跡ヲ蔽フ、是固ヨリ君臣ノ大義、上下ノ名分萬古不拔ノモノ有ニ由ナリ、方今大政新ニ復シ、萬機之ヲ親ラス、實ニ千歲ノ一機、其名アツテ其實ナカル可ラズ、其實ヲ舉ルハ、大義ヲ明ニシ、名分ヲ正スヨリ先ナルハナシ、嚮ニ徳川氏ノ起ル、古家舊族天下ニ半ス、依テ家ヲ興スモノ亦多シ、而テ其土地人民之ヲ朝廷ニ受ルト否トヲ問ハズ、因襲ノ久キヲ以テ、今日ニ至ル、世或ハ謂ラク、是祖先鋒鏑ノ經始スル所ト、吁何ゾ兵ヲ擁シテ官庫ニ入り、其貨ヲ奪ヒ、是死ヲ犯シテ獲ル所ノモノト云ニ異ナランヤ、庫ニ入ル者ハ人其賊タルヲ知ル、土地人民ヲ攘奪スルニ至ツテハ、天下之ヲ恠シマズ、甚哉名義ノ紊壞スルコト、今也丕新ノ治ヲ求ム、宜シク大體ノ在ル所、大權ノ繫ル所毫モ假スベカラズ、抑臣等居ル所ハ即チ天子ノ土、臣等牧スル所ハ即チ天子ノ民ナリ、安ゾ私有所スベケンヤ、今謹テ其版籍ヲ收メテ之ヲ上ル、願クハ朝廷其宜ニ處シ、其與フ可キハ之ヲ與ヘ、其奪フ可キハ之ヲ奪ヒ、凡列藩ノ封土更ニ宜ク詔命ヲ下シ、コレヲ改メ定ムベシ、而テ制度典型軍旅ノ政ヨリ、戎服器械ノ制ニ至ルマデ、悉ク朝廷ヨリ出テ、天下ノ事大小トナク、皆一ニ歸セシムベシ、然後ニ名實相得、始テ海外各國ト並立ベシ、是朝廷今日ノ急務ニシテ、又臣子ノ責ナリ、故ニ臣某等不肖謝劣ヲ願ミズ、敢テ鄙衷ヲ獻ズ、天日ノ明幸ニ照臨ヲ賜ヘ、臣某等誠恐惶頓首再拜以表(太政官日誌)

此上表に對して、朝廷は東京御再幸の上、會議を経て公論に由り、何分の御沙汰あるべしとのことなれども、版籍の儀は一往取調べて差出すべしとの指令ありたり。

〔版籍奉還〕 此版籍奉還の議は既に諸藩の間にも、往々其議ありしものと見えたり、既に是より以前木戸參議の意見もあり、姫路藩に其議ありたる時の如きは、時の兵庫縣知事伊藤博文の意見もありたり。斯る勢なるを以て、諸藩續々上表奏請せり。朝廷は毎に同一の指令を下されたり。然れども地方の實際は猶府藩縣の三種に分れたり。朝廷種々劃一の制度を施き、三治一致の制を立て、統一の實を擧げんと圖れども、容易の業にあらず。

〔廢藩置縣〕 是に於て愈、大變革を斷行せんとて、西郷木戸大久保の三傑會商の結果、廢藩置縣の大事を斷行することに決定し、三條岩倉の兩卿に謀りしに、兩卿も意を決して賛成せられ朝議を開き議決せしを以て、愈、明治四年七月十四日を以て、廢藩置縣の大詔煥發せらるゝに至れり。即ち其日上小御所代に出御、薩長土肥四藩知事を召し、大令を示して廢藩置縣を翼賛すべきを命じ、次に肥後、尾張、阿波、因幡の四藩知事を參内せしめて詔旨を傳へ、更に毛利元徳以下在京各藩知事を召して、詔旨を傳へられ、免官の官旨を授けられたり。當時の布告に曰く、

藩を廢し、縣を被_レ置候事、

更に舊藩へは、

今般藩を廢し、縣を被_レ置候に付ては、追て御沙汰候迄、大參事以下是迄通事務取扱可_レ致事、と達せられ、翌十五日在藩知事名代として、參事を召して免官の官旨を渡し、且各國使臣に此旨を通報せり。

〔維新の大業成る〕 抑此廢藩置縣の擧は、曩に版籍奉還の建言に由り、藩制を改められし當時既に南部長岡等の兩三藩は上奏して、藩を廢し、縣を置きたり。然れども種々の内情あるに因るものと看做して、他諸藩は猶舊風を守りしに、茲に至りて此大業を斷行せられて、天下全く統一せられ、明治の新天地は躍如として茲に顯れ來れり。是に於てか維新の大業も全く成就せりと謂ふべし。

同人異名表

維新當時の志士、數々變名して、一人にて數名を有する者少からず。爲に史を讀む者をして、或は領解に苦ましめ、或は誤解に陥らしむる恐なしとせず。依て今此の表を製して、讀史者の便に供す。但倉卒の際なれば遺漏猶多からん。

| | | | |
|-----|------|-------|--------|
| 淺野 | 長勳 | 松平安藝守 | 茂勳 |
| 安藤 | 信睦 | 信正 | 信行 |
| | | 對馬守 | 長門守 |
| 有村 | 治左衛門 | 依右衛門 | 兼清 |
| 伊藤 | 博文 | 俊輔 | 春輔 |
| | | 春畝 | 利助 |
| | | 林宇一 | 吉村莊藏 |
| 伊地知 | 貞馨 | 花山春太郎 | 越智斧太郎 |
| 板垣 | 退助 | 壯之丞 | 堀次郎 |
| | | 堀小太郎 | 中山仲左衛門 |
| 岩倉 | 具視 | 正形 | 乾退助 |
| | | 乾猪之助 | 友山 |
| 入江 | 九一 | 友山 | 對岳 |
| | | 富妍 | 北山 |
| | | 幼々子 | 弘毅 |
| | | 河島小太郎 | |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|-------|------|------|------|------|----|-------|
| 井上 | 馨 | 惟情 | 聞多 | 聞太 | 世外 | 三猿 | 文太 | 志道文之輔 |
| 梅田 | 源次郎 | 高田春太郎 | 山田新助 | 春山花輔 | 今出頑八 | | | |
| 大久保 | 一翁 | 野村彌吉 | 定明 | 義實 | 雲濱 | 湖南 | | |
| 大久保 | 要 | 忠寬 | 志摩守 | 伊勢守 | 越中守 | 右近將監 | | |
| 大久保 | 利通 | 親春 | 子信 | 靖齋 | | | | |
| 大場 | 一真齋 | 一藏 | 市藏 | 甲東 | 正助 | | | |
| 大村 | 益次郎 | 景淑 | 彌右衛門 | 主膳正 | | | | |
| 大山 | 綱良 | 永敏 | 村田藏六 | | | | | |
| 小笠原 | 長行 | 格之助 | 正圓 | | | | | |
| 小栗 | 忠順 | 壹岐守 | 圖書頭 | 明山 | | | | |
| 小田 | 彦三郎 | 又一 | 豐後守 | 長門守 | 上野介 | | | |
| 小原 | 忠寬 | 朝儀 | 朝田儀助 | | | | | |
| | | 仁兵衛 | 鐵心 | 栗卿 | 是水 | 醉逸 | | |

| | | | | |
|----------|-----------|-------|--------|-------|
| 香川 敬三 | 心豊 | 東洲 | 鯉沼伊織 | 小林彦次郎 |
| 海江田 信義 | 武次 | 有村俊齋 | | |
| 神山 郡廉 | 左太衛 | 君風 | | |
| 勝安 芳 | 義邦 | 麟太郎 | 安房守 | 海舟 |
| 金子孫次郎 | 敬幸 | 西存 | 西村東右衛門 | 飛川 |
| 川路 聖謨 | 彌吉 | 三左 | 左衛門尉 | 水川老人 |
| 川邊佐治右衛門 | 元喜 | 内田萬之助 | | |
| 川本杜太郎 | 惟一 | 章菴 | 豐原邦之助 | |
| 河上 彌一 | 正義 | 南八郎 | | |
| 河野 顯三 | 通桓 | 春雲生 | 三島三郎 | 越智通弘 |
| 楫取 素彦 | 小田村素太郎 | | | |
| 北白川宮能久親王 | 輪王寺宮公現法親王 | | | |
| 北畠 治房 | 四郎 | 平岡久平 | | |
| 木戸 孝允 | 準一郎 | 貫次 | 松菊 | 桂小五郎 |
| 清川 正明 | 八郎 | 齋藤元司 | 大谷雄藏 | 日下部達三 |

| | | | | | |
|---------|-----------|-------|------|-------|-----|
| 桐野 利秋 | 中村 半次郎 | | | | |
| 日下部伊三次 | 信政 | 宮崎復太郎 | | | |
| 久坂 義助 | 玄瑞 | 通武 | 松崎三平 | 兒島百之助 | |
| 久我 建通 | 桃源 | 素堂 | | | |
| 久邇宮朝彦親王 | 青蓮院宮 | 獅子王院宮 | 栗田宮 | 賀陽宮 | 中川宮 |
| | 尹宮 | 尊融法親王 | | | |
| 栗木 鯉 | 瀬兵衛 | 安藝守 | 鋤雲 | 菟菴 | |
| 黒澤 五郎 | 保高 | 吉野政助 | | | |
| 黒田 長溥 | 松平筑前守齊溥 | 松平美濃守 | | | |
| 黒田 清綱 | 嘉右衛門 | 嘉納 | | | |
| 小松宮彰仁親王 | 仁和寺宮純仁法親王 | 嘉彰親王 | 東伏見宮 | | |
| 古賀 増 | 謹一郎 | 筑後守 | 茶溪 | 謹堂 | |
| 後藤象二郎 | 元燁 | 良輔 | 保彌太 | | |
| 近藤 勇 | 大久保大和 | 大久保剛 | 昌宜 | 内藏助 | |
| 嵯峨 實愛 | 正親町三條實愛 | | | | |

| | | | | | | | |
|-----|-----|--------|--------|-------|-------|--------|--------|
| 西郷 | 隆盛 | 隆永 | 武雄 | 英雄 | 吉兵衛 | 吉之助 | 大島三左衛門 |
| 佐久間 | 啓 | 菊池源吾 | 南洲 | 啓之助 | 修理 | 子明 | 象山 |
| 坂本 | 龍馬 | 直柔 | 直陰 | 才谷梅太郎 | 高坂龍次郎 | | |
| 澤 | 宣嘉 | 姉小路五郎丸 | 主水正 | 耕菴 | 三上兵部 | | |
| 三宮 | 義胤 | 備後介 | 山縣半藏 | 左近 | 勘解由 | 左兵衛權大尉 | |
| 穴戸 | 璣 | 周防守 | 忠教 | 三郎 | 大隅守 | | |
| 島田 | 龍章 | 茂久 | 松平修理太夫 | 日孜 | 橋本八郎 | | |
| 島津 | 久光 | 德助 | 麻田剛輔 | 公輔 | | | |
| 品川 | 彌二郎 | 忍向 | 忍鎧 | 忍介 | 中將坊 | | |
| 杉 | 孫七郎 | 清狂 | 知圓 | | | | |
| 周布 | 政之助 | | | | | | |
| 僧 | 月照 | | | | | | |
| 僧 | 月性 | | | | | | |

| | | | | | |
|----|-----|-----|------|--------|--------|
| 僧 | 默霖 | 雄綱 | 絢夫 | 雪溪 | 宇都宮真名介 |
| 伊達 | 宗城 | 遠江守 | 伊豫守 | 藍山 | |
| 田中 | 光顯 | 顯助 | 青山 | | |
| 田中 | 不二麿 | 國之助 | 輔 | 夢山 | |
| 田宮 | 如雲 | 篤輝 | 彌太郎 | 桂園 | |
| 高崎 | 五六 | 猪太郎 | 友愛 | 兵部 | 朝稻兵助 |
| 高崎 | 正風 | 佐太郎 | 佐京 | | |
| 高杉 | 晋作 | 東行 | 春風 | 谷潛藏 | 谷梅之進 |
| 武市 | 半平太 | 小楯 | 瑞山 | 茗礪 | |
| 武田 | 耕雲齋 | 正生 | 修理 | 伊賀守 | 跡部彦九郎 |
| 玉 | 松操 | 真弘 | 重誠 | 山本毅軒 | |
| 千種 | 有文 | 子和 | 自觀 | 井蛙 | |
| 辻 | 維嶽 | 將曹 | 勘三郎 | | |
| 寺島 | 忠三郎 | 昌昭 | 子大 | 刀山 | 牛敷春三郎 |
| 寺島 | 宗則 | 陶藏 | 松木弘菴 | 松木安右衛門 | 和泉千藏 |
| | | | | | 斃不休齋 |

| | |
|-------|-------------------------|
| 寺村左膳 | 日野春草 |
| 戶田忠敬 | 忠太夫 銀次郎 蓬軒 |
| 戶田忠至 | 大和守 間瀬和二郎 |
| 徳川家定 | 家祥 温恭院 |
| 徳川慶勝 | 慶恕 松平義恕 月堂 |
| 徳川慶喜 | 一橋刑部卿 |
| 徳川家茂 | 慶福 菊千代 紀伊宰相 昭徳院 |
| 徳川茂徳 | 玄同 一橋茂榮 |
| 轟武兵衛 | 寛胤 照幡烈之助 |
| 伴林光平 | 六郎 嵩齋 班鳩隱士 大雲坊周永 |
| 奈良原繁 | 幸五郎 喜八郎 |
| 中岡慎太郎 | 道正 光次 迂山 遠山 石川清之助 大山彦太郎 |
| 中根雪江 | 横山勘藏 寺石貫夫 |
| 中村圓太 | 師質 靱負 無二 野唯人 |

| | |
|-------|------------------------|
| 永井尙志 | 主永 玄蕃 岩之丞 介堂 |
| 長岡護美 | 細川良之助 監物 雲海 |
| 鍋島直正 | 松平肥前守齊正 閑叟 |
| 橋本綱紀 | 左内 伯綱 景岳 藜園 櫻花晴暉樓 |
| 原市之進 | 忠成 忠敬 仲寧 伍軒 尙不愧齋 |
| 土方久元 | 楠左衛門 秦山 |
| 平井收二郎 | 義比 幾馬 徳助 |
| 平野次郎 | 國臣 宮崎司 |
| 平山省齋 | 圖書頭 安定 安民 敬忠 金吾 六藏 謙二郎 |
| 平山兵助 | 繁義 細谷忠齋 |
| 廣澤兵助 | 眞臣 藤右衛門 金吾 波多野秀之進 |
| 廣澤安任 | 富次郎 牧老人 馬牛王 |
| 藤田彪 | 虎之助 誠之進 東湖 |
| 藤井良節 | 宮内 正徳 工藤左門 |
| 藤本眞金 | 津之助 鐵石 鐵塞士 都門賣茶翁 |

| | | |
|------|----------|---------|
| 藤田信 | 小四郎 | 小野斌男 |
| 堀田正睦 | 正篤 | 備中守 |
| 細川護久 | 澄之助 | 越中守喜廷 |
| 眞木保臣 | 和泉 | 紫灘 |
| 間崎哲馬 | 則弘 | 滄浪亭 |
| 益田親施 | 右衛門介 | 彈正 |
| 松平慶永 | 春嶽 | 大藏大輔 |
| 松平容保 | 肥後守 | 閑鷗 |
| 松平定敬 | 越中守 | |
| 松本衡 | 孟成 | 士權 |
| 前原一誠 | 彦太郎 | 佐世八十郎 |
| 毛利敬親 | 松平大膳大夫慶親 | |
| 毛利元德 | 廣封 | 松平長門守定廣 |
| 美玉三平 | 親輔 | 高橋祐次郎 |
| 山内容堂 | 松平豊信 | 五斗先生 |
| | | 九十九洋外史 |
| | | 醉隱 |
| | | 米醉侯 |

| | | | |
|--------|-----------|-----|-------|
| 山縣有朋 | 小助 | 狂介 | 萩原鹿之助 |
| 山階宮晃親王 | 勸修寺官濟範法親王 | 常陸宮 | |
| 山中獻 | 精逸 | 信天翁 | 子文 |
| 梁川星巖 | 孟緯 | 公圖 | 無象 |
| | 百峯 | 老龍菴 | 卯 |
| | 三岡八郎 | | 新十郎 |
| 由利公正 | 平四郎 | 小楠 | 長齋 |
| 横井時存 | 德春 | 幸輔 | 仁左衛門 |
| 吉井友實 | 矩方 | 義卿 | 松陰 |
| 吉田寅次郎 | | | 廿一回猛士 |
| | | | 伯免 |
| | | | 天谷 |

維新史終

(卷二十第史代時本日)

昭和二年五月四日印刷
昭和二年五月七日發行



編輯兼發行者 早稻田大學出版部

右代表者 種村宗八

東京府豐多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者 竹内喜太郎

東京市牛込區榎町七番地

發行所 早稻田大學出版部

東京市牛込區早稻田
一丁目三番

刷印社會式株刷印清日

| | |
|-----------|--------------------|
| 日本時代史一覽 | |
| 第一卷、第二卷 | 日本古代史 (三册) 久米邦武著 |
| 第三卷 | 奈良朝時代史 (二册) 久米邦武著 |
| 第四卷 | 平安朝時代史 (二册) 池田晃淵著 |
| 第五卷 | 鎌倉時代史 (二册) 三浦周行著 |
| 第六卷 | 南北朝時代史 (二册) 久米邦武著 |
| 第七卷 | 室町時代史 (二册) 渡邊世祐著 |
| 第八卷 | 安土桃山時代史 (二册) 渡邊世祐著 |
| 第九卷、第十卷 | 德川時代史 (三册) 池田晃淵著 |
| 第十一卷 | 幕末史 (二册) 小林庄次郎著 |
| 第十二卷 | 維新史 (二册) 本多辰次郎著 |
| 第十三卷、第十四卷 | 明治史 (二册) 吉田東伍著 |

追加

23

265a

終

